官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三七三）　二
○電気工事士法施行令の一部を改正する政令（三七四）　三
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三七五）　四
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三七六）　五
〔府　令〕
○乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府九六）　五
○会員予定者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（同九七）　五
〔省　令〕
○貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業七一）　六
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（同七二）　六
〔法規的告示〕
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項の一部を改正する件（経済産業一六六）　一三
○輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（同一六七）　一四
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し定める件（同一六八）　一四
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する件（海上保安庁二九）　一四
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分・令和三年分～令和五年分）を公表する件（総務三六三）　一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和二年分・令和五年分～令和六年分）を公表する件（同三六四）　一八
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一七〇七～一七二三）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　二六
裁判所
破産、免責関係　二六
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構
令和六事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本私立学校振興・共済事業団
令和六事業年度財務諸表、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　二七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　七
会社その他
会社決算公告　七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三百七十三号）（内閣府本府）

1　令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定する。（本則関係）

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）

⑴　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

⑵　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

⑶　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

⑷　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

⑸　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

⑹　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

⑺　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

⑻　熊本県玉名郡玉東町の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇電気工事士法施行令の一部を改正する政令（政令第三百七十四号）（経済産業省）

1　電気工事士試験の受験手数料の額の引上げ

第一種電気工事士試験及び第二種電気工事士試験の受験手数料の額を引き上げる。（第十三条関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第三百七十五号）（金融庁）

1　金融商品取引法施行令について、金融商品債務引受業の対象取引の範囲を拡大する観点から、証券投資信託の信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における指標の変動率に一致させるよう運用する旨を投資信託約款に定めたものに限る規定を削除する。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三百七十六号）（経済産業省）

1　輸出の許可に関する規定の整備

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、ペプチドの合成を行うための装置等の追加を行う。（別表第一関係）

2　輸出の承認に関する規定の整備

経済産業大臣の輸出の承認を要する貨物から、うなぎの稚魚を削除する。（別表第二関係）

3　輸出の特例に関する規定の整備

経済産業大臣の輸出の許可を要しないこととする特例の対象に、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物のうち、無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、経済産業大臣が告示で定めるものを追加する。（第四条第一項ただし書関係）

4　施行期日等

⑴　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に伴う経過措置について規定する。（附則第二項関係）

政　令

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十三号

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和七年政令第三百七十三号）第一条の表の熊本県玉名郡玉東町の区域に係る法第二条第一項の激甚災害に対し、法第十二条、第十三条の二、第十九条の二、第二十四条の二、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十六条の四、第二十六条の五、第二十六条の六、第二十六条の七、第二十六条の八、第二十六条の九、第二十六条の十、第二十六条の十一、第二十六条の十二、第二十六条の十三、第二十六条の十四、第二十六条の十五、第二十六条の十六、第二十六条の十七、第二十六条の十八、第二十六条の十九、第二十六条の二十、第二十六条の二十一、第二十六条の二十二、第二十六条の二十三、第二十六条の二十四、第二十六条の二十五、第二十六条の二十六、第二十六条の二十七、第二十六条の二十八、第二十六条の二十九、第二十六条の三十、第二十六条の三十一、第二十六条の三十二、第二十六条の三十三、第二十六条の三十四、第二十六条の三十五、第二十六条の三十六、第二十六条の三十七、第二十六条の三十八、第二十六条の三十九、第二十六条の四十、第二十六条の四十一、第二十六条の四十二、第二十六条の四十三、第二十六条の四十四、第二十六条の四十五、第二十六条の四十六、第二十六条の四十七、第二十六条の四十八、第二十六条の四十九、第二十六条の五十、第二十六条の五十一、第二十六条の五十二、第二十六条の五十三、第二十六条の五十四、第二十六条の五十五、第二十六条の五十六、第二十六条の五十七、第二十六条の五十八、第二十六条の五十九、第二十六条の六十、第二十六条の六十一、第二十六条の六十二、第二十六条の六十三、第二十六条の六十四、第二十六条の六十五、第二十六条の六十六、第二十六条の六十七、第二十六条の六十八、第二十六条の六十九、第二十六条の七十、第二十六条の七十一、第二十六条の七十二、第二十六条の七十三、第二十六条の七十四、第二十六条の七十五、第二十六条の七十六、第二十六条の七十七、第二十六条の七十八、第二十六条の七十九、第二十六条の八十、第二十六条の八十一、第二十六条の八十二、第二十六条の八十三、第二十六条の八十四、第二十六条の八十五、第二十六条の八十六、第二十六条の八十七、第二十六条の八十八、第二十六条の八十九、第二十六条の九十、第二十六条の九十一、第二十六条の九十二、第二十六条の九十三、第二十六条の九十四、第二十六条の九十五、第二十六条の九十六、第二十六条の九十七、第二十六条の九十八、第二十六条の九十九、第二十六条の百、第二十六条の百一、第二十六条の百二、第二十六条の百三、第二十六条の百四、第二十六条の百五、第二十六条の百六、第二十六条の百七、第二十六条の百八、第二十六条の百九、第二十六条の百十、第二十六条の百十一、第二十六条の百十二、第二十六条の百十三、第二十六条の百十四、第二十六条の百十五、第二十六条の百十六、第二十六条の百十七、第二十六条の百十八、第二十六条の百十九、第二十六条の百二十、第二十六条の百二十一、第二十六条の百二十二、第二十六条の百二十三、第二十六条の百二十四、第二十六条の百二十五、第二十六条の百二十六、第二十六条の百二十七、第二十六条の百二十八、第二十六条の百二十九、第二十六条の百三十、第二十六条の百三十一、第二十六条の百三十二、第二十六条の百三十三、第二十六条の百三十四、第二十六条の百三十五、第二十六条の百三十六、第二十六条の百三十七、第二十六条の百三十八、第二十六条の百三十九、第二十六条の百四十、第二十六条の百四十一、第二十六条の百四十二、第二十六条の百四十三、第二十六条の百四十四、第二十六条の百四十五、第二十六条の百四十六、第二十六条の百四十七、第二十六条の百四十八、第二十六条の百四十九、第二十六条の百五十、第二十六条の百五十一、第二十六条の百五十二、第二十六条の百五十三、第二十六条の百五十四、第二十六条の百五十五、第二十六条の百五十六、第二十六条の百五十七、第二十六条の百五十八、第二十六条の百五十九、第二十六条の百六十、第二十六条の百六十一、第二十六条の百六十二、第二十六条の百六十三、第二十六条の百六十四、第二十六条の百六十五、第二十六条の百六十六、第二十六条の百六十七、第二十六条の百六十八、第二十六条の百六十九、第二十六条の百七十、第二十六条の百七十一、第二十六条の百七十二、第二十六条の百七十三、第二十六条の百七十四、第二十六条の百七十五、第二十六条の百七十六、第二十六条の百七十七、第二十六条の百七十八、第二十六条の百七十九、第二十六条の百八十、第二十六条の百八十一、第二十六条の百八十二、第二十六条の百八十三、第二十六条の百八十四、第二十六条の百八十五、第二十六条の百八十六、第二十六条の百八十七、第二十六条の百八十八、第二十六条の百八十九、第二十六条の百九十、第二十六条の百九十一、第二十六条の百九十二、第二十六条の百九十三、第二十六条の百九十四、第二十六条の百九十五、第二十六条の百九十六、第二十六条の百九十七、第二十六条の百九十八、第二十六条の百九十九、第二十六条の二百、第二十六条の二百一、第二十六条の二百二、第二十六条の二百三、第二十六条の二百四、第二十六条の二百五、第二十六条の二百六、第二十六条の二百七、第二十六条の二百八、第二十六条の二百九、第二十六条の二百十、第二十六条の二百十一、第二十六条の二百十二、第二十六条の二百十三、第二十六条の二百十四、第二十六条の二百十五、第二十六条の二百十六、第二十六条の二百十七、第二十六条の二百十八、第二十六条の二百十九、第二十六条の二百二十、第二十六条の二百二十一、第二十六条の二百二十二、第二十六条の二百二十三、第二十六条の二百二十四、第二十六条の二百二十五、第二十六条の二百二十六、第二十六条の二百二十七、第二十六条の二百二十八、第二十六条の二百二十九、第二十六条の二百三十、第二十六条の二百三十一、第二十六条の二百三十二、第二十六条の二百三十三、第二十六条の二百三十四、第二十六条の二百三十五、第二十六条の二百三十六、第二十六条の二百三十七、第二十六条の二百三十八、第二十六条の二百三十九、第二十六条の二百四十、第二十六条の二百四十一、第二十六条の二百四十二、第二十六条の二百四十三、第二十六条の二百四十四、第二十六条の二百四十五、第二十六条の二百四十六、第二十六条の二百四十七、第二十六条の二百四十八、第二十六条の二百四十九、第二十六条の二百五十、第二十六条の二百五十一、第二十六条の二百五十二、第二十六条の二百五十三、第二十六条の二百五十四、第二十六条の二百五十五、第二十六条の二百五十六、第二十六条の二百五十七、第二十六条の二百五十八、第二十六条の二百五十九、第二十六条の二百六十、第二十六条の二百六十一、第二十六条の二百六十二、第二十六条の二百六十三、第二十六条の二百六十四、第二十六条の二百六十五、第二十六条の二百六十六、第二十六条の二百六十七、第二十六条の二百六十八、第二十六条の二百六十九、第二十六条の二百七十、第二十六条の二百七十一、第二十六条の二百七十二、第二十六条の二百七十三、第二十六条の二百七十四、第二十六条の二百七十五、第二十六条の二百七十六、第二十六条の二百七十七、第二十六条の二百七十八、第二十六条の二百七十九、第二十六条の二百八十、第二十六条の二百八十一、第二十六条の二百八十二、第二十六条の二百八十三、第二十六条の二百八十四、第二十六条の二百八十五、第二十六条の二百八十六、第二十六条の二百八十七、第二十六条の二百八十八、第二十六条の二百八十九、第二十六条の二百九十、第二十六条の二百九十一、第二十六条の二百九十二、第二十六条の二百九十三、第二十六条の二百九十四、第二十六条の二百九十五、第二十六条の二百九十六、第二十六条の二百九十七、第二十六条の二百九十八、第二十六条の二百九十九、第二十六条の三百、第二十六条の三百一、第二十六条の三百二、第二十六条の三百三、第二十六条の三百四、第二十六条の三百五、第二十六条の三百六、第二十六条の三百七、第二十六条の三百八、第二十六条の三百九、第二十六条の三百十、第二十六条の三百十一、第二十六条の三百十二、第二十六条の三百十三、第二十六条の三百十四、第二十六条の三百十五、第二十六条の三百十六、第二十六条の三百十七、第二十六条の三百十八、第二十六条の三百十九、第二十六条の三百二十、第二十六条の三百二十一、第二十六条の三百二十二、第二十六条の三百二十三、第二十六条の三百二十四、第二十六条の三百二十五、第二十六条の三百二十六、第二十六条の三百二十七、第二十六条の三百二十八、第二十六条の三百二十九、第二十六条の三百三十、第二十六条の三百三十一、第二十六条の三百三十二、第二十六条の三百三十三、第二十六条の三百三十四、第二十六条の三百三十五、第二十六条の三百三十六、第二十六条の三百三十七、第二十六条の三百三十八、第二十六条の三百三十九、第二十六条の三百四十、第二十六条の三百四十一、第二十六条の三百四十二、第二十六条の三百四十三、第二十六条の三百四十四、第二十六条の三百四十五、第二十六条の三百四十六、第二十六条の三百四十七、第二十六条の三百四十八、第二十六条の三百四十九、第二十六条の三百五十、第二十六条の三百五十一、第二十六条の三百五十二、第二十六条の三百五十三、第二十六条の三百五十四、第二十六条の三百五十五、第二十六条の三百五十六、第二十六条の三百五十七、第二十六条の三百五十八、第二十六条の三百五十九、第二十六条の三百六十、第二十六条の三百六十一、第二十六条の三百六十二、第二十六条の三百六十三、第二十六条の三百六十四、第二十六条の三百六十五、第二十六条の三百六十六、第二十六条の三百六十七、第二十六条の三百六十八、第二十六条の三百六十九、第二十六条の三百七十、第二十六条の三百七十一、第二十六条の三百七十二、第二十六条の三百七十三、第二十六条の三百七十四、第二十六条の三百七十五、第二十六条の三百七十六、第二十六条の三百七十七、第二十六条の三百七十八、第二十六条の三百七十九、第二十六条の三百八十、第二十六条の三百八十一、第二十六条の三百八十二、第二十六条の三百八十三、第二十六条の三百八十四、第二十六条の三百八十五、第二十六条の三百八十六、第二十六条の三百八十七、第二十六条の三百八十八、第二十六条の三百八十九、第二十六条の三百九十、第二十六条の三百九十一、第二十六条の三百九十二、第二十六条の三百九十三、第二十六条の三百九十四、第二十六条の三百九十五、第二十六条の三百九十六、第二十六条の三百九十七、第二十六条の三百九十八、第二十六条の三百九十九、第二十六条の四百、第二十六条の四百一、第二十六条の四百二、第二十六条の四百三、第二十六条の四百四、第二十六条の四百五、第二十六条の四百六、第二十六条の四百七、第二十六条の四百八、第二十六条の四百九、第二十六条の四百十、第二十六条の四百十一、第二十六条の四百十二、第二十六条の四百十三、第二十六条の四百十四、第二十六条の四百十五、第二十六条の四百十六、第二十六条の四百十七、第二十六条の四百十八、第二十六条の四百十九、第二十六条の四百二十、第二十六条の四百二十一、第二十六条の四百二十二、第二十六条の四百二十三、第二十六条の四百二十四、第二十六条の四百二十五、第二十六条の四百二十六、第二十六条の四百二十七、第二十六条の四百二十八、第二十六条の四百二十九、第二十六条の四百三十、第二十六条の四百三十一、第二十六条の四百三十二、第二十六条の四百三十三、第二十六条の四百三十四、第二十六条の四百三十五、第二十六条の四百三十六、第二十六条の四百三十七、第二十六条の四百三十八、第二十六条の四百三十九、第二十六条の四百四十、第二十六条の四百四十一、第二十六条の四百四十二、第二十六条の四百四十三、第二十六条の四百四十四、第二十六条の四百四十五、第二十六条の四百四十六、第二十六条の四百四十七、第二十六条の四百四十八、第二十六条の四百四十九、第二十六条の四百五十、第二十六条の四百五十一、第二十六条の四百五十二、第二十六条の四百五十三、第二十六条の四百五十四、第二十六条の四百五十五、第二十六条の四百五十六、第二十六条の四百五十七、第二十六条の四百五十八、第二十六条の四百五十九、第二十六条の四百六十、第二十六条の四百六十一、第二十六条の四百六十二、第二十六条の四百六十三、第二十六条の四百六十四、第二十六条の四百六十五、第二十六条の四百六十六、第二十六条の四百六十七、第二十六条の四百六十八、第二十六条の四百六十九、第二十六条の四百七十、第二十六条の四百七十一、第二十六条の四百七十二、第二十六条の四百七十三、第二十六条の四百七十四、第二十六条の四百七十五、第二十六条の四百七十六、第二十六条の四百七十七、第二十六条の四百七十八、第二十六条の四百七十九、第二十六条の四百八十、第二十六条の四百八十一、第二十六条の四百八十二、第二十六条の四百八十三、第二十六条の四百八十四、第二十六条の四百八十五、第二十六条の四百八十六、第二十六条の四百八十七、第二十六条の四百八十八、第二十六条の四百八十九、第二十六条の四百九十、第二十六条の四百九十一、第二十六条の四百九十二、第二十六条の四百九十三、第二十六条の四百九十四、第二十六条の四百九十五、第二十六条の四百九十六、第二十六条の四百九十七、第二十六条の四百九十八、第二十六条の四百九十九、第二十六条の五百、第二十六条の五百一、第二十六条の五百二、第二十六条の五百三、第二十六条の五百四、第二十六条の五百五、第二十六条の五百六、第二十六条の五百七、第二十六条の五百八、第二十六条の五百九、第二十六条の五百十、第二十六条の五百十一、第二十六条の五百十二、第二十六条の五百十三、第二十六条の五百十四、第二十六条の五百十五、第二十六条の五百十六、第二十六条の五百十七、第二十六条の五百十八、第二十六条の五百十九、第二十六条の五百二十、第二十六条の五百二十一、第二十六条の五百二十二、第二十六条の五百二十三、第二十六条の五百二十四、第二十六条の五百二十五、第二十六条の五百二十六、第二十六条の五百二十七、第二十六条の五百二十八、第二十六条の五百二十九、第二十六条の五百三十、第二十六条の五百三十一、第二十六条の五百三十二、第二十六条の五百三十三、第二十六条の五百三十四、第二十六条の五百三十五、第二十六条の五百三十六、第二十六条の五百三十七、第二十六条の五百三十八、第二十六条の五百三十九、第二十六条の五百四十、第二十六条の五百四十一、第二十六条の五百四十二、第二十六条の五百四十三、第二十六条の五百四十四、第二十六条の五百四十五、第二十六条の五百四十六、第二十六条の五百四十七、第二十六条の五百四十八、第二十六条の五百四十九、第二十六条の五百五十、第二十六条の五百五十一、第二十六条の五百五十二、第二十六条の五百五十三、第二十六条の五百五十四、第二十六条の五百五十五、第二十六条の五百五十六、第二十六条の五百五十七、第二十六条の五百五十八、第二十六条の五百五十九、第二十六条の五百六十、第二十六条の五百六十一、第二十六条の五百六十二、第二十六条の五百六十三、第二十六条の五百六十四、第二十六条の五百六十五、第二十六条の五百六十六、第二十六条の五百六十七、第二十六条の五百六十八、第二十六条の五百六十九、第二十六条の五百七十、第二十六条の五百七十一、第二十六条の五百七十二、第二十六条の五百七十三、第二十六条の五百七十四、第二十六条の五百七十五、第二十六条の五百七十六、第二十六条の五百七十七、第二十六条の五百七十八、第二十六条の五百七十九、第二十六条の五百八十、第二十六条の五百八十一、第二十六条の五百八十二、第二十六条の五百八十三、第二十六条の五百八十四、第二十六条の五百八十五、第二十六条の五百八十六、第二十六条の五百八十七、第二十六条の五百八十八、第二十六条の五百八十九、第二十六条の五百九十、第二十六条の五百九十一、第二十六条の五百九十二、第二十六条の五百九十三、第二十六条の五百九十四、第二十六条の五百九十五、第二十六条の五百九十六、第二十六条の五百九十七、第二十六条の五百九十八、第二十六条の五百九十九、第二十六条の六百、第二十六条の六百一、第二十六条の六百二、第二十六条の六百三、第二十六条の六百四、第二十六条の六百五、第二十六条の六百六、第二十六条の六百七、第二十六条の六百八、第二十六条の六百九、第二十六条の六百十、第二十六条の六百十一、第二十六条の六百十二、第二十六条の六百十三、第二十六条の六百十四、第二十六条の六百十五、第二十六条の六百十六、第二十六条の六百十七、第二十六条の六百十八、第二十六条の六百十九、第二十六条の六百二十、第二十六条の六百二十一、第二十六条の六百二十二、第二十六条の六百二十三、第二十六条の六百二十四、第二十六条の六百二十五、第二十六条の六百二十六、第二十六条の六百二十七、第二十六条の六百二十八、第二十六条の六百二十九、第二十六条の六百三十、第二十六条の六百三十一、第二十六条の六百三十二、第二十六条の六百三十三、第二十六条の六百三十四、第二十六条の六百三十五、第二十六条の六百三十六、第二十六条の六百三十七、第二十六条の六百三十八、第二十六条の六百三十九、第二十六条の六百四十、第二十六条の六百四十一、第二十六条の六百四十二、第二十六条の六百四十三、第二十六条の六百四十四、第二十六条の六百四十五、第二十六条の六百四十六、第二十六条の六百四十七、第二十六条の六百四十八、第二十六条の六百四十九、第二十六条の六百五十、第二十六条の六百五十一、第二十六条の六百五十二、第二十六条の六百五十三、第二十六条の六百五十四、第二十六条の六百五十五、第二十六条の六百五十六、第二十六条の六百五十七、第二十六条の六百五十八、第二十六条の六百五十九、第二十六条の六百六十、第二十六条の六百六十一、第二十六条の六百六十二、第二十六条の六百六十三、第二十六条の六百六十四、第二十六条の六百六十五、第二十六条の六百六十六、第二十六条の六百六十七、第二十六条の六百六十八、第二十六条の六百六十九、第二十六条の六百七十、第二十六条の六百七十一、第二十六条の六百七十二、第二十六条の六百七十三、第二十六条の六百七十四、第二十六条の六百七十五、第二十六条の六百七十六、第二十六条の六百七十七、第二十六条の六百七十八、第二十六条の六百七十九、第二十六条の六百八十、第二十六条の六百八十一、第二十六条の六百八十二、第二十六条の六百八十三、第二十六条の六百八十四、第二十六条の六百八十五、第二十六条の六百八十六、第二十六条の六百八十七、第二十六条の六百八十八、第二十六条の六百八十九、第二十六条の六百九十、第二十六条の六百九十一、第二十六条の六百九十二、第二十六条の六百九十三、第二十六条の六百九十四、第二十六条の六百九十五、第二十六条の六百九十六、第二十六条の六百九十七、第二十六条の六百九十八、第二十六条の六百九十九、第二十六条の七百、第二十六条の七百一、第二十六条の七百二、第二十六条の七百三、第二十六条の七百四、第二十六条の七百五、第二十六条の七百六、第二十六条の七百七、第二十六条の七百八、第二十六条の七百九、第二十六条の七百十、第二十六条の七百十一、第二十六条の七百十二、第二十六条の七百十三、第二十六条の七百十四、第二十六条の七百十五、第二十六条の七百十六、第二十六条の七百十七、第二十六条の七百十八、第二十六条の七百十九、第二十六条の七百二十、第二十六条の七百二十一、第二十六条の七百二十二、第二十六条の七百二十三、第二十六条の七百二十四、第二十六条の七百二十五、第二十六条の七百二十六、第二十六条の七百二十七、第二十六条の七百二十八、第二十六条の七百二十九、第二十六条の七百三十、第二十六条の七百三十一、第二十六条の七百三十二、第二十六条の七百三十三、第二十六条の七百三十四、第二十六条の七百三十五、第二十六条の七百三十六、第二十六条の七百三十七、第二十六条の七百三十八、第二十六条の七百三十九、第二十六条の七百四十、第二十六条の七百四十一、第二十六条の七百四十二、第二十六条の七百四十三、第二十六条の七百四十四、第二十六条の七百四十五、第二十六条の七百四十六、第二十六条の七百四十七、第二十六条の七百四十八、第二十六条の七百四十九、第二十六条の七百五十、第二十六条の七百五十一、第二十六条の七百五十二、第二十六条の七百五十三、第二十六条の七百五十四、第二十六条の七百五十五、第二十六条の七百五十六、第二十六条の七百五十七、第二十六条の七百五十八、第二十六条の七百五十九、第二十六条の七百六十、第二十六条の七百六十一、第二十六条の七百六十二、第二十六条の七百六十三、第二十六条の七百六十四、第二十六条の七百六十五、第二十六条の七百六十六、第二十六条の七百六十七、第二十六条の七百六十八、第二十六条の七百六十九、第二十六条の七百七十、第二十六条の七百七十一、第二十六条の七百七十二、第二十六条の七百七十三、第二十六条の七百七十四、第二十六条の七百七十五、第二十六条の七百七十六、第二十六条の七百七十七、第二十六条の七百七十八、第二十六条の七百七十九、第二十六条の七百八十、第二十六条の七百八十一、第二十六条の七百八十二、第二十六条の七百八十三、第二十六条の七百八十四、第二十六条の七百八十五、第二十六条の七百八十六、第二十六条の七百八十七、第二十六条の七百八十八、第二十六条の七百八十九、第二十六条の七百九十、第二十六条の七百九十一、第二十六条の七百九十二、第二十六条の七百九十三、第二十六条の七百九十四、第二十六条の七百九十五、第二十六条の七百九十六、第二十六条の七百九十七、第二十六条の七百九十八、第二十六条の七百九十九、第二十六条の八百、第二十六条の八百一、第二十六条の八百二、第二十六条の八百三、第二十六条の八百四、第二十六条の八百五、第二十六条の八百六、第二十六条の八百七、第二十六条の八百八、第二十六条の八百九、第二十六条の八百十、第二十六条の八百十一、第二十六条の八百十二、第二十六条の八百十三、第二十六条の八百十四、第二十六条の八百十五、第二十六条の八百十六、第二十六条の八百十七、第二十六条の八百十八、第二十六条の八百十九、第二十六条の八百二十、第二十六条の八百二十一、第二十六条の八百二十二、第二十六条の八百二十三、第二十六条の八百二十四、第二十六条の八百二十五、第二十六条の八百二十六、第二十六条の八百二十七、第二十六条の八百二十八、第二十六条の八百二十九、第二十六条の八百三十、第二十六条の八百三十一、第二十六条の八百三十二、第二十六条の八百三十三、第二十六条の八百三十四、第二十六条の八百三十五、第二十六条の八百三十六、第二十六条の八百三十七、第二十六条の八百三十八、第二十六条の八百三十九、第二十六条の八百四十、第二十六条の八百四十一、第二十六条の八百四十二、第二十六条の八百四十三、第二十六条の八百四十四、第二十六条の八百四十五、第二十六条の八百四十六、第二十六条の八百四十七、第二十六条の八百四十八、第二十六条の八百四十九、第二十六条の八百五十、第二十六条の八百五十一、第二十六条の八百五十二、第二十六条の八百五十三、第二十六条の八百五十四、第二十六条の八百五十五、第二十六条の八百五十六、第二十六条の八百五十七、第二十六条の八百五十八、第二十六条の八百五十九、第二十六条の八百六十、第二十六条の八百六十一、第二十六条の八百六十二、第二十六条の八百六十三、第二十六条の八百六十四、第二十六条の八百六十五、第二十六条の八百六十六、第二十六条の八百六十七、第二十六条の八百六十八、第二十六条の八百六十九、第二十六条の八百七十、第二十六条の八百七十一、第二十六条の八百七十二、第二十六条の八百七十三、第二十六条の八百七十四、第二十六条の八百七十五、第二十六条の八百七十六、第二十六条の八百七十七、第二十六条の八百七十八、第二十六条の八百七十九、第二十六条の八百八十、第二十六条の八百八十一、第二十六条の八百八十二、第二十六条の八百八十三、第二十六条の八百八十四、第二十六条の八百八十五、第二十六条の八百八十六、第二十六条の八百八十七、第二十六条の八百八十八、第二十六条の八百八十九、第二十六条の八百九十、第二十六条の八百九十一、第二十六条の八百九十二、第二十六条の八百九十三、第二十六条の八百九十四、第二十六条の八百九十五、第二十六条の八百九十六、第二十六条の八百九十七、第二十六条の八百九十八、第二十六条の八百九十九、第二十六条の九百、第二十六条の九百一、第二十六条の九百二、第二十六条の九百三、第二十六条の九百四、第二十六条の九百五、第二十六条の九百六、第二十六条の九百七、第二十六条の九百八、第二十六条の九百九、第二十六条の九百十、第二十六条の九百十一、第二十六条の九百十二、第二十六条の九百十三、第二十六条の九百十四、第二十六条の九百十五、第二十六条の九百十六、第二十六条の九百十七、第二十六条の九百十八、第二十六条の九百十九、第二十六条の九百二十、第二十六条の九百二十一、第二十六条の九百二十二、第二十六条の九百二十三、第二十六条の九百二十四、第二十六条の九百二十五、第二十六条の九百二十六、第二十六条の九百二十七、第二十六条の九百二十八、第二十六条の九百二十九、第二十六条の九百三十、第二十六条の九百三十一、第二十六条の九百三十二、第二十六条の九百三十三、第二十六条の九百三十四、第二十六条の九百三十五、第二十六条の九百三十六、第二十六条の九百三十七、第二十六条の九百三十八、第二十六条の九百三十九、第二十六条の九百四十、第二十六条の九百四十一、第二十六条の九百四十二、第二十六条の九百四十三、第二十六条の九百四十四、第二十六条の九百四十五、第二十六条の九百四十六、第二十六条の九百四十七、第二十六条の九百四十八、第二十六条の九百四十九、第二十六条の九百五十、第二十六条の九百五十一、第二十六条の九百五十二、第二十六条の九百五十三、第二十六条の九百五十四、第二十六条の九百五十五、第二十六条の九百五十六、第二十六条の九百五十七、第二十六条の九百五十八、第二十六条の九百五十九、第二十六条の九百六十、第二十六条の九百六十一、第二十六条の九百六十二、第二十六条の九百六十三、第二十六条の九百六十四、第二十六条の九百六十五、第二十六条の九百六十六、第二十六条の九百六十七、第二十六条の九百六十八、第二十六条の九百六十九、第二十六条の九百七十、第二十六条の九百七十一、第二十六条の九百七十二、第二十六条の九百七十三、第二十六条の九百七十四、第二十六条の九百七十五、第二十六条の九百七十六、第二十六条の九百七十七、第二十六条の九百七十八、第二十六条の九百七十九、第二十六条の九百八十、第二十六条の九百八十一、第二十六条の九百八十二、第二十六条の九百八十三、第二十六条の九百八十四、第二十六条の九百八十五、第二十六条の九百八十六、第二十六条の九百八十七、第二十六条の九百八十八、第二十六条の九百八十九、第二十六条の九百九十、第二十六条の九百九十一、第二十六条の九百九十二、第二十六条の九百九十三、第二十六条の九百九十四、第二十六条の九百九十五、第二十六条の九百九十六、第二十六条の九百九十七、第二十六条の九百九十八、第二十六条の九百九十九、第二十六条の千、第二十六条の千一、第二十六条の千二、第二十六条の千三、第二十六条の千四、第二十六条の千五、第二十六条の千六、第二十六条の千七、第二十六条の千八、第二十六条の千九、第二十六条の千十、第二十六条の千十一、第二十六条の千十二、第二十六条の千十三、第二十六条の千十四、第二十六条の千十五、第二十六条の千十六、第二十六条の千十七、第二十六条の千十八、第二十六条の千十九、第二十六条の千二十、第二十六条の千二十一、第二十六条の千二十二、第二十六条の千二十三、第二十六条の千二十四、第二十六条の千二十五、第二十六条の千二十六、第二十六条の千二十七、第二十六条の千二十八、第二十六条の千二十九、第二十六条の千三十、第二十六条の千三十一、第二十六条の千三十二、第二十六条の千三十三、第二十六条の千三十四、第二十六条の千三十五、第二十六条の千三十六、第二十六条の千三十七、第二十六条の千三十八、第二十六条の千三十九、第二十六条の千四十、第二十六条の千四十一、第二十六条の千四十二、第二十六条の千四十三、第二十六条の千四十四、第二十六条の千四十五、第二十六条の千四十六、第二十六条の千四十七、第二十六条の千四十八、第二十六条の千四十九、第二十六条の千五十、第二十六条の千五十一、第二十六条の千五十二、第二十六条の千五十三、第二十六条の千五十四、第二十六条の千五十五、第二十六条の千五十六、第二十六条の千五十七、第二十六条の千五十八、第二十六条の千五十九、第二十六条の千六十、第二十六条の千六十一、第二十六条の千六十二、第二十六条の千六十三、第二十六条の千六十四、第二十六条の千六十五、第二十六条の千六十六、第二十六条の千六十七、第二十六条の千六十八、第二十六条の千六十九、第二十六条の千七十、第二十六条の千七十一、第二十六条の千七十二、第二十六条の千七十三、第二十六条の千七十四、第二十六条の千七十五、第二十六条の千七十六、第二十六条の千七十七、第二十六条の千七十八、第二十六条の千七十九、第二十六条の千八十、第二十六条の千八十一、第二十六条の千八十二、第二十六条の千八十三、第二十六条の千八十四、第二十六条の千八十五、第二十六条の千八十六、第二十六条の千八十七、第二十六条の千八十八、第二十六条の千八十九、第二十六条の千九十、第二十六条の千九十一、第二十六条の千九十二、第二十六条の千九十三、第二十六条の千九十四、第二十六条の千九十五、第二十六条の千九十六、第二十六条の千九十七、第二十六条の千九十八、第二十六条の千九十九、第二十六条の二千、第二十六条の二千一、第二十六条の二千二、第二十六条の二千三、第二十六条の二千四、第二十六条の二千五、第二十六条の二千六、第二十六条の二千七、第二十六条の二千八、第二十六条の二千九、第二十六条の二千十、第二十六条の二千十一、第二十六条の二千十二、第二十六条の二千十三、第二十六条の二千十四、第二十六条の二千十五、第二十六条の二千十六、第二十六条の二千十七、第二十六条の二千十八、第二十六条の二千十九、第二十六条の二千二十、第二十六条の二千二十一、第二十六条の二千二十二、第二十六条の二千二十三、第二十六条の二千二十四、第二十六条の二千二十五、第二十六条の二千二十六、第二十六条の二千二十七、第二十六条の二千二十八、第二十六条の二千二十九、第二十六条の二千三十、第二十六条の二千三十一、第二十六条の二千三十二、第二十六条の二千三十三、第二十六条の二千三十四、第二十六条の二千三十五、第二十六条の二千三十六、第二十六条の二千三十七、第二十六条の二千三十八、第二十六条の二千三十九、第二十六条の二千四十、第二十六条の二千四十一、第二十六条の二千四十二、第二十六条の二千四十三、第二十六条の二千四十四、第二十六条の二千四十五、第二十六条の二千四十六、第二十六条の二千四十七、第二十六条の二千四十八、第二十六条の二千四十九、第二十六条の二千五十、第二十六条の二千五十一、第二十六条の二千五十二、第二十六条の二千五十三、第二十六条の二千五十四、第二十六条の二千五十五、第二十六条の二千五十六、第二十六条の二千五十七、第二十六条の二千五十八、第二十六条の二千五十九、第二十六条の二千六十、第二十六条の二千六十一、第二十六条の二千六十二、第二十六条の二千六十三、第二十六条の二千六十四、第二十六条の二千六十五、第二十六条の二千六十六、第二十六条の二千六十七、第二十六条の二千六十八、第二十六条の二千六十九、第二十六条の二千七十、第二十六条の二千七十一、第二十六条の二千七十二、第二十六条の二千七十三、第二十六条の二千七十四、第二十六条の二千七十五、第二十六条の二千七十六、第二十六条の二千七十七、第二十六条の二千七十八、第二十六条の二千七十九、第二十六条の二千八十、第二十六条の二千八十一、第二十六条の二千八十二、第二十六条の二千八十三、第二十六条の二千八十四、第二十六条の二千八十五、第二十六条の二千八十六、第二十六条の二千八十七、第二十六条の二千八十八、第二十六条の二千八十九、第二十六条の二千九十、第二十六条の二千九十一、第二十六条の二千九十二、第二十六条の二千九十三、第二十六条の二千九十四、第二十六条の二千九十五、第二十六条の二千九十六、第二十六条の二千九十七、第二十六条の二千九十八、第二十六条の二千九十九、第二十六条の三千、第二十六条の三千一、第二十六条の三千二、第二十六条の三千三、第二十六条の三千四、第二十六条の三千五、第二十六条の三千六、第二十六条の三千七、第二十六条の三千八、第二十六条の三千九、第二十六条の三千十、第二十六条の三千十一、第二十六条の三千十二、第二十六条の三千十三、第二十六条の三千十四、第二十六条の三千十五、第二十六条の三千十六、第二十六条の三千十七、第二十六条の三千十八、第二十六条の三千十九、第二十六条の三千二十、第二十六条の三千二十一、第二十六条の三千二十二、第二十六条の三千二十三、第二十六条の三千二十四、第二十六条の三千二十五、第二十六条の三千二十六、第二十六条の三千二十七、第二十六条の三千二十八、第二十六条の三千二十九、第二十六条の三千三十、第二十六条の三千三十一、第二十六条の三千三十二、第二十六条の三千三十三、第二十六条の三千三十四、第二十六条の三千三十五、第二十六条の三千三十六、第二十六条の三千三十七、第二十六条の三千三十八、第二十六条の三千三十九、第二十六条の三千四十、第二十六条の三千四十一、第二十六条の三千四十二、第二十六条の三千四十三、第二十六条の三千四十四、第二十六条の三千四十五、第二十六条の三千四十六、第二十六条の三千四十七、第二十六条の三千四十八、第二十六条の三千四十九、第二十六条の三千五十、第二十六条の三千五十一、第二十六条の三千五十二、第二十六条の三千五十三、第二十六条の三千五十四、第二十六条の三千五十五、第二十六条の三千五十六、第二十六条の三千五十七、第二十六条の三千五十八、第二十六条の三千五十九、第二十六条の三千六十、第二十六条の三千六十一、第二十六条の三千六十二、第二十

電気工事士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十四号

電気工事士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表第一号中「一万千三百円」を「一万四千四百円」に、「一万九百円」を「一万三千円」に改め、同表第二号中「九千六百円」を「一万二千五百円」に、「九千三百円」を「一万千百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十五号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十九第四号中「その信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及び」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三〇及び三三の項」を「三〇の項」に改める。

第四条第一項ただし書中「第二号ホ」の下に「及びヘ」を加える。

附則第三項中「、三三」を削る。

別表第一の三の二の項（二）に次のように加える。

10　ペプチドの合成を行うための装置	

別表第一の五の項に次のように加える。

（二十）　ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）若しくはその合金の粉（二及び四の項の中欄並びに（五）に掲げるものを除く。）	

別表第一の七の項（十）の次に次のように加える。

（十の二）　フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置	

別表第二の三三の項を次のように改める。

三三	削除

別表第七の二の項中「一九及び三三の項」を「一九の項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条第一項ただし書の改正規定及び次項の規定　公布の日の翌日

二　第二条第二項の改正規定、附則第三項の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第七の改正規定　令和七年十二月一日

（罰則に関する経過措置）

2　前項各号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣総理大臣　高市　早苗

府　令

○内閣府令第九十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条、第二十二条の二（職員に係る部分に限る。）及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準 ［二・三　略］ 2　設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 3　［略］	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一　法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条（乳児等通園支援事業者（市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準 ［二・三　同上］ 2　設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業としての面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 3　［略］
（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件） **第九条**　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等） **第十条**　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2　［略］ （虐待等の禁止） **第十三条**　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （乳児等通園支援事業所内部の規程） **第十六条**　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ［一～五　略］ 六　利用定員 七　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 ［八～十一　略］	（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件） **第九条**　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等） **第十条**　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2　［同上］ （虐待等の防止） **第十三条**　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （乳児等通園支援事業所内部の規程） **第十六条**　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ［一～五　同上］ 六　乳児、幼児の区分ごとの利用定員 七　乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ［八～十一　同上］

（秘密保持等）

第十八条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　［略］

（乳児等通園支援事業の区分）

第二十条　［略］

2　［略］

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項又は第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備及び職員の基準の特例）

第二十二条の二　子ども・子育て支援法第三十条第一項第四号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前二条の規定は適用しない。

（準用）

第二十六条　第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

（秘密保持等）

第十八条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　［同上］

（乳児等通園支援事業の区分）

第二十条　［同上］

2　［同上］

3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

［条を加える。］

（準用）

第二十六条　第二十三条及び第二十四条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

（電磁的記録）

第二十七条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電磁的記録）

第二十七条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

○内閣府令第九十七号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第四条の規定に基づき、会員予定者の候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月十四日　内閣総理大臣　高市　早苗

会員予定者の候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第三条第一項に規定する会員予定者の候補者の内閣総理大臣への推薦は、同項に基づく指名を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名を記載した書類を提出することにより行うものとする。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

省　令

○経済産業省令第七十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第八項の規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可を要しない役務取引等） **第九条**　（略） ２　令第十七条第八項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。 一～二の二　（略） 三　日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力、技術協力若しくは安全保障上の能力強化等に係る協力に関する協定に基づいて居住者又は非居住者が行う役務取引（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とするものを除く。） 三の二～十三　（略） 十四　プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ　（略） ニ　役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引 （一）・（二）　（略） （三）　本邦から輸出された記録媒体が破損し修理ができない場合においてその代わりに輸出される記録媒体と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの（（二）に該当するプログラムを除く。） ホ・ヘ　（略） 十五・十六　（略） ３　（略）	（許可を要しない役務取引等） **第九条**　（略） ２　令第十七条第八項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。 一～二の二　（略） 三　日本国政府が外国政府に対して行う賠償又は無償の経済協力若しくは技術協力に関する協定に基づいて居住者又は非居住者が行う役務取引 三の二～十三　（略） 十四　プログラムを提供する取引であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ　（略） ニ　役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引 （一）・（二）　（略） （新設） ホ・ヘ　（略） 十五・十六　（略） ３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～四十四　（略）	一～四十四　（略）
四十五　流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの	四十五　流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　一〇ギガパスカルを超える衝撃圧力を測定することができる圧力測定器	ロ　一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができる圧力測定器
ハ　（略）	ハ　（略）
四十六～六十二　（略）	四十六～六十二　（略）
第二条の二　輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第二条の二**　輸出令別表第一の三の二の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、ＨＴ―2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスシルペノール、志賀毒素、Ｔ―2トキシン、テトロドトキシン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、ボツリヌス神経毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン	三　毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、ＨＴ―2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシン、コノトキシン、ジアセトキシスシルペノール、志賀毒素、Ｔ―2トキシン、テトロドトキシン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パリトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン
四～六　（略）	四～六　（略）
2　輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	2　輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	二　発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ　使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの	イ　使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
（一）　内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるように設計されたもの	（一）　内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
（二）　（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの	（二）　（一）に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
（三）　（略）	（三）　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
三　流量が一時間につき一〇〇リットルを超える連続式の遠心分離機であって、次のいずれかに該当するもの	三　連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの
イ　次の（一）から（三）までの全てに該当するもの	イ　流量が一時間につき一〇〇リットルを超えるもの
（一）　メカニカルシールで軸封をしているもの	
（二）　研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの	
（三）　定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの	

ロ　処理される物質と直接接触する全ての部分品が使い捨てのものである使い捨て式の遠心分離機

（削る）

（削る）

四　クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたものの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）

イ　（略）

ロ　次の（一）又は（二）に該当するもの

（一）　定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの

（二）　（略）

四の二・五　（略）

五の二　毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができる噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ　（略）

ハ　定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの

六～九　（略）

十　ペプチドの合成を行うための装置であって、一部又は全部が自動化されたもののうち、一ミリモル以上のシステム合成スケールでペプチドを生成することができるもの

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　（略）

ロ　第七号ハ（二）1から9までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

六　（略）

七　合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　合金の粉末であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）　（略）

（二）　次のいずれかの方法によって製造したもの

1～8　（略）

9　超音波噴霧法

（三）　（略）

ニ　（略）

八・九　（略）

十　超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）

イ　（略）

ロ　研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ　メカニカルシールで軸封をしているもの

ニ　定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四　クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたものの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）

イ　（略）

ロ　次の（一）又は（二）に該当するもの

（一）　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

（二）　（略）

四の二・五　（略）

五の二　噴霧乾燥器であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ　（略）

ハ　定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

六～九　（略）

（新設）

第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　（略）

ロ　第七号ハ（二）1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

六　（略）

七　合金又はその粉末であって、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　合金の粉末であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）　（略）

（二）　次のいずれかの方法によって製造したもの

1～8　（略）

（新設）

（三）　（略）

ニ　（略）

八・九　（略）

十　超電導材料であって、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）

イ　（略）

ロ　ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの
（一）　磁界をかけない場合に臨界温度が零下二六三・三度超のもの
（二）　（略）
（三）　超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に一二テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、零下二六八・九五度の温度で超電導状態を保つことができるものであって、臨界電流密度が全ての横断面で一、七五〇アンペア毎平方ミリメートルを超えるもの
ハ　超電導フィラメントからなる超電導材料であって、零下一五八・一五度の温度を超えて超電導性を保つことができるもの
十一～十六　（略）
十七　次のいずれかに掲げる合金の粉末又は金属の粉末であって、表面が接種剤でコーティングされているもの（第七号に該当するものを除く。）
イ　高エントロピー合金
ロ　耐火性のある金属又はその合金

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
イ～カ　（略）
ヨ　一つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであって合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上のもの
二～八の四　（略）
九　サンプリングオシロスコープであって、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、次のイ及びロに該当するもの
イ　チャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの
ロ　いずれかのチャネルの上限三デシベル周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの

ロ　ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの
（一）　磁界をかけない場合に臨界温度が零下二六三・三一度超のもの
（二）　（略）
（三）　超電導材料の縦軸に対してあらゆる方向から垂直に一二テスラの磁束密度の磁界をかけた場合に、零下二六八・九六度の温度で超電導状態を保つことができるものであって、臨界電流密度がすべての横断面で一、七五〇アンペア毎平方ミリメートルを超えるもの
ハ　超電導フィラメントからなる超電導材料であって、零下一五八・一六度の温度を超えて超電導性を保つことができるもの
十一～十六　（略）
（新設）

第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
イ～カ　（略）
ヨ　揮発性メモリを含まない他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上である集積回路であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの
（一）　合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサユニットを一つ以上有するもの
（二）　（一）で指定された機械語命令の実行に寄与するユニットを除き、合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上であるデジタル基本演算ユニットを一つ以上有するもの
（三）　合計処理性能（ＴＰＰ）が六、〇〇〇以上であるアナログ基本演算ユニットを一つ以上有するもの
（四）　（一）から（三）までのデジタルプロセッサユニットと基本演算ユニットの組み合わせであって、それらの合計処理性能（ＴＰＰ）の総和が六、〇〇〇以上であるものを有するもの
二～八の四　（略）
九　サンプリングオシロスコープであって、リアルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、いずれかのチャネルの入力三デシベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上の場合において、そのチャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの
（新設）

十　（略）

十の二　モジュール、電子組立品又は装置であって、一つ以上のユーザー構成可能なフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、ルックアップテーブル入力数の総計が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの

十一～二十六　（略）

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ハ　零下五五度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ニ　一二四度を超える温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

二～十二　（略）

第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の三　（略）

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

１　（略）

２　多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一　七八〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

二　七八〇ナノメートル以上一、一〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が三〇ワットを超えるもの

三　一、一〇〇ナノメートル以上一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

四・五　（略）

３～５　（略）

（二）～（六）　（略）

ホ・ヘ　（略）

十の二～十六　（略）

十　（略）

（新設）

十一～二十六　（略）

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ハ　零下五五度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ニ　一二四度を超える温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

二～十二　（略）

第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～九の三　（略）

十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

１　（略）

２　多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの

一　一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

（新設）

二・三　（略）

３～５　（略）

（二）～（六）　（略）

ホ・ヘ　（略）

十の二～十六　（略）

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　直流の電気推進スラスター及びそのために特別に設計された電動機（ブラシレス直流電動機及び永久磁石交流（ＰＭＡＣ）電動機を含む。）

（三）・（四）　（略）

ロ～ホ　（略）

五～十四　（略）

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　宇宙空間用の飛しょう体のミッション機器であって、第六条第二号イ（一）４若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ・ヘ　（略）

四の二～二十　（略）

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

九　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

（削る）

十・十一　（略）

第十六条　外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一～三　（略）

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　直流の推進電動機又はスラスター

（三）・（四）　（略）

ロ～ホ　（略）

五～十四　（略）

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　宇宙空間用の飛しょう体のペイロードであって、第六条第二号イ（一）４若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ・ヘ　（略）

四の二～二十　（略）

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

九　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

（三）　光ファイバーを用いていない光伝送の方式によって一、〇〇〇メートルを超える距離でデータ又は指令を送受することができるもの

十・十一　（略）

第十六条　外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一～三　（略）

四　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機若しくはこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五～十二　（略）

２～５　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　第四条第二号から第十七号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

２～７　（略）

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十号の二、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

２～５　（略）

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十七　（略）

２　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　宇宙空間用の飛しょう体に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

六～十六　（略）

３・４　（略）

第二十五条　外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　（略）

２　（略）

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　（略）

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）～（四）　（略）

（五）　プレッシャーゲイン燃焼

ロ～ヲ　（略）

四　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五～十二　（略）

２～５　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

三　第四条第二号から第十六号までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

２～７　（略）

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

２～５　（略）

第二十一条　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～十七　（略）

２　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

六～十六　（略）

３・４　（略）

第二十五条　外為令別表の一三の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～五　（略）

２　（略）

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　（略）

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）～（四）　（略）

（五）　プレッシャーゲイン燃焼を利用したもの

ロ～ヲ　（略）

三　（略）	三　（略）
四　ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計したガスタービンエンジンの流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム	四　ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
五　（略）	五　（略）
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の二第二項第二号イ、第四号及び第五号の二の改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

（準備行為）

2　この省令による改正後の輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に規定する貨物又は技術について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項若しくは第三項又は第四十八条第一項の許可を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

（経過措置）

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○経済産業省告示第百六十六号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第十条第三項の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第百七十八号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月十四日から施行する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。	二　この告示において「重要管理対象技術」とは、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、当該技術を提供した後に、当該技術の提供を受けた者が当該技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において、省令第九条第二項第七号ロ若しくはニ又は第八号ロ若しくはニに規定するおそれが生じる技術であって、次に掲げるものをいう。
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　ディスプレイの製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	（新設）
（一）量子ドットの設計又は製造に係る技術	（一）有機エレクトロルミネセンスディスプレイに用いられる熱活性化遅延蛍光特性を有する材料の設計又は製造に係る技術
（二）位相差フィルムの設計又は製造に係る技術	（二）位相差フィルムの設計又は製造に係る技術
チ　内視鏡及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの	チ　内視鏡及びその製造に用いられるものの設計又は製造に係る技術であって、次に掲げるもの
（一）次のいずれかに該当する軟性内視鏡（先端硬性部の直径が一六ミリメートル以下のものに限る。）の挿入部の設計又は製造に係る技術	（一）次のいずれかに該当する軟性内視鏡（先端硬性部の直径が一六ミリメートル以下のものに限る。）の挿入部の設計又は製造に係る技術
1　イメージセンサーの総画素数が二、〇〇〇、〇〇〇を超えるもの	1　イメージセンサーの総画素数が二、〇〇〇、〇〇〇を超えるもの
2　光学レンズの視野方向が〇度のものであって、視野角が一二〇度を超えるもの	2　光学レンズの視野方向が〇度のものであって、視野角が一二〇度を超えるもの
3　超音波内視鏡であって、光学レンズの視野方向が〇度でないものであり、かつ、視野角が一〇〇度以上のもの	3　超音波内視鏡であって、光学レンズの視野方向が〇度でないものであり、かつ、視野角が一〇〇度以上のもの

（新設）

○経済産業省告示第百六十七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月十五日から施行する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（1から7までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）	二　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）
1～7　（略）	1～7　（略）
8　外国において国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会に参加するために輸出する貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）であって、当該スポーツ競技大会の終了後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出するものを除く。）	（新設）
9　内閣総理大臣又は外務大臣が化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄のために輸出する貨物であって、当該廃棄の終了後本邦に輸入すべきもの	（新設）
10　警察庁長官又は海上保安庁長官が警護の用に供するために輸出する貨物であって、当該警護の終了後本邦に輸入すべきもの	（新設）
11　本邦に輸出された輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（附属品又は部分品に限る。）であって、防衛大臣が修理のためにその輸出国に輸出するもののうち、当該修理の終了後本邦に輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）	（新設）

○海上保安庁告示第二十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十四日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	ＲＡ467	ジェネラル・アトミクス式ＭＱ－９Ｂ型	Ｎ467ＳＧ
	ＲＡ476	同	Ｎ476ＳＧ
	ＲＡ482	ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ 97000－15（ＭＱ－９Ｂ）型	ＪＡ482Ａ

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	ＲＡ467	ジェネラル・アトミクス式ＭＱ－９Ｂ型	Ｎ467ＳＧ
	ＲＡ476	同	Ｎ476ＳＧ
	ＲＡ477	同	Ｎ477ＳＧ

○経済産業省告示第百六十八号

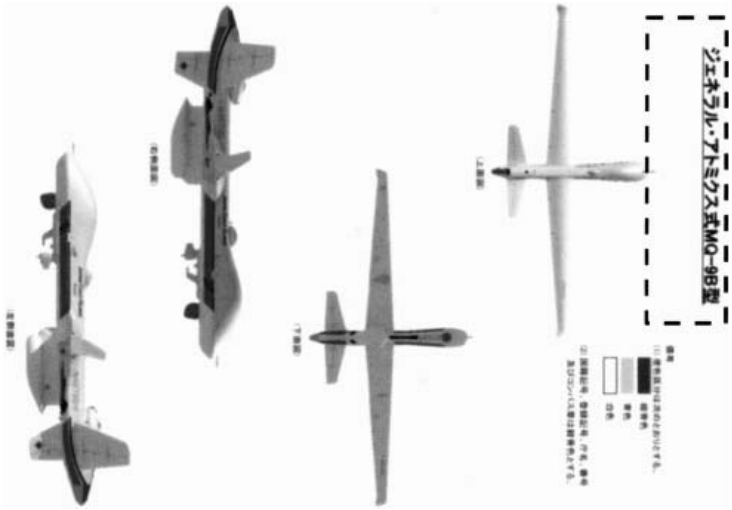
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定に基づき、令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

令和七年十一月十四日

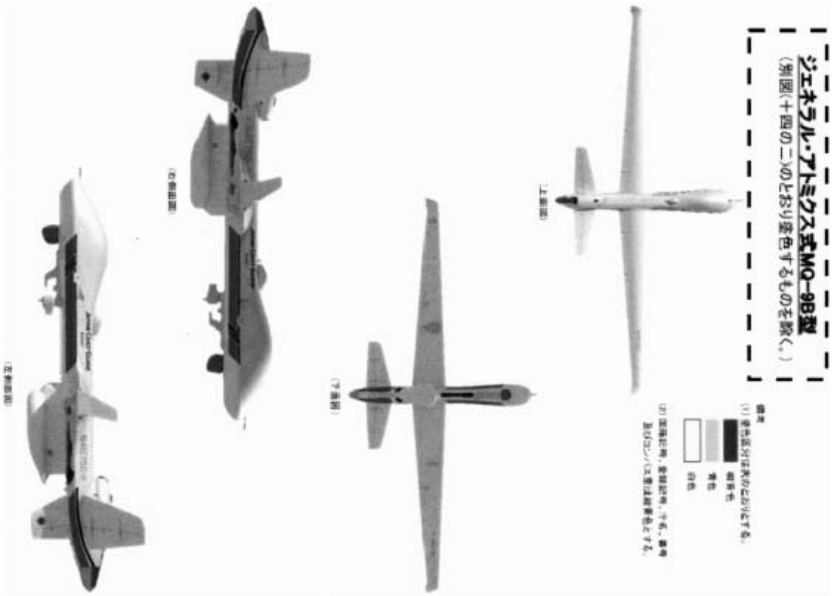
経済産業大臣　赤澤　亮正

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、令和八年五月十三日とする。

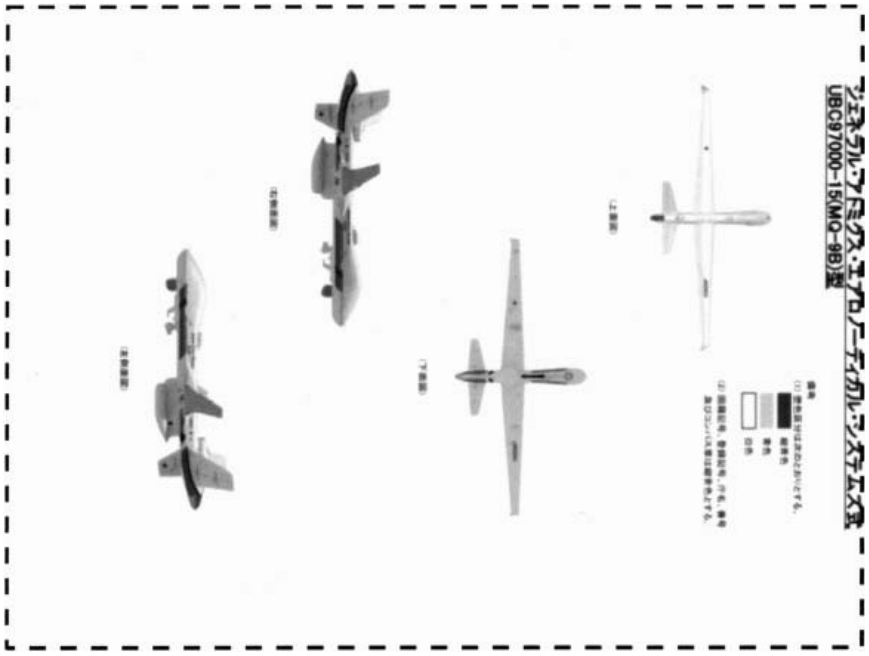
別図（十四）（第二条関係）



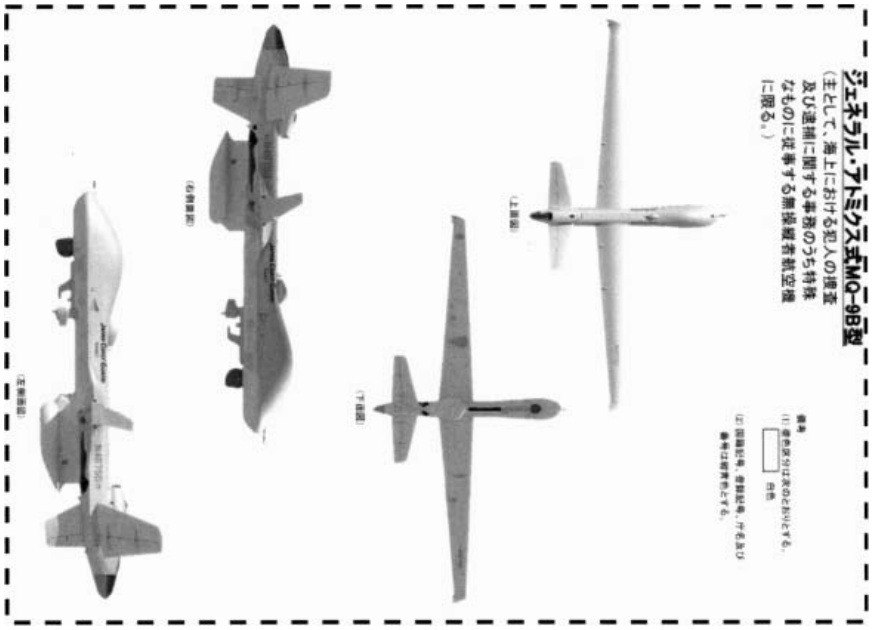
別図（十四）（第二条関係）



別図（十四の二）（第二条関係）



別図（十四の二）（第二条関係）



附　則

この告示は、令和七年十一月十四日から施行する。

その他の告示

○総務省告示第三百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十一月十四日

総務大臣　林　芳正

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

令和元年分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

アクティブネット

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	愛知　治郎
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	愛知　治郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員
報告年月日　7. 2.19	
1　収入総額	4,639,947
前年繰越額	1,159,947
本年収入額	3,480,000
2　支出総額	4,639,947
3　本年収入の内訳	
寄附	1,160,000
政治団体分	1,160,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,320,000
第20回愛知治郎政経セミナー	2,320,000
4　支出の内訳	
経常経費	2,628,085
人件費	1,848,509
備品・消耗品費	390,637
事務所費	388,939
政治活動費	2,011,862
組織活動費	1,480,074
機関紙誌の発行その他の事業費	531,788
政治資金パーティー開催事業費	531,788
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	1,160,000　仙台市

令和３年分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

はまたけはばたけ会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	濱武　振一
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	濱武　振一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員
報告年月日　7. 1.29	
1　収入総額	78,747
前年繰越額	78,747
2　支出総額	33,000
3　支出の内訳	
経常経費	33,000
事務所費	33,000
4　資産等の内訳	
〔貸付金〕	
中野　好之	1,920,000

令和４年分

〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕

はまたけはばたけ会

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	1. 1～12.16
資金管理団体の届出をした者の氏名	濱武　振一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	筑紫野市長
報告年月日　7. 1.29	
1　収入総額	1,045,747
前年繰越額	45,747
本年収入額	1,000,000
2　支出総額	1,000,000
3　本年収入の内訳	
その他の収入	1,000,000
貸付金戻り	1,000,000
4　支出の内訳	
政治活動費	1,000,000
選挙関係費	1,000,000

令和４年分

〔その他の政治団体〕

ＮＨＫから国民を守る党（小川　友樹）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	1. 1～ 7.12
報告年月日　5. 5.31	
1　収入総額	8,508,268
前年繰越額	6,100,009
本年収入額	2,408,259
2　支出総額	436,464
3　本年収入の内訳	
寄附	2,400,000
政治団体分	2,400,000
その他の収入	8,259
一件十万円未満のもの	8,259
4　支出の内訳	
政治活動費	436,464
組織活動費	366,046
調査研究費	22,000
その他の経費	48,418
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
ＮＨＫ党	2,400,000　船橋市

政治結社新日本誠塾

報告年月日　7. 1.21	
1　収入総額	2,000
前年繰越額	2,000
2　支出総額	0

令和５年分

〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕

はまたけはばたけ会

資金管理団体の届出をした者の氏名	濱武　振一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	福岡県議会議員
報告年月日　7. 1.29	
1　収入総額	112,747
前年繰越額	45,747
本年収入額	67,000
2　支出総額	67,000
3　本年収入の内訳	
寄附	67,000
個人分	67,000
4　支出の内訳	
政治活動費	67,000
機関紙誌の発行その他の事業費	67,000
機関紙誌の発行事業費	67,000
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
濱武　振一	67,000　筑紫野市

令和５年分

〔その他の政治団体〕

アヴァロン党

報告年月日　7. 7. 4	
1　収入総額	0
2　支出総額	0

ＮＨＫから国民を守る党（小川　友樹）

報告年月日　6. 4. 1	
1　収入総額	8,071,804
前年繰越額	8,071,804
2　支出総額	5,269,392
3　支出の内訳	
政治活動費	5,269,392
組織活動費	1,188,504
機関紙誌の発行その他の事業費	4,074,530
宣伝事業費	4,074,530
調査研究費	6,358

木内たかたね後援会

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	1. 1～ 3. 6
資金管理団体の指定の期間	1. 1～ 3. 6
報告年月日　7. 4.15	
1　収入総額	80,182
前年繰越額	80,182
2　支出総額	0
3　資産等の内訳	
〔借入金〕	
木内　孝胤	20,000,000

公認会計士による赤間二郎後援会

報告年月日　7. 4. 4	
1　収入総額	0
2　支出総額	0

公認会計士による甘利明後援会

報告年月日　7. 4. 4	
1　収入総額	0
2　支出総額	0

公認会計士による鈴木馨祐後援会
報告年月日　7. 4. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

公認会計士による三原じゅん子後援会
報告年月日　7. 4. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

公認会計士による義家弘介後援会
報告年月日　7. 4. 4
1　収入総額　0
2　支出総額　0

こどもの明日を守る党
報告年月日　6. 3.25
1　収入総額　0
2　支出総額　0

自由自在党
報告年月日　7. 7. 8
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新日本自同政経調査会
報告年月日　7. 3.17
1　収入総額　448,000
　前年繰越額　52,000
　本年収入額　396,000
2　支出総額　420,000
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(11人)　396,000
4　支出の内訳
　経常経費　420,000
　事務所費　420,000

真和政経研究会
（関係書類が押収されているため、収入の一部が記載できない旨、報告があった。）
報告年月日　7. 3.31
1　収入総額　不明
　前年繰越額　不明
　本年収入額　120,000
2　支出総額　180,000
3　本年収入の内訳
　寄附　120,000
　個人分　120,000
4　支出の内訳
　経常経費　30,000
　事務所費　30,000
　政治活動費　150,000
　組織活動費　150,000
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　120,000

政治結社憲心塾
報告年月日　6. 7.17
1　収入総額　342,840
　前年繰越額　102,840
　本年収入額　240,000
2　支出総額　233,580
3　本年収入の内訳
　寄附　240,000
　個人分　240,000
4　支出の内訳
　経常経費　233,580
　備品・消耗品費　233,580
5　寄附の内訳
〔個人分〕
赤澤　信　240,000　明石市

政治結社大行社湘南支部
報告年月日　7. 6.25
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治結社伴東社左図
報告年月日　7. 4.15
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政治団体日の丸会総本部
報告年月日　7. 4.22
1　収入総額　0
2　支出総額　0
3　資産等の内訳
〔借入金〕
矢倉　哲雄　13,877,631
金山　健一　2,000,000
有山　圭一　5,000,000
宍倉　七郎　3,000,000
山根　高義　5,510,440
足立　陽一　3,510,510
稲田　房雄　1,500,000
梶　正勝　9,998,164
加茂　初石　4,065,000
小林　正和　14,000,000
石田　英爛　1,695,000

創世カウンシル
報告年月日　7. 4. 9
1　収入総額　0
2　支出総額　0

デジタル保守党
報告年月日　7. 3. 3
1　収入総額　860,000
　本年収入額　860,000
2　支出総額　860,000
3　本年収入の内訳
　寄附　860,000
　個人分　860,000
4　支出の内訳
　経常経費　860,000
　事務所費　860,000
5　寄附の内訳
〔個人分〕
牧口　隆一　860,000　相模原市

日本医業経営コンサルタント連盟
報告年月日　7. 3.28
1　収入総額　1,599,984
　前年繰越額　1,215,550
　本年収入額　384,434
2　支出総額　656,269
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(155人)　333,000
　寄附　50,000
　個人分　50,000
　その他の収入　1,434
　一件十万円未満のもの　1,434
4　支出の内訳
　経常経費　577,750
　事務所費　577,750
　政治活動費　78,519
　機関紙誌の発行その他の事業費　78,519
　機関紙誌の発行事業費　78,519
5　寄附の内訳
〔個人分〕
年間五万円以下のもの　50,000

日本第一党徳島県本部
報告年月日　7. 3.27
1　収入総額　84,126
　前年繰越額　84,126
2　支出総額　0

○総務省告示第三百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十一月十四日

総務大臣　林　芳正

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

令和２年解散分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

アクティブネット

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	愛知　治郎
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	愛知　治郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員

報告年月日　7. 2.19（ 2. 6.25解散）
1　収入総額　119,176
　本年収入額　119,176
2　支出総額　119,176
3　本年収入の内訳
　寄附　119,176
　政治団体分　119,176
4　支出の内訳
　経常経費　119,176
　人件費　119,176
5　寄附の内訳
〔政治団体分〕
大和町愛知会　119,105　宮城県大和町
年間五万円以下のもの　71

令和５年解散分

〔その他の政治団体〕

興亜新聞社
報告年月日　7. 4.10（ 5.11.16解散）
1　収入総額　8,000
　前年繰越額　8,000
2　支出総額　0

政治結社新日本誠塾

報告年月日　7. 1.21（ 5.12.31解散）

1　収入総額	2,000
前年繰越額	2,000
2　支出総額	0

令和６年解散分

〔政党の支部〕

公明党衆議院比例区南関東第３総支部

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	古屋　範子
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日　6.12.24（ 6.12.16解散）

1　収入総額	6,499,557
本年収入額	6,499,557
2　支出総額	6,499,557
3　本年収入の内訳	
寄附	930
政治団体分	930
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,480,000
公明党	6,480,000
その他の収入	18,627
一件十万円未満のもの	18,627
4　支出の内訳	
経常経費	5,833,550
人件費	3,984,984
光熱水費	175,132
備品・消耗品費	89,496
事務所費	1,583,938
政治活動費	666,007
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	37,680
組織活動費	34,770
機関紙誌の発行その他の事業費	365,200
宣伝事業費	365,200
調査研究費	37,680
その他の経費	228,357
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
年間五万円以下のもの	930

公明党衆議院比例区中国第３総支部

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	日下　正喜
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日　7. 1.28（ 6.12.31解散）

1　収入総額	7,297,950
前年繰越額	485,849
本年収入額	6,812,101
2　支出総額	7,297,950
3　本年収入の内訳	
寄附	907
個人分	907
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	6,480,000
公明党	6,480,000
その他の収入	331,194
金銭以外のものによる寄附相当分	220,000
一件十万円未満のもの	111,194
4　支出の内訳	
経常経費	5,906,020
人件費	2,080,987
光熱水費	80,310
備品・消耗品費	485,969
事務所費	3,258,754
政治活動費	1,391,930
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	37,680
組織活動費	860,735
調査研究費	37,680
寄附・交付金	220,000
その他の経費	273,515
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間五万円以下のもの	907

日本維新の会参議院比例区第16支部

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	後藤　　斎
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員

報告年月日　7. 1. 7（ 6.12.27解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

令和６年解散分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

秋葉忠利後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	秋葉　忠利
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	秋葉　忠利
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員

報告年月日　7. 2.25（ 6.12.31解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

日下正喜後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	日下　正喜
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	日下　正喜
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日　7. 1.28（ 6.12.31解散）

1　収入総額	2,211,106
前年繰越額	169,890
本年収入額	2,041,216
2　支出総額	2,211,106
3　本年収入の内訳	
寄附	2,035,060
個人分	1,678,980
政治団体分	356,080
その他の収入	6,156
一件十万円未満のもの	6,156
4　支出の内訳	
経常経費	461,051
備品・消耗品費	290,359
事務所費	170,692
政治活動費	1,750,055
組織活動費	265,663
機関紙誌の発行その他の事業費	1,264,392
機関紙誌の発行事業費	1,264,392
その他の経費	220,000
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
日下　正喜	1,678,980 広島市
〔政治団体分〕	
公明党広島県本部	136,080 広島市
公明党衆議院比例区中国第３総支部	220,000 広島市

国策党

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	鶴田　憲司
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	鶴田　憲司
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日　7. 2.20（ 6.12.31解散）

1　収入総額	0
2　支出総額	0

こくた恵二後援会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	穀田　恵二
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員

報告年月日　7. 1.20（ 6.12.31解散）

1　収入総額	323,520
前年繰越額	323,520
2　支出総額	323,520
3　支出の内訳	
政治活動費	323,520
組織活動費	49,000
選挙関係費	243,292
寄附・交付金	31,228

山王政経研究会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	真鍋　賢二
公職の候補者に係る公職の種類	参議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	真鍋　賢二
資金管理団体の届出に係る公職の種類	参議院議員
報告年月日	6. 9.20（ 6. 7.30解散）
1　収入総額	441,678
前年繰越額	172,842
本年収入額	268,836
2　支出総額	441,678
3　本年収入の内訳	
寄附	268,836
政治団体分	268,836
4　支出の内訳	
経常経費	441,678
人件費	330,000
事務所費	111,678
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
自由民主党香川県ふるさと振興支部	268,836 高松市

新風政友会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号
公職の候補者の氏名	宮澤　博行
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	6.11.15（ 6.10.31解散）
1　収入総額	0
2　支出総額	0

大都市日本研究会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名	大西　宏幸
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	7. 3. 5（ 6. 9.30解散）
1　収入総額	6,409,222
前年繰越額	979,222
本年収入額	5,430,000
2　支出総額	6,409,222
3　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	5,430,000
大都市日本研究会勉強会（計３回）	5,430,000
4　支出の内訳	
経常経費	3,002,062
人件費	2,972,008
備品・消耗品費	4,420
事務所費	25,634
政治活動費	3,407,160
組織活動費	46,000
機関紙誌の発行その他の事業費	461,160
その他の事業費	461,160
寄附・交付金	2,900,000

千葉政策研究会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	門山　宏哲
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	門山　宏哲
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	7. 2. 4（ 6.12.31解散）
1　収入総額	88,000
前年繰越額	35,025
本年収入額	52,975
2　支出総額	88,000
3　本年収入の内訳	
寄附	52,974
個人分	52,974
その他の収入	1
一件十万円未満のもの	1
4　支出の内訳	
経常経費	88,000
事務所費	88,000
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
門山　宏哲	52,974 千葉市

黎明の会

国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号
公職の候補者の氏名	今村　洋史
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
資金管理団体の届出をした者の氏名	今村　洋史
資金管理団体の届出に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日	7. 2.13（ 6.12.31解散）
1　収入総額	24,645,055
本年収入額	24,645,055
2　支出総額	24,640,614
3　本年収入の内訳	
その他の収入	24,645,055
振替金	24,645,053
一件十万円未満のもの	2
4　支出の内訳	
経常経費	3,317,542
人件費	2,831,542
備品・消耗品費	77,000
事務所費	409,000
政治活動費	21,323,072
組織活動費	23,072
機関紙誌の発行その他の事業費	300,000
宣伝事業費	300,000
寄附・交付金	20,000,000
その他の経費	1,000,000

令和６年解散分
〔資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）〕
はまたけはばたけ会

資金管理団体の届出をした者の氏名	濱武　振一
資金管理団体の届出に係る公職の種類	福岡県議会議員
報告年月日	7. 1.29（ 6.12.31解散）
1　収入総額	45,747
前年繰越額	45,747
2　支出総額	0

令和６年解散分
〔その他の政治団体〕
あおぞら党

報告年月日	6.10. 8（ 6.10. 7解散）
1　収入総額	0
2　支出総額	0

伊藤わたるを励ます会

報告年月日	6.12.27（ 6.12.27解散）
1　収入総額	0
2　支出総額	0

大津綾香後援会

報告年月日	7. 8.13（ 6.12.31解散）
1　収入総額	0
2　支出総額	0

かつらぎ会

報告年月日	7. 1.15（ 6.12.30解散）
1　収入総額	1,803,774
前年繰越額	1,303,699
本年収入額	500,075
2　支出総額	1,803,774
3　本年収入の内訳	
寄附	500,000
政治団体分	500,000
その他の収入	75
一件十万円未満のもの	75
4　支出の内訳	
経常経費	806,234
人件費	415,480
事務所費	390,754
政治活動費	997,540
組織活動費	73,030
調査研究費	924,510
5　寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
宏信会	500,000 目黒区

暉士國體会議

報告年月日	7. 1.22（ 6.12.22解散）
1　収入総額	0
2　支出総額	0

国際戦略政治連盟

報告年月日	7. 2.26（ 6.12.31解散）
1　収入総額	0
2　支出総額	0

参議院改革政党・平成竜馬の会

報告年月日	7. 1.17（ 6.12.31解散）
1　収入総額	686,102
前年繰越額	686,096
本年収入額	6
2　支出総額	0
3　本年収入の内訳	
その他の収入	6
一件十万円未満のもの	6
4　資産等の内訳	
〔借入金〕	
清水　三雄	2,099,920

使徒不明党
報告年月日　6.12.20（ 6.12.19解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

新邦友会
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間　1. 1～ 1. 3
資金管理団体の指定の期間　1. 1～ 1. 3
報告年月日　6. 8. 7（ 6. 8. 1解散）
1　収入総額　28,604,586
　前年繰越額　28,604,485
　本年収入額　101
2　支出総額　3,582,825
3　本年収入の内訳
　その他の収入　101
　一件十万円未満のもの　101
4　支出の内訳
　経常経費　1,245,803
　人件費　1,000,000
　備品・消耗品費　58,347
　事務所費　187,456
　政治活動費　2,337,022
　組織活動費　203,676
　寄附・交付金　2,133,346

新緑の風
報告年月日　7. 3.26（ 6.12.15解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

水素で国民の健康を守る会
報告年月日　7. 7.11（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

政策研究会かえで
報告年月日　7. 1.21（ 6.12.31解散）
1　収入総額　12,785,568
　前年繰越額　12,784,428
　本年収入額　1,140
2　支出総額　12,785,568
3　本年収入の内訳
　その他の収入　1,140
　一件十万円未満のもの　1,140
4　支出の内訳
　政治活動費　12,785,568
　組織活動費　532,410
　寄附・交付金　12,253,158

政治結社維新塾總本部
報告年月日　7. 1.30（ 6.12.31解散）
1　収入総額　369,894
　前年繰越額　369,894
2　支出総額　282,178
3　支出の内訳
　経常経費　92,310
　光熱水費　24,000
　備品・消耗品費　8,310
　事務所費　60,000
　政治活動費　189,868
　組織活動費　189,868

政治結社国風桜志塾
報告年月日　7. 3.18（ 6.12.31解散）
1　収入総額　50,000
　本年収入額　50,000
2　支出総額　50,000
3　本年収入の内訳
　寄附　50,000
　個人分　50,000
4　支出の内訳
　政治活動費　50,000
　その他の経費　50,000
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　50,000

政治結社国風塾
報告年月日　7. 3.18（ 6.12.31解散）
1　収入総額　50,000
　本年収入額　50,000
2　支出総額　50,000
3　本年収入の内訳
　寄附　50,000
　個人分　50,000
4　支出の内訳
　政治活動費　50,000
　その他の経費　50,000
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　50,000

政治結社國防挺身會
報告年月日　6.12.16（ 6. 7.23解散）
1　収入総額　1,587,370
　前年繰越額　1
　本年収入額　1,587,369
2　支出総額　1,587,369
3　本年収入の内訳
　機関紙誌の発行その他の事業による収入　1,587,369
　機関紙誌発行　1,587,369
4　支出の内訳
　経常経費　1,027,500
　人件費　749,298
　光熱水費　54,833
　備品・消耗品費　9,286
　事務所費　214,083
　政治活動費　559,869
　組織活動費　122,356
　機関紙誌の発行その他の事業費　369,256
　機関紙誌の発行事業費　294,709
　宣伝事業費　74,547
　調査研究費　68,257

政治結社新日本會
報告年月日　7. 2.20（ 6.12.31解散）
1　収入総額　720,670
　前年繰越額　670
　本年収入額　720,000
2　支出総額　720,300
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(4人)　720,000
4　支出の内訳
　経常経費　291,000
　光熱水費　32,880
　備品・消耗品費　18,120
　事務所費　240,000
　政治活動費　429,300
　組織活動費　275,000
　その他の経費　154,300

政治結社播政会
報告年月日　7. 2.14（ 6. 7.31解散）
1　収入総額　17,730
　本年収入額　17,730
2　支出総額　17,730
3　本年収入の内訳
　寄附　17,730
　個人分　17,730
4　支出の内訳
　経常経費　17,730
　備品・消耗品費　17,730
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　年間五万円以下のもの　17,730

ゼロの会
報告年月日　7. 7.11（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

全国不動産賃貸オーナー経営持続化推進政治連盟
報告年月日　7. 2.12（ 6.12.27解散）
1　収入総額　64,000
　前年繰越額　64,000
2　支出総額　64,000
3　支出の内訳
　政治活動費　64,000
　調査研究費　64,000

全国平和連合東北本部東北維新の会
報告年月日　7. 3.21（ 6. 7. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

全中連政治連盟
報告年月日　7. 1.28（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

高市早苗を日本初の女性総理大臣にする会
報告年月日　7. 1.30（ 6.12.31解散）
1　収入総額　16,367
　前年繰越額　16,367
2　支出総額　16,367
3　支出の内訳
　経常経費　16,367
　備品・消耗品費　9,000
　事務所費　7,367

大日本國勇会
報告年月日　7. 3.12（ 6.12.31解散）
1　収入総額　180,070
　前年繰越額　70
　本年収入額　180,000
2　支出総額　180,050
3　本年収入の内訳
　個人の党費・会費(3人)　180,000
4　支出の内訳
　経常経費　120,000
　事務所費　120,000
　政治活動費　60,050
　機関紙誌の発行その他の事業費　60,050
　宣伝事業費　60,050

大日本靖献党
報告年月日　7. 1.20（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

寺前秀一政治経済観光研究会
報告年月日　7. 2.20（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

東都総合研究所政治連盟
報告年月日　7. 1.22（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

土佐民族協議会
報告年月日　7. 1. 7（ 6.12.30解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

内部告発情報センター
報告年月日　7. 3.11（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

日本道義塾
報告年月日　7. 3. 7（ 6.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

早坂信一東京後援会
報告年月日　7. 2.17（ 6.12.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

未来政治経済研究会
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間　1. 1～10. 9
資金管理団体の指定の期間　1. 1～10. 9
報告年月日　7. 2.28（ 6.12.31解散）
1　収入総額　6,787,596
　前年繰越額　232,082
　本年収入額　6,555,514
2　支出総額　6,787,596
3　本年収入の内訳
　寄附　3,950,000
　　個人分　3,950,000
　その他の収入　2,605,514
　　立法事務費　2,600,000
　　一件十万円未満のもの　5,514
4　支出の内訳
　経常経費　2,664,904
　　人件費　380,000
　　備品・消耗品費　1,371,850
　　事務所費　913,054
　政治活動費　4,122,692
　　組織活動費　1,117,504
　　寄附・交付金　3,005,188
5　寄附の内訳
　〔個人分〕
　塩谷　　立　3,000,000　浜松市
　山口　哲也　200,000　新宿区
　年間五万円以下のもの　750,000

めぐみの会
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間　1. 1～ 8.15
資金管理団体の指定の期間　1. 1～ 8.15
報告年月日　7. 1.21（ 6.12.27解散）
1　収入総額　922,325
　前年繰越額　236,745
　本年収入額　685,580
2　支出総額　922,325
3　本年収入の内訳
　寄附　685,580
　　政治団体分　685,580
4　支出の内訳
　経常経費　501,521
　　備品・消耗品費　75,577
　　事務所費　425,944
　政治活動費　420,804
　　組織活動費　74,190
　　寄附・交付金　315,614
　　その他の経費　31,000
5　寄附の内訳
　〔政治団体分〕
　自由民主党岩手県参議院選挙区第一支部　654,580　盛岡市
　年間五万円以下のもの　31,000

遊雲会
報告年月日　6. 9.24（ 6. 9.20解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

夜の議会を勧める会
報告年月日　7. 2.14（ 6.12.31解散）
1　収入総額　54,372
　前年繰越額　54,372
2　支出総額　54,372
3　支出の内訳
　政治活動費　54,372
　　寄附・交付金　54,372

柳桃会政治経済研究所
報告年月日　7. 7.22（ 6.12.31解散）
1　収入総額　562,582
　前年繰越額　562,582
2　支出総額　562,582
3　支出の内訳
　経常経費　130,000
　　光熱水費　50,000
　　備品・消耗品費　30,000
　　事務所費　50,000
　政治活動費　432,582
　　組織活動費　432,582

○農林水産省告示第千七百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29533号
2　登録年月日　令和５年１月31日
3　農林水産植物の種類
　Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHYTZEL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Anthura B.V.
　Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第29536号
2　登録年月日　令和５年１月31日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　RUICK2110A
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　De Ruiter Intellectual Property B.V.
　Meerlandenweg 55, 1187ZR Amstelveen, The Netherlands

1　登録番号　第29547号
2　登録年月日　令和５年１月31日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　IPT151914
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Interplant Roses B.V.
　Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第29561号
2　登録年月日　令和５年１月31日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　SCH42384
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Piet Schreurs Holding B.V.
　Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands

○農林水産省告示第千七百八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月四日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第21366号
2　登録年月日　平成24年２月２日
3　農林水産植物の種類
　Impatiens walleriana Hook. f.
4　登録品種の名称　Silt Whit
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Syngenta Crop Protection AG
　Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland

1　登録番号　第21375号
2　登録年月日　平成24年２月２日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　Sunjonaqua
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第21389号
2　登録年月日　平成24年２月２日
3　農林水産植物の種類
Pisum sativum L.
4　登録品種の名称　和輝
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

○農林水産省告示第千七百九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月五日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23811号
2　登録年月日　平成27年２月４日
3　農林水産植物の種類
Allium x proliferum (Moench) Schrad. ex Willd.
4　登録品種の名称　広島12号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
広島県
広島県広島市中区基町10番52号
全国農業協同組合連合会
東京都千代田区大手町一丁目３番１号

1　登録番号　第23812号
2　登録年月日　平成27年２月４日
3　農林水産植物の種類
Allium x proliferum (Moench) Schrad. ex Willd.
4　登録品種の名称　広島13号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
広島県
広島県広島市中区基町10番52号
全国農業協同組合連合会
東京都千代田区大手町一丁目３番１号

1　登録番号　第23814号
2　登録年月日　平成27年２月４日
3　農林水産植物の種類
Cornus L.
4　登録品種の名称　私の銀河
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
柴道雅史
茨城県結城市大字田間1936―６

1　登録番号　第23826号
2　登録年月日　平成27年２月４日
3　農林水産植物の種類
Nemesia Vent.
4　登録品種の名称　Sunjonbusp
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

○農林水産省告示第千七百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第12813号
2　登録年月日　平成17年２月７日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ニュータイコ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
菱沼軍次
栃木県芳賀郡芳賀町大字北長島13番地
海老原廣
栃木県真岡市沖82―25

1　登録番号　第28911号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華夢の舞
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28912号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華神武
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28913号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の風
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28914号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華勲位
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28915号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の郷
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28916号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華花の暦
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28918号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華大日
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28919号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華船星
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28920号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華穂俵
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28921号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の雀
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28922号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　国華の火
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28923号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　泉郷草矢
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社国華園
大阪府和泉市善正町10番地

1　登録番号　第28938号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Hordeum L.
4　登録品種の名称　はるな二条　Qsd1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立大学法人岡山大学
岡山県岡山市北区津島中一丁目１番１号

1　登録番号　第28962号
2　登録年月日　令和４年２月７日
3　農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　ヒメブルリ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
宮内基博
千葉県山武市麻生新田１番地５

○農林水産省告示第千七百十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十一月十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第8721号
2　登録年月日　平成13年２月９日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　サンマンデホ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第18817号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精ちぐさ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第18821号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイリベロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第18879号
2　登録年月日　平成22年２月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ダイイチブリエッタスノーホワイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26549号
2　登録年月日　平成30年２月８日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　NL1965
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第26552号
2　登録年月日　平成30年２月８日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　FLAMBINE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Vilmorin SA
Route du Manoir la Garenne 49250 La Menitre France

○農林水産省告示第千七百十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十二月十三日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18932号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　KEIYEYAS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第18959号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　デルストリロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Pepinieres et Roseraies Georges DELBARD SAS
Malicorne, 03600 Commentry, France

1　登録番号　第18970号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　Sunsenebare
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第18971号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　Sunsenebabu
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第18972号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　Sunsenebapiba
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第18973号
2　登録年月日　平成22年２月12日
3　農林水産植物の種類
Tanacetum parthenium (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　MAKIKO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
朽名正弘
愛知県田原市古田町寺ノ前25番地３

1　登録番号　第22271号
2　登録年月日　平成25年２月12日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Sunmaricoaka
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22272号
2　登録年月日　平成25年２月12日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Sunmaricoho
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22273号
2　登録年月日　平成25年２月12日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Sunmaricomu
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第27229号
2　登録年月日　平成31年２月12日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイカベロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27241号
2　登録年月日　平成31年２月12日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイパレア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27252号
2　登録年月日　平成31年２月12日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ハワイアンジュピター
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
葉山一幸
愛知県田原市小塩津町宮東13番地

○農林水産省告示第千七百十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月十四日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27284号
2　登録年月日　平成31年２月14日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　Sheena427-2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社椎名洋ラン園
千葉県旭市井戸野3665

1　登録番号　第30051号
2　登録年月日　令和６年２月13日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀岳
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30056号
2　登録年月日　令和６年２月13日
3　農林水産植物の種類
Dichroa febrifuga Lour.
4　登録品種の名称　MY-001
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
宮﨑勇樹
千葉県旭市入野1455

1　登録番号　第30060号
2　登録年月日　令和６年２月13日
3　農林水産植物の種類
Epipremnum pinnatum (L.) Engl.
4　登録品種の名称　テルノワカクサ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
伊藤輝則
愛知県弥富市富島１丁目92番地

○農林水産省告示第千七百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月十五日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23840号
2　登録年月日　平成27年２月18日
3　農林水産植物の種類
Angelonia Bonpl.
4　登録品種の名称　Sungelobu
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第23841号
2　登録年月日　平成27年２月18日
3　農林水産植物の種類
Angelonia Bonpl.
4　登録品種の名称　Sungelodepi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第23842号
2　登録年月日　平成27年２月18日
3　農林水産植物の種類
Angelonia Bonpl.
4　登録品種の名称　Sungeloho
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第23849号
2　登録年月日　平成27年２月18日
3　農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　JP4270
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
FTE Genetics, Inc.
2707 South, 33rd St. Oskaloosa, Iowa, USA

○農林水産省告示第千七百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第19050号
2　登録年月日　平成22年２月19日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　コシヒカリかずさ３号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目１番１号

1　登録番号　第19060号
2　登録年月日　平成22年２月19日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunremi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第19068号
2　登録年月日　平成22年２月19日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIMARKIZE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

○農林水産省告示第千七百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第10988号
2　登録年月日　平成15年２月20日
3　農林水産植物の種類
Castanea Mill.
4　登録品種の名称　神峰
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
茨城県
茨城県水戸市笠原町978番６

1　登録番号　第14853号
2　登録年月日　平成19年２月20日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　バイオレットフィズ　ルナ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

○農林水産省告示第千七百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十二月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第21399号
2　登録年月日　平成24年２月21日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　Bonmadmerlo
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Bonza Botanicals Pty Limited
244,Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777 Australia

1　登録番号　第21445号
2　登録年月日　平成24年２月21日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　KEISURFBLUSUS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第21447号
2　登録年月日　平成24年２月21日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ダイイチ-MP19-242-3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27797号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　Sunpararekin
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27799号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　Sunpapri
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27806号
2　登録年月日　令和２年２月21日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　コシヒカリかずさ２号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山２丁目１番１号

○農林水産省告示第千七百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十二月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25746号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　くるるスギウラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
杉浦幹泰
愛知県田原市折立町折立27番地

○農林水産省告示第千七百二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十二月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第16129号
2　登録年月日　平成20年２月22日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　フィスコルエレクトリック
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland

1　登録番号　第17409号
2　登録年月日　平成21年２月24日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　Sunmandecrikin
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第17442号
2　登録年月日　平成21年２月24日
3　農林水産植物の種類
Solanum tuberosum L.
4　登録品種の名称　アローワ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
GERMICOPA BREEDING
1, Allee Loeiz Herrieu, 29334 QUIMPER Cedex, FRANCE

1　登録番号　第24705号
2　登録年月日　平成28年２月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　FICHRYBRO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第25644号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　瀬戸流渓
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第25684号
2　登録年月日　平成29年２月22日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　ラベンダーシンフォニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社はなせきぐち
群馬県前橋市北代田町497番地

1　登録番号　第25712号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイフンシャル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第25714号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精興陽成
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第25715号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Lantana L.
4　登録品種の名称　Robpwpur
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第25728号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Portulaca oleracea L.
4　登録品種の名称　SAKPOR009
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第25729号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Portulaca oleracea L.
4　登録品種の名称　SAKPOR010
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第25730号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Portulaca oleracea L.
4　登録品種の名称　SAKPOR011
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第25731号
2　登録年月日　平成29年２月24日
3　農林水産植物の種類
Portulaca oleracea L.
4　登録品種の名称　SAKPOR012
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

○農林水産省告示第千七百二十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22330号
2　登録年月日　平成25年２月26日
3　農林水産植物の種類
Vitis L.
4　登録品種の名称　秋鈴
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福岡県
福岡県福岡市博多区東公園７番７号

○農林水産省告示第千七百二十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年二月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第13758号
2　登録年月日　平成18年２月27日
3　農林水産植物の種類
Capsicum L.
4　登録品種の名称　トロピカルサンシャイン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松野武一
愛知県豊川市野口町長万25番地

1　登録番号　第13835号
2　登録年月日　平成18年２月27日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ユーピンキング　セレナーデ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第27303号
2　登録年月日　平成31年２月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　弓戸フーミン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
弓戸正道
広島県福山市新市町常２―２

1　登録番号　第27314号
2　登録年月日　平成31年２月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイフィルギャ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27331号
2　登録年月日　平成31年２月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKBARTOLI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, the Netherlands

1　登録番号　第30083号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERPICAFEL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第30084号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERSUNFEL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第30085号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　GRA1512114
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Interplant Roses B.V.
Hugo de Vriesweg 4 A, 3481JA Harmelen, The Netherlands

1　登録番号　第30099号
2　登録年月日　令和６年２月27日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　フレス　サイジョウ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社本田園芸
愛媛県西条市福武甲33番地

○農林水産省告示第千七百二十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十二月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第15799号
2　登録年月日　平成19年12月17日
3　農林水産植物の種類
Primula L.
4　登録品種の名称　メロウシャワー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
金澤美浩
福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字下古宿８番地

諸事項

公告

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

国立研究開発法人科学技術振興機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度国立研究開発法人科学技術振興機構の財務諸表について次のとおり公告します。

なお、同法第38条第４項の規定により、附属明細書その他主務省令で定める書類は、当機構のホームページで公告しております。

令和７年11月14日

埼玉県川口市本町４丁目１番８号
国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長　橋本　和仁

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		877,699,153,264	
売掛金		288,037,583	
未収収益		317,565,111	
未収金		11,737,662,179	
賞与引当金見返(注)		556,324,680	
その他の流動資産		19,701,340	
流動資産合計			890,618,444,157
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
建物	31,643,820,002		
減価償却累計額	△ 16,279,023,013		
減損損失累計額	△ 380,051,711	14,984,745,278	
構築物	560,034,742		
減価償却累計額	△ 508,143,594		
減損損失累計額	△ 1,336,880	50,554,268	
機械装置	7,334,096,731		
減価償却累計額	△ 4,989,362,515	2,344,734,216	
車両運搬具	11,685,300		
減価償却累計額	△ 162,620	11,522,680	
工具器具備品	9,374,389,867		
減価償却累計額	△ 5,879,598,713	3,494,791,154	
土地	13,047,200,000		
減損損失累計額	△ 134,350,000	12,912,850,000	
建設仮勘定		706,545,253	
有形固定資産合計		34,505,742,849	
２　無形固定資産			
工業所有権		797,121,692	
工業所有権仮勘定		593,287,572	
借地権		3,638,088,750	
電話加入権		144,600	
ソフトウェア		1,246,032,588	
ソフトウェア仮勘定		179,006,300	
無形固定資産合計		6,453,681,502	
３　投資その他の資産			
長期性預金		1,800,000,000	
投資有価証券		1,033,788,500,505	
関係会社株式		73,062,396	
開発委託金(注)		2,682,757,986	
開発委託金回収債権(注)	1,300,200,010		
貸倒引当金	△ 468,422,436	831,777,574	
破産更生債権等	495,062		
貸倒引当金	△ 495,062	0	
敷金保証金		97,894,968	
退職給付引当金見返(注)		7,756,649,615	
金銭の信託		10,077,675,706,516	
投資その他の資産合計		11,124,706,349,560	
固定資産合計			11,165,665,773,911
資産合計			**12,056,284,218,068**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

（単位：円）

負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		5,834,446,528	
預り施設費(注)		57,953,830	
預り補助金等(注)		156,719,891,346	
預り寄附金(注)		2,016,625	
１年以内償還予定科学技術振興機構債券		20,000,000,000	
未払金		3,214,018,174	
未払費用		6,839,153,370	
未払法人税等		18,261,600	
リース債務		5,910,300	
預り金		250,913,070	
引当金			
賞与引当金		688,699,756	
流動負債合計			193,631,264,599
Ⅱ　固定負債			
科学技術振興機構債券		20,000,000,000	
長期借入金		8,888,900,000,000	
資産見返負債			
資産見返運営費交付金(注)	6,792,312,775		
資産見返補助金等(注)	3,368,489,239		
資産見返寄附金(注)	2,425,864		
建設仮勘定見返運営費交付金(注)	169,477,110		
建設仮勘定見返施設費(注)	537,068,143	10,869,773,131	
長期預り補助金等(注)		676,129,049,292	
長期リース債務		5,910,300	
長期預り寄附金(注)		1,861,642	
引当金			
退職給付引当金		7,897,257,857	
固定負債合計			9,603,803,852,222
負債合計			**9,797,435,116,821**
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		1,307,575,156,332	
民間出資金		10,669,844	
資本金合計			1,307,585,826,176
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		187,284,343,584	
その他行政コスト累計額(注)		△ 95,190,598,990	
減価償却相当累計額(注)		△ 16,292,668,162	
減損損失相当累計額(注)		△ 342,163,301	
承継資産に係る費用相当累計額(注)		△ 4,636,315,883	
除売却差額相当累計額(注)		△ 73,731,667,420	
開発委託金回収債権回収不能見込額(注)		△ 187,784,224	
資本剰余金合計			92,093,744,594
Ⅲ　利益剰余金			206,619,880,491
Ⅳ　評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		652,549,649,986	
評価・換算差額等合計			652,549,649,986
純資産合計			**2,258,849,101,247**
負債・純資産合計			**12,056,284,218,068**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	249,202,433,867	
一般管理費	4,828,188,695	
財務費用	11,732,075,561	
雑損	6,920	
臨時損失	571,751,160	
法人税、住民税及び事業税	18,261,600	
損益計算書上の費用合計		**266,352,717,803**
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	589,302,707	
承継資産に係る費用相当額(注)	△　70,997,460	
除売却差額相当額(注)	2,475,037,252	
開発委託金回収債権回収不能見込額(注)	10,042,198	
その他行政コスト合計		**3,003,384,697**
Ⅲ　行政コスト		**269,356,102,500**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務費		
研究資材費	8,244,568	
人件費	12,154,835,186	
研究委託費	150,194,839,526	
業務委託費	2,148,280,506	
支払リース料	406,168,220	
賃借料	1,875,997,742	
租税公課	15,816,166	
水道光熱費	331,887,170	
通信運搬費	129,087,002	
旅費交通費	1,231,256,438	
消耗品費	1,004,160,607	
諸謝金	882,266,873	
運用諸費	1,680,400,321	
役務費	10,483,975,004	
特許経費	718,246,401	
減価償却費	2,622,185,506	
貸倒引当金繰入	3,319,029	
賞与引当金繰入	571,112,531	
退職給付費用	56,291,550	
関係会社株式評価損	16,937,604	
助成金	29,850,607,332	
大学助成費(注)	32,107,474,980	
その他の業務経費	709,043,605	249,202,433,867
一般管理費		
人件費	2,114,345,044	
業務委託費	15,200,207	
支払リース料	14,235,849	
賃借料	37,223,754	
租税公課	297,660,411	
水道光熱費	48,713,829	
通信運搬費	33,502,427	
旅費交通費	31,352,091	
消耗品費	110,902,361	
諸謝金	14,675,339	
役務費	1,706,901,318	
	399,850	
減価償却費	181,200,792	
賞与引当金繰入	117,587,225	
退職給付費用	60,036,730	
その他の管理経費	44,251,468	4,828,188,695
財務費用		
支払利息	11,678,082,836	
債券発行費	32,846,440	
為替差損	21,146,285	11,732,075,561
雑損		6,920
経常費用合計		**265,762,705,043**

（単位：円）

経常収益		
運営費交付金収益(注)		100,607,663,174
科学技術情報売上高		443,617,982
開発成果実施料収入		275,455,571
あっせん実施料収入		15,314,925
外国人宿舎等収入		110,224,222
ジャパンリンクセンター収入		4,591,492
科学技術情報発信・流通総合システム収入		20,147,067
日本科学未来館入場料等収入		501,552,819
資金運用収益		
受取配当金	4,124,987,113	
金銭の信託運用益	267,542,284,693	271,667,271,806

受託収入			
政府等受託収入	347,350,422		
その他の受託収入	60,596,800	407,947,222	
施設費収益㈱		60,747,393	
補助金等収益㈱		109,950,053,192	
寄附金収益㈱		13,092,431	
大学助成費収益㈱		32,107,474,980	
資産見返運営費交付金戻入㈱		1,891,547,720	
資産見返補助金等戻入㈱		832,109,216	
資産見返寄附金戻入㈱		1,065,908	
賞与引当金見返に係る収益㈱		556,324,680	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		97,369,905	
財務収益			
受取利息	974,730,960	974,730,960	
雑益		13,365,192,376	
経常収益合計			**533,903,495,041**
経常利益			**268,140,789,998**
臨時損失			
固定資産除却損	284,437,726		
固定資産売却損	7,420,757		
投資有価証券評価損	257,801,322		
国庫納付金	22,091,355	571,751,160	
臨時利益			
固定資産売却益	66,779,773		
退職給付引当金戻入益	1,549,305		
資産見返運営費交付金戻入㈱	295,806,237		
資産見返補助金等戻入㈱	15,701,283	379,836,598	
税引前当期純利益			**267,948,875,436**
法人税、住民税及び事業税			**18,261,600**
当期純利益			**267,930,613,836**
当期総利益			**267,930,613,836**

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ資本金			Ⅱ資本剰余金				
					その他行政コスト累計額			
	政府出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）
当期期首残高	1,314,302,888,099	10,669,844	1,314,313,557,943	102,050,814,575	△ 15,885,272,261	△ 342,163,301	△ 4,707,313,343	△ 71,064,213,495
当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
不要財産に係る国庫納付等による減資	△ 6,727,731,767		△ 6,727,731,767					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得				661,897,607				
固定資産の除売却								△ 2,475,037,252
固定資産の除売却（除売却に伴う科目振替）					181,906,806			△ 181,906,806
貸倒引当金							70,997,460	△ 10,509,867

減価償却					△ 589,302,707			
目的積立金の大学助成等準備金への振替				96,681,746,382				
大学助成等準備金の大学助成費債務への振替				△ 12,110,114,980				
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金（△））の当期変動額（純額）								
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△ 6,727,731,767	—	△ 6,727,731,767	85,233,529,009	△ 407,395,901	—	70,997,460	△ 64,075,766
当期末残高	1,307,575,156,332	10,669,844	1,307,585,826,176	187,284,343,584	△ 16,292,668,162	△ 342,163,301	△ 4,636,315,883	△ 71,064,213,495

（単位：円）

		Ⅲ利益剰余金（又は繰越欠損金（△））合計	Ⅳ評価・換算差額等			純資産合計
開発委託金回収債権回収不能見込額（△）	資本剰余金合計		関係会社株式評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
△ 188,251,893	9,863,600,282	55,368,373,037	3,854,637	736,061,282,212	736,065,136,849	2,115,610,668,111
						△ 6,727,731,767
	661,897,607					661,897,607
	△ 2,475,037,252					△ 2,475,037,252
	—					—
467,669	60,955,262					60,955,262
	△ 589,302,707					△ 589,302,707
	96,681,746,382					96,681,746,382
	△ 12,110,114,980					△ 12,110,114,980
		151,251,507,454				151,251,507,454
			△ 3,854,637	△ 83,511,632,226	△ 83,515,486,863	△ 83,515,486,863
467,669	82,230,144,312	60,611,813,258	△ 3,854,637	△ 83,511,632,226	△ 83,515,486,863	143,238,433,136
△ 187,784,224	92,093,744,594	55,368,373,037	0	652,549,649,986	652,549,649,986	2,258,849,101,247

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
業務活動に伴う人件費支出	△	12,910,957,688
業務活動に伴うその他経費支出	△	232,858,323,302
一般管理活動に伴う人件費支出	△	2,384,947,115
一般管理活動に伴うその他経費支出	△	3,016,127,149
運営費交付金収入		103,799,629,000
業務収入		2,017,966,964
受託収入		521,421,958
受託経費の精算による返還金の支出	△	110,227,392
補助金等収入		3,777,908,000
補助金等の精算による返還金の支出	△	89,998,531
寄附金収入		4,884,982
その他の収入		12,277,620,432
小　　計	△	128,971,149,841
利息の受取額		4,875,537,854
利息の支払額	△	11,681,900,000
法人税等の支払額	△	19,492,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	**135,797,003,987**
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	1,072,300,000,000
定期預金の払戻による収入		1,194,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	4,150,262,578
有形固定資産の売却による収入		79,639,059
無形固定資産の取得による支出	△	935,684,517
無形固定資産の売却による収入		4,058,214
投資有価証券の取得による支出	△	492,042,825,245
金銭の信託の増加による支出	△	4,124,987,113
金銭の信託の減少による収入		536,607,474,980
施設費による収入		910,041,000
施設費の精算による返還金の支出	△	11,155,727
その他の投資活動による収入		10,102,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		**158,046,400,073**
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
債券の発行による収入		20,000,000,000
債券の償還による支出	△	20,000,000,000
リース債務の返済による支出	△	5,910,300
不要財産に係る国庫納付等による支出	△	6,727,731,767
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	**6,733,642,067**
Ⅳ　資金にかかる換算差額	△	**150,573**
Ⅴ　資金増加額		**15,515,603,446**
Ⅵ　資金期首残高		**190,183,549,818**
Ⅶ　資金期末残高		**205,699,153,264**

勘定別の利益の処分（損失の処理）に関する明細

（単位：円）

	一般勘定	文献情報提供勘定	革新的研究開発推進業務勘定	創発的研究推進業務勘定	経済安全保障重要技術育成業務勘定	大学発新産業創出業務勘定	先端国際共同研究推進業務勘定	革新的脱炭素化技術創出業務勘定	寄託金運用勘定	助成勘定	合　計
Ⅰ　当期未処分利益（△当期未処理損失）	11,627,792,798	△ 77,592,164,458	0	0	0	0	0	0	0	256,006,911,817	190,042,540,157
当期総利益（△当期総損失）	11,627,792,798	295,909,221	0	0	0	0	0	0	0	256,006,911,817	267,930,613,836
前期繰越欠損金	0	△ 77,888,073,679	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 77,888,073,679
Ⅱ　利益処分額	11,627,792,798	0	0	0	0	0	0	0	0	256,006,911,817	267,634,704,615
積立金	11,339,780,242	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,339,780,242
独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けた額											
業務充実改善・施設改修等積立金	288,012,556	0	0	0	0	0	0	0	0	0	288,012,556
助成勘定積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	256,006,911,817	256,006,911,817
Ⅲ　次期繰越欠損金	0	△ 77,592,164,458	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 77,592,164,458

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用している。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は下記のとおりである。

建物	２～48年
構築物	２～38年
機械装置	２～17年
車両運搬具	６年
工具器具備品	２～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は下記のとおりである。

工業所有権	８～10年
ソフトウェア	３～５年

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用している。

⑷　特定の償却資産

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法

個別法に基づく承継資産のうち、開発委託金、開発委託金回収債権及び敷金保証金に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示している。

４．引当金の計上基準

⑴　未収金に対する貸倒引当金

未収金のうち、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

⑵　開発委託金回収債権に対する貸倒引当金

開発委託金回収債権のうち、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

⑶　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上している。

一般勘定における役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上している。

革新的研究開発推進業務勘定及び革新的脱炭素化技術創出業務勘定における職員の賞与については、翌事業年度に革新的研究開発推進基金補助金及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上している。

⑷　退職給付引当金

一般勘定、文献情報提供勘定及び助成勘定については、役員、職員及びその他任期付職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

一般勘定において、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上している。

また、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みである確定給付企業年金等については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上している。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法に基づく部分純資産直入法を採用している。
その他有価証券	市場価格のない株式等以外のものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用している。 市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法を採用している。
満期保有目的債券	償却原価法を採用している。

６．金銭の信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（その他保有目的）	市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法を採用している。 評価差額については、全部純資産直入法により処理（売却原価は移動平均法により算定）している。 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っている。

７．収益及び費用の計上基準

・科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータ利用許諾に係る収益

科学技術文献の書誌・抄録・索引等のデータ利用許諾に係る収益は、文献情報提供事業に係る収益であり、契約先との契約に基づいてデータの利用を許諾する履行義務を負っている。当該履行義務は、一年度にわたり各種データ利用の許諾を行うものであることから、期間の経過に基づき収益を認識している。

なお、ロイヤリティについては、契約先の当事業年度の利益を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識している。

その他の顧客との契約から生じた取引による収益については、法人全体及び勘定別損益計算書に計上した収益に占める金額割合や性質等を踏まえ重要性が乏しいと判断したため、注記を省略している。

８．外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場により円換算している。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

Ⅱ．重要な債務負担行為

重要な債務負担行為は、119,564,311,070円である。

Ⅲ．税効果会計

繰延税金資産の主な原因別内訳

（単位：円）

項目	令和７年３月31日現在
繰延税金資産	
税務上繰越欠損金	1,001,052,230
一括償却資産償却超過額	1,405,975
退職給付引当金繰入超過額	5,148,783
減価償却超過額	159,625,858
賞与引当金繰入超過額	346,040
貸倒引当金繰入超過額	0
繰延税金資産　小計	1,167,578,886
控除：評価性引当額	1,167,578,886
繰延税金資産　合計	0

Ⅳ．重要な後発事象

該当なし

Ⅴ．固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

１．区分経理関係

国立研究開発法人科学技術振興機構法（以下、「機構法」という。）第31条に基づき、寄託金運用業務に係る経理（寄託金運用勘定）、助成業務に係る経理（助成勘定）、文献情報提供業務に係る経理（文献情報提供勘定）、特定公募型研究開発業務に係る経理（革新的研究開発推進業務勘定、創発的研究推進業務勘定、経済安全保障重要技術育成業務勘定、大学発新産業創出業務勘定、先端国際共同研究推進業務勘定、革新的脱炭素化技術創出業務勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理している。

２．貸借対照表関係

その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額

△　69,093,546,937円

文献勘定においては、資本金と資本剰余金の比率で按分した金額により算出している。

３．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト		269,356,102,500円
自己収入等	△	287,868,533,859円
法人税等及び国庫納付額	△	40,352,955円
機会費用		71,969,422,491円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		53,416,638,177円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

機会費用算定に用いた利子率は、決算日における10年利付国債の利回りを参考にして、1.48％で計算している。

②　国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用の計算に使用した利率

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率0.811％で計算している。

③　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算している。

４．損益計算書関係

⑴　オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

①　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　476,457,600円

②　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　90,457,090円

５．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手元現金、随時引き出し可能な預金からなっている。

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定		877,699,153,264円
定期預金	△	672,000,000,000円
資金期末残高		205,699,153,264円

⑵　重要な非資金取引

該当なし

６．不要財産に係る国庫納付関係

（単位：円）

①	資産種類		現　　金	現　　金
②	資産名称		産学共同実用化開発事業における不要金銭	出資型新事業創出支援プログラムにおける不要金銭
③	帳簿価額	⑴取得価額	6,591,019,474	136,712,293
		⑵減価償却	—	—
		⑶帳簿価額	6,591,019,474	136,712,293
④	不要財産となった理由		将来にわたる支出見込みの検討を行ったところ、本事業を実施する上で必要のない財産があることが認められたため。	本事業において、株式譲渡等による出資回収金のうち出資元本分については、事業計画に使途の定めがないため。
⑤	国庫納付等の方法		不要財産の現物による納付。	不要財産の現物による納付。
⑥	譲渡収入の額		—	—
⑦	控除費用		—	—
		⑴国庫納付額	6,591,019,474	136,712,293
		納付年月日	令和７年１月31日	令和７年３月31日

⑧	国庫納付等の額	⑵地方公共団体への払戻額	—	—
	納付等年月日	納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		6,591,019,474	136,712,293
⑩	備考			

7．金融商品の時価等について

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、一般勘定においては、資金の余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

文献情報提供勘定においては、文献情報提供事業収益による資金余剰が生じた際には、短期又は長期の預金及び国公債等に限定した運用を行っている。

革新的研究開発推進業務勘定、創発的研究推進業務勘定、経済安全保障重要技術育成業務勘定、大学発新産業創出業務勘定、先端国際共同研究推進業務勘定及び革新的脱炭素化技術創出業務勘定においては、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、預金等に限定した運用を行っている。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国公債等を保有しており株式等は保有していない。

開発委託金回収債権は、個別案件毎に債権区分を設け、保証や担保を設定し、与信管理を行っている。

助成勘定については、以下のとおりである。

①　助成勘定の金融商品に対する取組方針

助成勘定は、機構法第23条第１項第６号に定める国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する大学への助成業務を行うことを通じ、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保することを目的とした助成資金運用を実施している。これらの運用を実施するため、財政融資資金からの借入れ、政府出資の受入れ及び科学技術振興機構債券の発行により資金を調達している。なお、運用にあたり為替変動等による影響を軽減させるべく金銭の信託においてデリバティブ取引を行なっている。

②　助成勘定の金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

助成勘定が保有する金融商品の内容及びリスクに対する管理は、関係法令、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針及び助成資金運用の基本方針等に基づいている。

助成勘定において運用する資産は、長期的な観点から資産構成割合を定めることにより、国内外の債券、株式等で構成している。これらの運用資産は、貸借対照表においては「投資有価証券」及び「金銭の信託」として表示しており、その他保有目的として分類している。

また、当該運用資産は、金利や株価、為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、関係法令等に基づき国から示される許容リスクの範囲内となるよう適切なリスク管理を実施している。

これらのリスク管理における実施状況等については、機構法第20条に基づき設置された運用・監視委員会に報告している。

なお、金銭の信託において、その他保有目的で保有する外貨建資産の為替変動を相殺する目的で為替予約取引等を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、市場価格のない株式等は、同表には含めていない。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略している。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差　額
①投資有価証券	1,031,890,630,671	1,031,617,892,411	△ 272,738,260
満期保有目的の債券	3,799,740,600	3,527,002,340	△ 272,738,260
その他保有目的	1,028,090,890,071	1,028,090,890,071	0
②金銭の信託	10,077,675,706,516	10,077,675,706,516	0
その他保有目的	10,077,675,706,516	10,077,675,706,516	0
③長期性預金	1,800,000,000	1,404,388,439	△ 395,611,561
④開発委託金回収債権	1,300,200,010		
貸倒引当金	△ 468,917,498		
	831,282,512	786,164,219	△ 45,118,293
⑤科学技術振興機構債券	(40,000,000,000)	(39,932,332,079)	67,667,921
⑥長期借入金	(8,888,900,000,000)	(6,829,202,458,583)	2,059,697,541,417

（＊）負債に計上されているものは、（　）で示している。

㈱　科学技術振興機構債券には一年以内償還予定の金額が含まれている。

㈱　市場価格のない株式等は次のとおりである。

（単位：円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	1,970,932,230

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券				
その他保有目的	—	1,027,969,475,749	121,414,322	1,028,090,890,071
金銭の信託	—	9,262,593,891,436	815,081,815,080	10,077,675,706,516

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	3,527,002,340	—	3,527,002,340
長期性預金	—	1,404,388,439	—	1,404,388,439
開発委託金回収債権	—	786,164,219	—	786,164,219
科学技術振興機構債券	—	39,932,332,079	—	39,932,332,079
長期借入金	—	6,829,202,458,583	—	6,829,202,458,583

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券及び金銭の信託

満期保有目的の債券の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっているため、その時価をレベル２の時価として分類している。

その他保有目的のうち株式は相場価格を用いて評価している。株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類している。一方で、当法人が所有している転換社債型新株予約権付社債、及び新株予約権は、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類している。

投資信託及び金銭の信託については取引先金融機関等から提示された時価情報によっている。当法人が保有している投資信託及び金銭の信託は活発な市場における相場価格とは認められないため、信託財産構成物の大宗が「観察できないインプット」により算定された時価をもつ資産である場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類している。

長期性預金

定期預金については期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル２の時価に分類している。

仕組預金についてはデリバティブ内包型預金であり、時価は取引先金融機関から提示された価格に基づいており、その価格は金利等の観察可能なインプットを用いて算定されていることから、その時価をレベル２の時価に分類している。

開発委託金回収債権

開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分毎に時価を算出している。一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、貸倒実績率に基づく貸倒引当金を控除することで時価を算出している。

また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額を用いた割引現在価値により時価を算定しており、その時価をレベル２の時価に分類している。

科学技術振興機構債券

当法人の発行する科学技術振興機構債券は、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて時価を算定しており、観察できないインプットを用いていないことから、当該時価はレベル２の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類している。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

ａ．重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していない。

ｂ．期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：円）

	期首残高	当会計年度の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品及び金融負債の評価損益（※１）
		損益に計上（※１）	評価・換算差額等に計上（※２）					
金銭の信託								
その他保有目的	332,610,219,460	△　3,342,243,076	37,990,375,670	447,823,463,026	—	—	815,081,815,080	—

（※１）損益計算書の「運用諸費」、「為替差損」及び「資金運用収益」に含まれている。

（※２）貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれている。

ｃ．時価の評価プロセスの説明

当法人では時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、レベル３の時価は、第三者から入手した価格によることとしている。また、第三者から入手した価格については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットを確認するとともに、投資先の投資内容についてモニタリングを実施し、把握している。

ｄ．重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当法人自身が観察できないインプットを推計していないため、記載していない。

８．有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	政府保証債	—	—	—
	財投機関債	1,299,740,600	1,349,672,000	49,931,400
	小　　計	1,299,740,600	1,349,672,000	49,931,400
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	政府保証債	400,000,000	349,496,480	△　50,503,520
	財投機関債	2,100,000,000	1,827,833,860	△　272,166,140
	小　　計	3,399,740,600	3,177,505,860	△　222,234,740
合　　計		4,699,481,200	4,527,177,860	△　172,303,340

⑵　その他有価証券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	取　得　原　価	差　　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	転換社債型新株予約権付社債	—	—	—
	新株予約権	—	—	—
	証券投資信託受益証券	—	—	—
	外国投資信託受益証券	637,834,600,463	630,000,000,000	7,834,600,463
	小　　計	637,834,600,463	630,000,000,000	7,834,600,463
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	転換社債型新株予約権付社債	99,994,000	99,994,000	0
	新株予約権	21,420,322	80,000,000	△　58,579,678
	証券投資信託受益証券	233,088,417,410	240,000,000,000	△　6,911,582,590
	外国投資信託受益証券	157,046,457,876	160,000,000,000	△　2,953,542,124
	小　　計	390,256,289,608	400,179,994,000	△　9,923,704,392
合　　計		1,028,090,890,071	1,030,179,994,000	△　2,089,103,929

⑶　満期保有目的の債券の今後の償還予定額

（単位：円）

種　　類	1　年　以　内	1年超5年以内	5年超10年以内	10　年　超
政府保証債	—	—	—	400,000,000
財投機関債	—	2,500,000,000	300,000,000	600,000,000
合　　計	—	2,500,000,000	300,000,000	1,000,000,000

9．金銭の信託関係

金銭の信託（その他保有目的）

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額	取　得　原　価	差　　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
金銭の信託（その他保有目的）	10,077,675,706,516	9,423,036,952,599	654,638,753,917	825,628,656,804	△ 170,989,902,887

10．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用している。

確定給付企業年金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給する。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における退職給付債務	12,080,934,228
勤務費用	496,208,850
利息費用	125,650,191
数理計算上の差異の当期発生額	89,122,351
退職給付の支払額	△ 638,946,402
過去勤務費用の当期発生額	△ 645,413,376
制度加入者からの拠出額	71,477,500
期末における退職給付債務	11,579,033,342

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における年金資産	4,964,154,756
期待運用収益	84,390,631
数理計算上の差異の当期発生額	△ 355,101,406
事業主からの拠出額	362,257,440
退職給付の支払額	△ 209,512,102
制度加入者からの拠出額	71,477,500
期末における年金資産	4,917,666,819

⑷　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：円）

積立型制度の退職給付債務	5,182,558,522
年金資産	△ 4,917,666,819
積立型制度の未積立退職給付債務	264,891,703
非積立型制度の未積立退職給付債務	6,396,474,820
小計	6,661,366,523
未認識数理計算上の差異	337,356,081
未認識過去勤務費用	898,535,253
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,897,257,857
退職給付引当金	7,897,257,857
前払年金費用	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,897,257,857

⑸　退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	496,208,850
利息費用	125,650,191
期待運用収益	△ 84,390,631
過去勤務費用の費用処理額	△ 113,112,752
数理計算上の差異の費用処理額	△ 263,168,123
その他	△ 46,408,560
合計	114,778,975

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	60.0%
株式	21.9%
現金及び預金	3.5%
その他	14.6%
合計	100.0%

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.10％
長期期待運用収益率	1.70％

11．収益認識関係

収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に係る注記」の「７．収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。その他の事項については独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

12．固有の表示科目について

開発委託金

機構法第23条第１項第２号に規定する新技術の企業化開発のため企業等に委託し、支出した金額

開発委託金回収債権

新技術の企業化開発が成功した場合等の開発委託金の確定金額

開発委託金回収債権回収不能見込額

開発委託金回収債権（承継資産を除く出資金財源に相当する額）に対する貸倒引当金繰入額

助成金

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の２に基づく特定公募型研究開発業務として、創発的研究推進基金の活用により実施する機構法第23条第１項第６号に掲げる業務に係る助成額

大学助成費

機構法第23条第１項第６号に掲げる業務及び同条第２項に掲げる業務に係る助成額

大学助成費収益

国立研究開発法人科学技術振興に関する省令（平成15年文部科学省令第47号）(以下、「省令」という。)第15条第３項の規定により大学助成に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額の大学助成費債務からの振替額

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第１号

基町相生通地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和７年11月14日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長　高原　　功

記

1　第一種市街地再開発事業の名称

基町相生通地区第一種市街地再開発事業

2　施行者の名称

基町相生通地区第一種市街地再開発事業個人施行者

代表施行者　独立行政法人都市再生機構

共同施行者　株式会社朝日新聞社

株式会社朝日ビルディング

中国電力ネットワーク株式会社

3　事務所の所在地

広島県広島市東区若草町12番１号アクティブインターシティ広島オフィス棟９階（独立行政法人都市再生機構事務所内）

4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称

広島県広島市中区基町及び立町各地内

5　建築工事が完了した施設建築物

施設建築物２（変電所棟）

6　施設建築物の建築工事が完了した年月日

令和７年11月14日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年11月15日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年11月14日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　　徹

記

1　記〔８〕中「令和７年11月９日」を「令和７年11月15日」に改める。

2　別添２中

「都道首都高速１号線　上　野」を「都道首都高速１号線　上　野（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速１号線　勝　島」を「都道首都高速１号線　勝　島（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　板橋本町」を

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　板橋本町（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速葛飾江戸川線　船堀橋」を「都道首都高速葛飾江戸川線　船堀橋（ＥＴＣ）」に改める。

3　別添３中

「板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）」を

「板橋本町（ＥＴＣ）(中台方向へ進行する入口に限る。)」に改める。

日本私立学校振興・共済事業団令和６事業年度財務諸表に関する公告

令和７年11月14日

東京都千代田区富士見１丁目10番12号

日本私立学校振興・共済事業団

理事長　福原　紀彦

助成勘定

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		30,108,043,997	
有価証券		300,000,000	
貸付金	474,732,730,000		
貸倒引当金	△ 2,980,893,512	471,751,836,488	
未収入金		1,312,285,052	
棚卸資産		527,170	
未収収益	194,725,831		
貸倒引当金	△ 788,397	193,937,434	
賞与引当金見返(注)		4,993,164	
その他		1,153,524	
流動資産合計			503,672,776,829
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	1,595,656,244		
減価償却累計額	△ 1,140,803,138	454,853,106	
構築物	14,425,912		
減価償却累計額	△ 11,786,154	2,639,758	
車両運搬具	10,939,965		
減価償却累計額	△ 9,845,968	1,093,997	
工具器具備品	111,157,335		
減価償却累計額	△ 85,400,754	25,756,581	
土地		663,175,260	
有形固定資産合計		1,147,518,702	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		274,453,843	
電話加入権		44,000	
無形固定資産合計		274,497,843	
3 投資その他の資産			
投資有価証券		5,522,801,317	
破産更生債権等	2,388,190,623		
貸倒引当金	△ 2,110,844,664	277,345,959	
その他		43,840	
投資その他の資産合計		5,800,191,116	
固定資産合計			7,222,207,661
資産合計			510,894,984,490

（単位：円）

負債の部			
Ⅰ 流動負債			
預り補助金等(注)		1,154,337,164	
預り寄附金(注)		24,781,133,166	
１年以内返済長期借入金		36,025,816,000	
未払金		206,057,384	
未払費用		62,923,951	
未払法人税等		60,000	
預り金		14,773,543	
引当金			
賞与引当金	101,114,011	101,114,011	
流動負債合計			62,346,215,219
Ⅱ 固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返補助金等(注)	109,955,309	109,955,309	
長期預り寄附金(注)		444,878,674	
長期借入金		330,995,269,000	
引当金			
退職給付引当金	1,459,456,886	1,459,456,886	
固定負債合計			333,009,559,869
負債合計			395,355,775,088

純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金	108,677,863,000		
資本金合計		108,677,863,000	
Ⅱ 資本剰余金			
民間出えん金(注)	5,416,349,385		
資本剰余金合計		5,416,349,385	
Ⅲ 利益剰余金			
積立金	1,457,681,217		
当期未処理損失	△ 12,684,200		
（うち当期総損失	△ 12,684,200）		
利益剰余金合計		1,444,997,017	
純資産合計			115,539,209,402
負債純資産合計			510,894,984,490

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用			
業務費		442,357,730,490	
一般管理費		667,912,965	
雑損		1,388,982,976	
臨時損失		213,272	
法人税等		60,000	
損益計算書上の費用合計			444,414,899,703
Ⅱ　その他行政コスト			0
Ⅲ　行政コスト			444,414,899,703

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用				
業務費				
交付補助金(注)	297,974,687,000			
授業料等減免費交付金(注)	118,340,638,600			
借入金利息	2,022,339,195			
配付寄附金(注)	22,446,798,518			
学術研究振興費(注)	81,200,000			
職員給与	611,961,453			
福利費	89,983,619			
業務経費	539,135,890			
減価償却費	142,453,977			
賞与引当金繰入	63,621,361			
退職給付引当金繰入	44,910,877	442,357,730,490		
一般管理費				
役員給与	75,221,330			
職員給与	297,315,274			
福利費	54,152,709			
一般管理経費	156,665,974			
減価償却費	21,309,679			
賞与引当金繰入	37,492,650			
退職給付引当金繰入	25,755,349	667,912,965		
雑損		1,388,982,976		
経常費用合計				444,414,626,431
経常収益				
補助金等収益(注)				
私立大学等経常費補助金収益(注)	298,010,842,126			
授業料等減免費交付金収益(注)	118,340,638,600			
高等教育負担軽減実施体制整備費補助金収益(注)	28,281,710	416,379,762,436		
資産見返負債戻入(注)				
資産見返補助金等戻入(注)	23,115,449	23,115,449		
貸付金利息		3,932,608,254		
寄附金収益(注)		22,527,998,518		
賞与引当金見返に係る収益(注)		4,993,164		
財務収益				
受取利息	21,196,998	21,196,998		
雑益		1,419,318,016		
経常収益合計				444,308,992,835
経常損失（△）				△ 105,633,596
臨時損失				
前期損益修正損		213,272		213,272
臨時利益				
貸倒引当金戻入		93,009,396		
前期損益修正益		213,272		93,222,668
税引前当期純損失（△）				△ 12,624,200
法人税、住民税及び事業税		60,000		60,000
当期純損失（△）				△ 12,684,200
当期総損失（△）				△ 12,684,200

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金	Ⅲ　利益剰余金			純資産合計
	政府出資金	民間出えん金	積立金	当期末処理損失	うち当期総損失	
当期首残高	108,677,863,000	5,415,898,000	2,005,682,000	△ 548,000,783	—	115,551,442,217
当期変動額						
Ⅰ　資本金の当期変動額						
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額						
出えん金の受入		451,385				451,385
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額						
⑴損失の処理						
損失処理により取崩			△ 548,000,783	548,000,783		
⑵その他						
当期純損失				△ 12,684,200	△ 12,684,200	△ 12,684,200
当期変動額合計	—	451,385	△ 548,000,783	535,316,583	△ 12,684,200	△ 12,232,815
当期末残高	108,677,863,000	5,416,349,385	1,457,681,217	△ 12,684,200	△ 12,684,200	115,539,209,402

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
交付補助金支出㈱	△ 297,974,687,000
授業料等減免費交付金支出㈱	△ 119,527,553,900
補助金等の精算による返還金の支出㈱	△ 2,366,436,276
貸付による支出	△ 45,900,300,000
長期借入金の返済による支出	△ 36,762,678,000
借入金利息支出	△ 2,019,970,451
寄付金の配付による支出㈱	△ 22,335,168,728
学術研究振興費の交付による支出㈱	△ 81,200,000
人件費支出	△ 1,390,133,812
その他の業務支出	△ 688,263,160
補助金等収入㈱	298,110,100,180
授業料等減免費交付金収入㈱	119,489,982,600
交付補助金の返還による収入㈱	1,224,867,076
授業料等減免費交付金の返還による収入㈱	1,179,140,500
貸付金の回収による収入	48,647,069,356
長期借入れによる収入	35,100,000,000
貸付金利息収入	3,933,414,198
寄付金の受入れによる収入	29,263,727,803
基金運用収入	82,657,911
その他の業務収入	35,904,164
小　　計	8,020,472,461
利息の受取額	16,586,237
法人税等の支払額	△ 60,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,036,998,698

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	20,224,090,000
定期預金の払戻しによる収入		20,231,790,000
有価証券の取得による支出	△	300,000,000
有価証券の償還による収入		300,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	4,552,240
無形固定資産の取得による支出	△	99,814,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	96,666,240
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
民間出えん金の受入れによる収入(注)		451,385
財務活動によるキャッシュ・フロー		451,385
Ⅳ　資金増加額		7,940,783,843
Ⅴ　資金期首残高		22,074,960,154
Ⅵ　資金期末残高		30,015,743,997

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失			△ 12,684,200
当期総損失	△	12,684,200	
Ⅱ　損失処理額			
積立金取崩額		12,684,200	12,684,200

注　　記　　事　　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	３～50年
構　築　物	10～15年
車両運搬具	６年
工具器具備品	３～30年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。なお、私立大学等経営ＤＸ推進事業に携わる職員及び減免資金交付事業に携わる非常勤職員の賞与については、補助金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが明らかな役職員については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

４．貸倒引当金の計上基準

貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、原則として次のように計上しております。

貸付先を、正常先・要注意先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に区分し、破綻先・実質破綻先については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額を引き当てております。

破綻懸念先（要注意先の一部を含む）については、個々の債権ごとに担保等による回収見込額を控除した残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮した貸倒れ見積高を引き当てております。

要注意先・正常先については、過去の一定期間における実績を踏まえた予想損失率に基づいて引き当てております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

出版物　先入先出法による原価法

７．寄付金の運用利益金の計上基準

寄付金の運用利益金は、発生した時点においては負債に計上し、当該運用利益金の使途に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額を収益に振り替えております。

８．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

９．重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

⑴　当事業年度の財務諸表に計上した金額　貸倒引当金　5,092,526,573円

⑵　会計上の見積りの内容について、国民その他利害関係者の理解に資するその他の情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「Ⅰ　重要な会計方針」「４．貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

学校法人の特性を踏まえた指標により、債務者区分及び担保分類を行ったうえで、債務者区分ごとに貸倒引当金計上額を算定しております。

②　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

貸付債権の自己査定基準に基づき、貸付先法人の財務状況、資金繰り、学生等数の推移等により、貸付債権のもつ信用リスクの程度を把握し、その状況等により、正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

債務者区分のうち、正常先及び要注意先の貸倒引当金算定に用いた予想損失率については、過去に正常先及び要注意先から破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に下落した実績や毀損率（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先債権の元金残高に対する貸倒引当金の割合）等を勘案し、算出しております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

債務者区分ごとの元金残高の増減、担保評価額の見直し、貸付先法人の財政状況及び学生等数の推移等により、当初見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅱ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当法人は、貸付事業などの資金供給業務を実施しております。これらの業務を実施するため、財政融資資金からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

当法人が保有する金融資産は、主として国内の法人に対する貸付金であり、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。また、有価証券は金銭信託、投資有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。

借入金は、一定の環境の下で当法人が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当法人は、当法人の融資規程及び貸付債権の自己査定基準に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。

②　市場リスクの管理

(i)　金利リスクの管理

あらかじめ業務方法書等により定められた方法により利率を決定しております。

(ii)　価格変動リスクの管理

当法人が保有している債券は、満期保有目的で保有しているものであります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当法人は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴貸付金	474,732,730,000		
貸倒引当金	△ 2,980,893,512		
	471,751,836,488	449,621,626,538	△ 22,130,209,950
⑵有価証券	300,000,000	300,000,000	—
⑶投資有価証券			
満期保有目的債券	5,522,801,317	5,305,774,100	△ 217,027,217
⑷破産更生債権等	277,345,959	277,345,959	—
⑸長期借入金			
①１年以内返済長期借入金	(36,025,816,000)	(38,131,142,519)	(2,105,326,519)
②長期借入金	(330,995,269,000)	(316,278,930,434)	(△ 14,716,338,566)

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低い時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			合計
	レベル１	レベル２	レベル３	
⑴貸付金	—	446,560,872,363	3,060,754,175	449,621,626,538
⑵有価証券	—	300,000,000	—	300,000,000
⑶投資有価証券				
満期保有目的債券				
国債	103,434,100	—	—	103,434,100
地方債	—	198,060,000	—	198,060,000
社債	—	5,004,280,000	—	5,004,280,000
⑷破産更生債権等	—	—	277,345,959	277,345,959
資産計	103,434,100	452,063,212,363	3,338,100,134	455,504,746,597
⑸長期借入金				
１年以内返済長期借入金	—	38,131,142,519	—	38,131,142,519
長期借入金	—	316,278,930,434	—	316,278,930,434
負債計	—	354,410,072,953	—	354,410,072,953

㈱　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

⑴　貸付金

貸付金の時価については、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻懸念先については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

⑵　有価証券

有価証券は金銭信託であり短期間で決済されるため､時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

⑶　投資有価証券

国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当法人が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

①　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　　債	99,538,189	103,434,100	3,895,911
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	200,000,000	198,060,000	△ 1,940,000
	社　　債	5,223,263,128	5,004,280,000	△ 218,983,128
合　　計		5,522,801,317	5,305,774,100	△ 217,027,217

②　満期保有目的債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国　　債	0	100,000,000	0	0
地 方 債	0	0	0	200,000,000
社　　債	0	2,200,000,000	3,000,000,000	0
合　　計	0	2,300,000,000	3,000,000,000	200,000,000

⑷　破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合であることからレベル３の時価に分類しております。

⑸　１年以内返済長期借入金及び長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

２．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

期首における退職給付債務	1,522,560,460
勤務費用	68,126,499
利息費用	22,310,209
数理計算上の差異の当期発生額	△ 19,770,482
退職給付の支払額	△ 133,769,800
期末における退職給付債務	1,459,456,886

⑶　退職給付に関連する損益

（単位：円）

勤務費用	68,126,499
利息費用	22,310,209
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 19,770,482
合計	70,666,226

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和７年３月31日現在
割引率	0.80％～3.14％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅲ　行政コスト計算書に関する事項

１．業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	444,414,899,703円
自己収入等	△ 27,994,344,454円
法人税及び国庫納付額	△ 1,389,042,976円
機会費用	1,615,567,066円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	416,647,079,339円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に、1.485％で計算しております。

⑵　国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、過年度に配付した若手・女性研究者奨励金の返還処理に伴う寄附金収益の修正のため213,272円を計上しております。

前期損益修正益として、過年度に配付した若手・女性研究者奨励金の返還処理による修正のため213,272円を計上しております。

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

１．資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	30,108,043,997円
定期預金	△ 92,300,000円
資金期末残高	30,015,743,997円

２．重要な非資金取引の内容

受配者指定寄付金として受入れた現物寄付金	111,629,790円
受配者指定寄付金として配付した現物寄付金	111,629,790円

Ⅵ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅶ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

短期勘定

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金	93,438,857,141		
有価証券	16,400,000,000		
未収入金	23,977,266,858		
立替金	2,510,655		
未収収益	43,494,147		
支払基金委託金	1,990,257,000		
流動資産合計		135,852,385,801	
資産合計			135,852,385,801
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
未払金	15,413,453,120		
掛金等振替未払金	1,498,656,143		
前受金	1,991,789,790		
預り金	11,521,435		
仮受金	5,438,768		
流動負債合計		18,920,859,256	
Ⅱ 固定負債			
支払準備金	15,757,356,753		
固定負債合計		15,757,356,753	
負債合計			34,678,216,009
純資産の部			
Ⅰ 利益剰余金			
欠損金補てん積立金㈱	17,358,353,012		
積立金	95,863,155,455		
当期未処理損失	△ 12,047,338,675		
（うち当期総損失	△ 12,047,338,675）		
利益剰余金合計		101,174,169,792	
純資産合計			101,174,169,792
負債純資産合計			135,852,385,801

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用		
業務費	361,798,981,186	
繰入金	4,177,982,000	
臨時損失	15,804,126,579	
損益計算書上の費用合計		381,781,089,765
Ⅱ その他行政コスト		0
Ⅲ 行政コスト		381,781,089,765

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務費		
保健給付	167,552,675,283	
直営保健給付	190,197,063	
休業給付	14,053,151,366	
災害給付	51,935,000	

付加給付	3,658,068,061		
一部負担金払戻金	3,582,254,258		
退職者給付拠出金	394,583		
前期高齢者納付金	54,880,503,998		
後期高齢者支援金	80,457,343,127		
病床転換支援金	28,923		
レセプト内容審査費	76,826,011		
介護納付金	37,295,603,513	361,798,981,186	
繰入金			
共済業務勘定へ事務費繰入	4,177,982,000	4,177,982,000	
経常費用合計			365,976,963,186
経常収益			
掛金収入			
掛金	310,036,263,818		
任継掛金	5,658,197,655	315,694,461,473	
介護掛金収入			
介護掛金	37,063,066,880		
任継介護掛金	326,823,632	37,389,890,512	
出産育児交付金収入㈱		252,652,580	
還付金収益			
退職者給付拠出金還付金収入	8,334,658	8,334,658	
補助金等収益㈱			
高齢者医療運営円滑化等補助金収益㈱	476,776,000	476,776,000	
財務収益			
受取利息	290,348,398		
有価証券利息	7,887,301	298,235,699	
雑益			
延滞金収入	44,549,320		
損害賠償金収入	105,957,530		
雑益	10,403	150,517,253	
経常収益合計			354,270,868,175
経常損失（△）			△ 11,706,095,011
臨時損失			
支払準備金繰入		15,757,356,753	
前期損益修正損		46,769,826	15,804,126,579
臨時利益			
支払準備金戻入		15,432,199,770	
前期損益修正益		30,683,145	15,462,882,915
当期純損失（△）			△ 12,047,338,675
当期総損失（△）			△ 12,047,338,675

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	利益剰余金					純資産合計
	欠損金補てん積立金	積立金	当期未処理損失（△）	うち当期総損失（△）	利益剰余金合計	
当期首残高	16,121,982,687	107,524,582,213	△ 10,425,056,433	—	113,221,508,467	113,221,508,467
当期変動額						
利益剰余金の当期変動額						
⑴損失の処理						
損失処理による取崩	1,236,370,325	△ 11,661,426,758	10,425,056,433			
⑵その他						
当期純損失（△）			△ 12,047,338,675	△ 12,047,338,675	△ 12,047,338,675	△ 12,047,338,675
当期変動額合計	1,236,370,325	△ 11,661,426,758	△ 1,622,282,242	△ 12,047,338,675	△ 12,047,338,675	△ 12,047,338,675
当期末残高	17,358,353,012	95,863,155,455	△ 12,047,338,675	△ 12,047,338,675	101,174,169,792	101,174,169,792

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
短期給付金支出		△ 189,044,841,095
拠出金等支出		△ 171,966,704,137
共済業務勘定への繰入れによる支出		△ 4,177,982,000
その他の業務支出		△ 66,715,349
共済掛金収入		314,611,229,169
介護掛金収入		37,302,391,474
出産育児交付金収入		231,598,580
退職者給付拠出金還付金収入		8,334,658
補助金等収入㈱		476,776,000
その他の業務収入		171,815,216
小　計		△ 12,454,097,484
利息の受取額		255,299,840
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 12,198,797,644
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出		△ 564,300,000,000
定期預金の払戻しによる収入		473,100,000,000
譲渡性預金の預入れによる支出		△ 52,000,000,000
譲渡性預金の払戻しによる収入		35,600,000,000
有価証券の償還による収入		10,000,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 97,600,000,000
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額		△ 109,798,797,644
Ⅵ　資金期首残高		112,037,654,785
Ⅶ　資金期末残高		2,238,857,141

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		△ 12,047,338,675
当期総損失	△ 12,047,338,675	
Ⅱ　損失処理額		
欠損金補てん積立金	△ 867,154,514	
積立金取崩額	12,914,493,189	12,047,338,675

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

支払準備金

日本私立学校振興・共済事業団に係る財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）第33条第２項に基づき、当該事業年度における短期給付額の１／12に相当する金額を計上しております。

令和６年度決算においては、短期給付額の合計が189,088,281,031円となり、その１／12に相当する金額は15,757,356,753円（小数点以下切上げ）となります。

２．欠損金補てん積立金の計上基準

将来の欠損金の補てんに充てるため、日本私立学校振興・共済事業団会計規程（以下「会計規程」という。）第90条第１号に基づき、当該事業年度の利益金を当該事業年度以前３事業年度の短期給付額の平均額の10／100に相当する金額に達するまで欠損金補てん積立金として計上しております。

当該事業年度以前３事業年度の短期給付金の平均額（令和４年度172,490,547,499円、令和５年度185,186,397,239円、令和６年度189,088,281,031円、合計546,765,225,769円の１／３（平均）＝182,255,075,256円）の10／100に相当する額は18,225,507,526円（小数点以下切上げ）となります。

令和６年度期首における欠損金補てん積立金17,358,353,012円に対する不足額は867,154,514円となるため、積立金を取り崩し、欠損金補てん積立金に積み増すこととなります。

３．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘定科目	内容
支払基金委託金	社会保険診療報酬支払基金との契約及び覚書に基づく委託金
掛金等振替未払金	短期勘定における保健経理及び共済業務勘定分の掛金の未払分
前受金	短期勘定における任意継続加入事前申込者からの振込分掛金等
支払準備金	短期給付額（医療給付）の支払いは、受診から２か月遅れで支払い、掛金は１か月遅れで納入されるため、決算時点では２か月分の債務と１か月分の債権があることになり、この差１か月分の支払いに備えるため、財会省令第33条第２項に基づき、当該事業年度における短期給付額の１／12に相当する金額を計上
欠損金補てん積立金	将来の欠損金の補てんに充てるため、規程に基づき、当該事業年度の利益金を当該事業年度以前３事業年度の短期給付額の平均額の10/100に相当する金額に達するまで欠損金補てん積立金として計上
保健給付	加入者及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡に関する法定給付
直営保健給付	私学事業団直営の東京臨海病院で受診した加入者及び被扶養者の診療にかかった費用の保険者負担分
休業給付	短期給付のうち、傷病手当金、出産手当金、休業手当金といった休業を理由として給与が減額された場合に生活費を補てんする給付
災害給付	短期給付のうち、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金といった給付
付加給付	法定給付の補てんとして行う現金給付

一部負担金払戻金	加入者が保険診療を受けた場合の一部負担金に対して、その負担を軽減することを目的とする給付
退職者給付拠出金	退職者医療制度にかかるもので、給付率が低下することを緩和する等の趣旨から医療保険者としての負担分を拠出金として社会保険診療報酬支払基金に納付している。医療制度改正により退職者医療制度は廃止されることとなり、平成20年度から原則として退職者医療制度適用者は前期高齢者医療制度へ移行するが、経過措置が設けられたための拠出金である。
前期高齢者納付金	65歳以上75歳未満の人はその多くが国民健康保険に加入しており、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じているため、その調整を行う制度として、前期高齢者医療制度が創設された。調整財源となる納付金は、社会保険診療報酬支払基金に納付している。
後期高齢者支援金	医療制度改正により75歳以上の人は後期高齢者医療制度が適用となり、現役世代の支援として私学事業団は支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付している。
病床転換支援金	医療制度改正により、医療・介護療養病床を老人保健施設等へ転換することとされ、その事業を支援するため私学事業団は支援金を社会保険診療報酬支払基金に納付している。
レセプト内容審査費	医療費の過払いを抑制する目的として実施する審査機関へのレセプト（診療報酬明細書）の内容審査費用
介護納付金	私学共済制度の加入者または被扶養者である、介護保険の第２号被保険者の負担部分を介護掛金として徴収し、社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付している。
出産育児交付金収入	健康保険法等の改正により後期高齢者医療制度から出産育児一時金の費用の一部を支援する仕組みとなり社会保険診療報酬支払基金より交付される。
高齢者医療運営円滑化等補助金収益	被用者保険による後期高齢者支援金等の拠出金負担の軽減を目的に、国から短期勘定に交付される補助金。

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

短期給付等に必要な流動性を確保しつつ、資金運用は安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金、預金及び有価証券（譲渡性預金）は信用リスクを内包しております。また、債権である未収入金は、信用リスクを内包しております。債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクを内包しております。これら運用資産等のリスクについては、関係法令等に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）、未収入金、未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	381,781,089,765円
自己収入等	△ 353,824,775,320円
法令に基づく引当金	△ 15,757,356,753円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	12,198,957,692円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、任継掛金還付等により46,769,826円を計上し、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収等により30,683,145円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	93,438,857,141円
定期預金	△ 91,200,000,000円
資金期末残高	2,238,857,141円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

厚生年金勘定

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金	330,584,353,857		
有価証券	159,800,000,000		
未収入金	47,204,011,684		
掛金等振替未収入金	671,121,830		
立替金	227,721		
未収収益	358,844,855,592		
１年以内回収長期貸付金	9,031,000,000		
流動資産合計		906,135,570,684	
Ⅱ 固定資産			
1 投資その他の資産			
長期性預金	4,297,379,244,211		
投資不動産	16,081,128,861		
長期貸付金	61,816,000,000		
投資その他の資産合計	4,375,276,373,072		
固定資産合計		4,375,276,373,072	
資産合計			5,281,411,943,756

負債の部			
Ⅰ 流動負債			
未払金	5,408,957		
預り金	23,108,475		
子ども・子育て拠出金預り金	951,062,468		
流動負債合計		979,579,900	
負債合計			979,579,900
純資産の部			
Ⅰ 利益剰余金			
厚生年金保険給付積立金㈱	2,944,685,070,102		
経過的長期給付積立金㈱	1,989,252,210,662		
当期未処分利益	346,495,083,092		
（うち当期総利益	346,495,083,092）		
利益剰余金合計		5,280,432,363,856	
純資産合計			5,280,432,363,856
負債純資産合計			5,281,411,943,756

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	1,004,559,668,464	
繰入金	15,203,706,745	
臨時損失	7,141,834	
損益計算書上の費用合計		1,019,770,517,043
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		1,019,770,517,043

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
厚生年金給付	136,761,071,901		
共済年金給付	208,467,946,638		
経過的職域加算相当給付	17,173,852,942		
基礎年金拠出金	243,303,608,992		
厚生年金拠出金	398,824,536,318		
事業雑費	28,651,673	1,004,559,668,464	
繰入金			
退職等年金給付勘定へ加入者等負担軽減分繰入	10,190,126,745		
共済業務勘定へ事務費繰入	5,013,580,000	15,203,706,745	
経常費用合計			1,019,763,375,209
経常収益			
保険料収入			
保険料	554,342,323,879	554,342,323,879	
基礎年金交付金収入		866,063,000	
厚生年金交付金収入		316,000,954,126	
退職一時金等返還金収入		428,343,888	
補助金等収益㈱			
事業費国庫補助金収益㈱	123,132,233,367		
都道府県補助金収益㈱	8,454,341,489	131,586,574,856	
財務収益			
受取利息	1,799,998,592		
有価証券利息	115,732,837		
信託収益	360,947,132,874	362,862,864,303	
雑益			
延滞金収入	61,981,460		
雑益	10,774,000	72,755,460	
経常収益合計			1,366,159,879,512
経常利益			346,396,504,303
臨時損失			
財産処分損		562,256	
前期損益修正損		6,579,578	7,141,834
臨時利益			
前期損益修正益		105,720,623	105,720,623
当期純利益			346,495,083,092
当期総利益			346,495,083,092

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	利益剰余金					純資産合計
	厚生年金保険給付積立金	経過的長期給付積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	2,610,554,047,486	1,938,062,125,979	385,321,107,299	―	4,933,937,280,764	4,933,937,280,764
当期変動額						
利益剰余金の当期変動額						
⑴利益の処分						
利益処分による積立	334,131,022,616	51,190,084,683	△ 385,321,107,299			
⑵その他						
当期純利益			346,495,083,092	346,495,083,092	346,495,083,092	346,495,083,092
当期変動額合計	334,131,022,616	51,190,084,683	△ 38,826,024,207	346,495,083,092	346,495,083,092	346,495,083,092
当期末残高	2,944,685,070,102	1,989,252,210,662	346,495,083,092	346,495,083,092	5,280,432,363,856	5,280,432,363,856

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
年金給付支出	△	362,402,871,481
基礎年金拠出金支出	△	243,303,608,992
厚生年金拠出金支出	△	398,824,536,318
退職等年金給付勘定への繰入れによる支出	△	10,190,126,745
共済業務勘定への繰入れによる支出	△	5,013,580,000
その他の業務支出	△	29,729,796,334
保険料収入		552,826,384,555
共済掛金収入		17,336,142
基礎年金交付金収入		866,063,000
厚生年金交付金収入		316,000,954,126
資産運用収入		1,708,049,226
補助金等収入㈱		131,377,523,207
その他の業務収入		13,036,315,764
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	33,631,893,850
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	2,735,900,000,000
定期預金の払戻しによる収入		2,480,900,000,000
有価証券の償還による収入		8,000,000,000
譲渡性預金の預入れによる支出	△	608,700,000,000
譲渡性預金の払戻しによる収入		488,900,000,000
長期性預金の取得による支出	△	203,171,846,333
長期性預金の償還による収入		180,431,824,085
他勘定への貸付けによる支出	△	6,400,000,000
他勘定からの貸付金回収による収入		9,766,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	386,174,022,248
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		―
Ⅳ　資金に係る換算差額		―
Ⅴ　資金の減少額	△	419,805,916,098
Ⅵ　資金期首残高		420,390,269,955
Ⅶ　資金期末残高		584,353,857

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		346,495,083,092
当期総利益	346,495,083,092	
Ⅱ　利益処分額		
厚生年金保険給付積立金	311,302,685,502	
経過的長期給付積立金	35,192,397,590	346,495,083,092

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．厚生年金保険給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第35条第３項、財会省令第19条及び附則第４項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、厚生年金保険給付積立金として計上して整理しております。

２．経過的長期給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項、財会省令第19条及び附則第５項の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、経過的長期給付積立金として計上して整理しております。

３．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	厚生年金勘定における短期勘定からの掛金等未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
投資不動産	厚生年金勘定で保有する医療施設の土地
長期貸付金	厚生年金勘定から他勘定へ貸付した資金
子ども・子育て拠出金預り金	厚生年金勘定を通じて厚生労働省へ納付する学校法人からの預り金
厚生年金保険給付積立金	厚生年金勘定の厚生年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
経過的長期給付積立金	厚生年金勘定の職域年金経理において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
基礎年金拠出金	基礎年金制度を運営するため、被用者年金各制度がそれぞれの第２号被保険者および第３号被保険者の合計数に応じて按分負担する費用
厚生年金拠出金	厚生年金制度を運営するため、各実施機関から拠出する費用
事業費国庫補助金収益	国から年金給付事業を行う厚生年金勘定に対して交付される補助金
都道府県補助金収益	都道府県から私学事業団の共済業務にかかる厚生年金給付事業に要する費用について交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

厚生年金保険給付等に必要な流動性を確保しつつ、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金及び預金は信用リスクを内包しております。長期性預金は、長期的な観点から資産構成割合をさだめることにより、主に国内外の株式、債券等で構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令や管理運用の方針等に基づき適切に管理するとともに、その実施状況を定期的に共済運営委員会等に報告しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	4,297,379,244,211	5,674,856,605,267	1,377,477,361,056

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	―	5,618,281,910,546	56,574,694,721	5,674,856,605,267

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。なお、オルタナティブ資産等の時価については、市場では観察できないインプットを用いて算出されていることから、レベル３に分類しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	1,019,770,517,043円
自己収入等	△1,234,679,025,279円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 214,908,508,236円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、遡及資格異動に伴う保険料還付等により6,579,578円、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収等により105,720,623円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	330,584,353,857円
定期預金	△ 330,000,000,000円
資金期末残高	584,353,857円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

退職等年金給付勘定

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金	1,229,884,187		
未収入金	2,717,833,579		
掛金等振替未収入金	47,679,456		
未収収益	3,617,354,546		
流動資産合計		7,612,751,768	
Ⅱ　固定資産			
1　投資その他の資産			
長期性預金	443,510,808,189		
長期貸付金	3,798,314,028		
投資その他の資産合計	447,309,122,217		
固定資産合計		447,309,122,217	
資産合計			454,921,873,985

純資産の部			
Ⅰ　利益剰余金			
退職等年金給付積立金㈱	403,705,833,164		
当期未処分利益	51,216,040,821		
（うち当期総利益	51,216,040,821）		
利益剰余金合計		454,921,873,985	
純資産合計			454,921,873,985
負債純資産合計			454,921,873,985

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	2,932,985,572	
繰入金	455,616,000	
臨時損失	108,630	
損益計算書上の費用合計		3,388,710,202
Ⅱ　その他行政コスト		0
Ⅲ　行政コスト		3,388,710,202

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
退職等年金給付	2,932,985,572	2,932,985,572	
繰入金			
共済業務勘定へ事務費繰入	455,616,000	455,616,000	
経常費用合計			3,388,601,572
経常収益			
掛金収入			
掛金	40,760,203,014	40,760,203,014	
受入金			
職域年金経理より加入者等負担軽減分受入	10,190,126,745	10,190,126,745	
財務収益			
受取利息	36,115,718		
信託収益	3,616,635,911	3,652,751,629	
雑益			
延滞金収入	1,459,390	1,459,390	
経常収益合計			54,604,540,778
経常利益			51,215,939,206
臨時損失			
前期損益修正損		108,630	108,630
臨時利益			
前期損益修正益		210,245	210,245
当期純利益			51,216,040,821
当期総利益			51,216,040,821

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	利益剰余金				純資産合計
	退職等年金給付積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	353,484,770,372	50,221,062,792	—	403,705,833,164	403,705,833,164
当期変動額					
利益剰余金の当期変動額					
⑴利益の処分					
利益処分による積立	50,221,062,792	△ 50,221,062,792			
⑵その他					
当期純利益		51,216,040,821	51,216,040,821	51,216,040,821	51,216,040,821
当期変動額合計	50,221,062,792	994,978,029	51,216,040,821	51,216,040,821	51,216,040,821
当期末残高	403,705,833,164	51,216,040,821	51,216,040,821	454,921,873,985	454,921,873,985

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
年金給付支出	△	2,932,985,572
共済業務勘定への繰入れによる支出	△	455,616,000
その他の業務支出	△	44,270,641
共済掛金収入		40,708,354,697
厚生年金勘定からの受入れによる収入		10,190,126,745
資産運用収入		35,399,726
その他の業務収入		43,279,070
業務活動によるキャッシュ・フロー		47,544,288,025
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
長期性預金の取得による支出	△	51,900,000,000
他勘定からの貸付金回収による収入		4,341,400,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	47,558,600,000
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	14,311,975
Ⅵ　資金期首残高		1,244,196,162
Ⅶ　資金期末残高		1,229,884,187

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		51,216,040,821
当期総利益	51,216,040,821	
Ⅱ　利益処分額		
退職等年金給付積立金	51,216,040,821	51,216,040,821

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．退職等年金給付積立金の計上基準

年金者及び加入者等に対する将来の年金の支払いに充てるため、事業団法第35条第３項及び、財会省令第19条の２の規定により、損益計算上の利益金は利益処分において、退職等年金給付積立金として計上して整理しております。

２．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

３．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	退職等年金給付勘定における短期勘定からの掛金等未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
長期貸付金	退職等年金給付勘定から他勘定へ貸付した資金
退職等年金給付積立金	退職等年金給付勘定において、将来の年金支払のために積み立てる利益金
退職等年金給付	平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、私学共済の年金制度にあった職域部分は廃止され、それに代わり、平成27年10月以降の加入者期間分について創設された給付

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

退職等年金給付等に必要な流動性を確保しつつ、年金積立金の管理及び運用を長期的な観点から、安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

長期性預金は、国内債券のみで構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	443,510,808,189	432,868,958,567	△　10,641,849,622

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	―	432,868,958,567	―	432,868,958,567

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	3,388,710,202円
自己収入等	△　54,604,751,023円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△　51,216,040,821円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、遡及資格異動による掛金還付により108,630円を計上し、前期損益修正益として、過年度分の過払い給付金の回収により210,245円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

該当する事項はありません。

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

福祉勘定

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部				
Ⅰ 流動資産				
現金及び預金		27,499,469,093		
有価証券		16,580,000,000		
加入者貸付金	18,465,726,421			
貸倒引当金	△ 55,397,179	18,410,329,242		
未収入金	2,853,359,107			
貸倒引当金	△ 5,606,193	2,847,752,914		
掛金等振替未収入金		779,848,083		
棚卸資産		232,270,346		
立替金		18,093,635		
前払費用		40,549,400		
未収収益		5,018,647,068		
流動資産合計			71,426,959,781	
Ⅱ 固定資産				
1 有形固定資産				
建物	71,777,417,324			
減価償却累計額	△53,641,090,397	18,136,326,927		
構築物	2,126,946,256			
減価償却累計額	△ 1,787,520,507	339,425,749		
機械装置	776,543,287			
減価償却累計額	△ 673,233,524	103,309,763		
医療器具機械	5,810,498,280			
減価償却累計額	△ 4,083,729,836	1,726,768,444		
車両運搬具	89,422,937			
減価償却累計額	△ 76,715,273	12,707,664		
工具器具備品	4,094,875,222			
減価償却累計額	△ 2,864,952,178	1,229,923,044		
土地		15,507,566,750		
有形固定資産合計		37,056,028,341		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		637,075,227		
無形固定資産合計		637,075,227		
3 投資その他の資産				
長期性預金		1,234,587,224,416		
長期貸付金	3,900,000			
貸倒引当金	△ 39,000	3,861,000		
長期前払費用		101,825		
敷金・保証金		18,282,081		
加入金		980,000		
その他		49,745		
投資その他の資産合計		1,234,610,499,067		
固定資産合計			1,272,303,602,635	
資産合計				1,343,730,562,416

負債の部				
Ⅰ 流動負債				
加入者貯金		1,242,528,301,194		
預り補助金等(注)		31,195,000		
未払消費税		81,259,724		
未払金		2,257,411,791		
未払費用		1,820,799,574		
未払法人税等		967,000		
前受金		5,853,625,022		
償還金		1,969,882		
預り金		394,962,911		
受入保証金		29,784,800		
引当金				
賞与引当金	556,004,014	556,004,014		
流動負債合計			1,253,556,280,912	
Ⅱ 固定負債				
長期借入金		3,798,314,028		
引当金				
退職給付引当金	5,240,057,514	5,240,057,514		
固定負債合計			9,038,371,542	
負債合計				1,262,594,652,454

純資産の部			
Ⅰ 資本剰余金			
別途積立金㈱	1,984,788,404		
資本剰余金合計		1,984,788,404	
Ⅱ 利益剰余金			
欠損金補てん積立金㈱	53,891,766,084		
貸付資金積立金㈱	2,087,998,777		
積立金	23,984,810,218		
当期未処理損失	△ 813,453,521		
（うち当期総利益	2,310,570,523）		
利益剰余金合計		79,151,121,558	
純資産合計			81,135,909,962
負債純資産合計			1,343,730,562,416

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用		
業務費	31,857,587,464	
雑損	5,679,512	
臨時損失	114,756,723	
法人税等	967,000	
損益計算書上の費用合計		31,978,990,699
Ⅱ その他行政コスト		0
Ⅲ 行政コスト		31,978,990,699

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
業務費			
保健費	1,784,496,271		
特定健康診査等給付費	366,109,816		
材料費	3,783,776,184		
販売品費	207,833,827		
運営費	1,836,861,594		
支払利息	3,169,418,049		
支払手数料	911,277,386		
保険料	51,831,360		
借入金利息	34,115,388		
普及費	145,174,044		
貸倒引当金繰入	55,397,179		
施設整備費	674,509,893		
職員給与	6,748,254,690		
福利費	1,118,897,836		
業務経費	8,275,225,080		
奨学費	1,800,000		
減価償却費	1,846,276,027		
賞与引当金繰入	556,004,014		
退職給付引当金繰入	290,328,826	31,857,587,464	
雑損			
貸倒引当金繰入	5,645,193		
雑損	34,319	5,679,512	
経常費用合計			31,863,266,976
経常収益			
掛金収入			
福祉掛金	8,967,395,146	8,967,395,146	
保険患者収入		10,080,204,564	
一般患者収入		772,797,915	
施設収入		7,965,261,915	
販売収入		311,142,998	
委託収入		59,287,605	
貸付金利息		235,588,675	
保険料充当金収入		11,534,084	
保険手数料収入		334,146,901	
補助金等収益㈱			
国庫補助金収入			
特定健診等国庫補助金収益㈱	65,761,000		
都道府県補助金収入			
救急医療関連補助金収益㈱	2,216,000		
周産期医療関連補助金収益㈱	3,300,000		
災害医療関連補助金収益㈱	500,000		
医療人材確保関連補助金収益㈱	8,906,000		
その他補助金収益㈱	1,783,000		
市区町村補助金収入			
保育所等物価高騰対策事業補助金収益㈱	37,050		
宿泊税特別徴収事務補助金収益㈱	222,100		
京都市指定文化財等保護事業補助金収益㈱	4,500,000	87,225,150	

財務収益			
受取利息	130,611,517		
有価証券利息	8,911,959		
信託収益	4,989,543,013	5,129,066,489	
雑益			
受取配当金	7,522,466		
延滞金収入	1,816,666		
雑益	252,980,177	262,319,309	
経常収益合計			34,215,970,751
経常利益			2,352,703,775
臨時損失			
固定資産除却損	113,227,884		
前期損益修正損	1,528,839	114,756,723	
臨時利益			
固定資産売却益	1,787,637		
貸倒引当金戻入	61,629,744		
退職給付引当金戻入	9,531,023		
前期損益修正益	642,067	73,590,471	
税引前当期純利益		2,311,537,523	
法人税、住民税及び事業税	967,000	967,000	
当期純利益		2,310,570,523	
当期総利益		2,310,570,523	

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本剰余金	Ⅱ　利益剰余金								純資産合計
	別途積立金	欠損金補てん積立金	貸付資金積立金	積立金	繰越欠損金	当期未処理損失（△）	うち当期総利益	うち前期繰越欠損金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,986,588,504	51,953,588,963	2,256,047,847	23,896,170,586		△ 1,267,056,461	—	△ 4,374,144,418	76,838,750,935	78,825,339,439
当期変動額										
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の除却	△ 1,800,100					1,800,100			1,800,100	
Ⅱ　利益剰余金の当期変動額										
⑴利益の処分										
利益処分による積立		1,938,177,121	△ 168,049,070	1,098,591,011		△ 2,868,719,062				
⑵損失の処理										
損失処理による取崩				△ 1,009,951,379		1,009,951,379				
損失処理による繰越欠損金の整理					△ 3,124,024,044	3,124,024,044		4,374,144,418		
⑶その他										
当期純利益					3,124,024,044	△ 813,453,521	2,310,570,523	△ 3,124,024,044	2,310,570,523	2,310,570,523
当期変動額合計	△ 1,800,100	1,938,177,121	△ 168,049,070	88,639,632		453,602,940	2,310,570,523	1,250,120,374	2,312,370,623	2,310,570,523
当期末残高	1,984,788,404	53,891,766,084	2,087,998,777	23,984,810,218		△ 813,453,521	2,310,570,523	△ 3,124,024,044	79,151,121,558	81,135,909,962

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
保健事業支出	△	2,330,500,627
医療事業支出	△	3,457,060,340
宿泊事業支出	△	2,817,799,544
貯金事業支出	△	175,901,651,854
共済貸付事業支出	△	5,080,956,816
退職等年金給付勘定への返済による支出	△	4,341,400,000
人件費支出	△	8,917,232,675
その他の業務支出	△	9,953,091,571
共済掛金収入		8,930,328,687
補助金等収入㈱		81,462,736
保健事業収入		25,976,064
医療事業収入		10,943,057,364
宿泊事業収入		8,298,251,915
貯金事業収入		147,986,826,392
共済貸付事業収入		6,366,695,930
その他の業務収入		1,611,725,212
小　計	△	28,555,369,127
利息及び配当金の受取額		18,628,525
法人税等の支払額	△	967,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△	28,537,707,602
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△	198,930,000,000
定期預金の払戻しによる収入		232,560,000,000
譲渡性預金の預入れによる支出	△	31,000,000,000
譲渡性預金の払戻しによる収入		14,420,000,000
長期性預金の払戻しによる収入		8,100,000,000
有形固定資産の取得による支出	△	852,291,047
有形固定資産の売却による収入		1,787,637
預託金の返還による支出		6,525
貸付金による支出	△	300,000
敷金保証金の差入れによる支出	△	1,285,000
敷金保証金の返還による収入		1,715,374
投資活動によるキャッシュ・フロー		24,299,633,489
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の減少額	△	4,238,074,113
Ⅵ　資金期首残高		26,727,543,206
Ⅶ　資金期末残高		22,489,469,093

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損失の処理に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失			813,453,521
当期総利益		2,310,570,523	
前期繰越欠損金	3,124,024,044		
Ⅱ　損失処理額			
別途積立金取崩額	46,889,440		
貸付資金積立金取崩額	130,934,896		
欠損金補てん積立金積立額	△ 1,218,871,150		
積立金取崩額	424,455,549		
積立金積立額	△ 797,652,040		△ 1,414,243,305
Ⅲ　次期繰越欠損金			2,227,696,826

経理別利益の処分・損失の処理に関する書類

（単位：円）

科　目	保健経理	医療経理	宿泊経理	貯金経理	貸付経理	福祉勘定計
利益の処分						
Ⅰ　当期未処分利益	669,915,505			1,218,425,467		1,888,340,972
当期総利益	669,915,505			1,218,425,467		1,888,340,972
Ⅱ　利益処分額	669,915,505			1,218,425,467		1,888,340,972
欠損金補てん積立金				1,218,871,150		1,218,871,150
積立金	669,915,505			△ 445,683		669,469,822

損失の処理						
Ⅰ　当期未処理損失		1,376,333,985	1,322,707,830		2,752,678	2,701,794,493
当期総利益			1,801,316,214			1,801,316,214
当期総損失		1,376,333,985			2,752,678	1,379,086,663
前期繰越欠損金			3,124,024,044			3,124,024,044
Ⅱ　損失処理額		471,344,989			2,752,678	474,097,667
別途積立金取崩額		46,889,440				46,889,440
貸付資金積立金取崩額					130,934,896	130,934,896
積立金取崩額		424,455,549				424,455,549
積立金積立額					△　128,182,218	△　128,182,218
Ⅲ　次期繰越欠損金		904,988,996	1,322,707,830			2,227,696,826

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	６～50年
構　築　物	３～50年
機械装置	10～15年
医療器具機械	４～15年
車両運搬具	４～15年
工具器具備品	２～20年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

４．貸倒引当金の計上基準

財会省令第32条に基づき、貸付金及び未収入金の貸倒れによる損失に備えるため、主務大臣の定めにより医療経理及び宿泊経理に関しては残高の１／100を計上し、貸付経理に関しては残高の0.3／100を計上しております。

令和６年度決算においては、加入者貸付金の年度末残高18,465,726,421円の0.3／100＝55,397,179円、未収入金（医療経理及び宿泊経理の売上未収入金）の年度末残高のうち560,620,136円の１／100＝5,606,193円（小数点以下切捨て）、長期貸付金（医療経理の奨学金貸与）の年度末残高3,900,000円の１／100＝39,000円の合計額61,042,372円を貸倒引当金として計上しております。

なお、未収入金の年度末残高に対する貸倒引当金は、施設ごとに計上しているため、未収入金の合計に対する１／100とは異なります。

５．欠損金補てん積立金の計上基準

積立貯金事業の将来の欠損金の補てんに充てるため、会計規程第90条第１号に基づき、加入者貯金額の５／100に相当する金額の範囲内で計上しております。

令和６年度決算における加入者貯金額は1,242,528,301,194円となり、５／100に相当する金額は62,126,415,060円（小数点以下切上げ）となります。

令和６年度期首における欠損金補てん積立金53,891,766,084円に対する不足額は8,234,648,976円となるため、積立貯金事業の当期利益金1,218,871,150円を全額欠損金補てん積立金に積み増すこととなります。

６．貸付資金積立金の計上基準

貸付事業の資金に充てるため、会計規程第89条に基づき、当該事業年度以前３事業年度末日における平均貸付残高の10／100に相当する金額を計上しております。

令和６年度においては、令和４年度から令和６年度までの３事業年度末日における貸付残高の平均額（令和４年度20,652,027,385円、令和５年度19,594,162,618円、令和６年度18,465,726,421円、合計58,711,916,424円の１／３（平均）＝19,570,638,808円）の10／100に相当する額は1,957,063,881円（小数点以下切上げ）となります。

令和６年度期首における貸付資金積立金2,087,998,777円に対する余剰額は130,934,896円となるため、積立金に振り替えることとなります。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

財会省令第31条に基づき取得価額で計上しております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料	先入先出法による原価法
販売品	先入先出法による原価法
事業用消耗品	先入先出法による原価法
その他	先入先出法による原価法

９．収益及び費用の計上基準

ア．医療事業に係る収益

医療事業に係る収益は、主に医療経理における患者収入であり、医療契約に基づいて医療行為を提供する義務を負っております。当該履行義務は、外来患者については医療行為を提供した時点において充足されることから、当該時点で収益を認識しております。一方、入院患者については入院期間に応じた医療行為を提供することから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

イ．宿泊事業に係る収益

宿泊事業に係る収益は、主に宿泊経理における施設収入であり、顧客との契約に基づいて、宿泊・婚礼・宴集会・食堂等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

（収益認識関係）

以下に記載する内容以外の収益は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

福祉勘定の一定の事業等のまとまりごとの区分は、保健経理、医療経理、宿泊経理、貯金経理、貸付経理であり、そのうち収益認識基準の適用となる収益は、医療経理の患者収入と宿泊経理の施設における宿泊・婚礼・宴集会等のサービス提供による施設収入になります。上記に係るそれぞれの収益は、医療経理における患者収入が10,853,002,479円、宿泊経理における施設収入が7,965,261,915円になります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「９．収益及び費用の計上基準」ア、イに記載のとおりになります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりとなります。

（単位：円）

	令和７年３月31日現在
顧客との契約から生じた債権	2,160,859,145
※　契約負債	20,303,022

貸借対照表において顧客から生じた債権は「未収入金」に、契約負債は「前受金」に含まれております。当該事業年度末に計上している顧客との契約から生じた債権及び契約負債は、すべて翌事業年度に回収または履行義務を充足する取引になります。

10．消費税等の会計処理

税込方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産の取得取引並びに収益事業に該当する医療事業及び宿泊事業に係るものについては税抜方式によっております。

11．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
加入者貸付金	加入者への一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付
掛金等振替未収入金	保健経理における短期勘定からの掛金未振替分
長期性預金	信託銀行等が事業団との金銭及び有価証券の信託契約により運用している事業団の資金
長期貸付金	医療経理における奨学金
加入者貯金	貯金経理における加入者の貯金の受入・払出を処理する勘定
前受金	貯金経理における加入者貯金にかかる学校法人等からの事前送金分
償還金	貸付経理の加入者貸付金償還にかかる未処理分
長期借入金	福祉勘定において加入者貸付事業の財源として厚生年金勘定及び退職等年金給付勘定から借入れた長期貸付金
資本剰余金	福祉勘定における、補助金や助成金等をもって取得した固定資産に対して、当該固定資産の価額に相当する金額を積み立てている別途積立金
欠損金補てん積立金	貯金経理において、将来の欠損金の補てんに充てるために一定金額に達するまで積み立てる利益金
貸付資金積立金	貸付経理において貸付事業の資金に充てるために積み立てる利益金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

福祉事業の貯金事業に関する業務を実施するため、資金運用を安全かつ効率的に行うこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品のうち、流動性を確保するための現金及び預金は信用リスクを内包しております。長期性預金は、国内債券のみで構成しており、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。加入者貯金は、市場の混乱等により資金調達が困難となる資金流動性リスクを内包しております。これら運用資産のリスクについては、関係法令に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、加入者貯金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
長期性預金	1,234,587,224,416	1,141,868,283,582	△　92,718,940,834

ウ．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（単位：円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
長期性預金	—	1,141,868,283,582	—	1,141,868,283,582

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期性預金

包括信託契約に基づき管理受託機関にその管理を委託しており、時価は契約単位ごとにそれぞれの管理受託機関が算出したものであること、かつ構成物の中には無調整の相場価格が必ずしも入手できない有価証券等があることから、レベル２に分類しております。

２．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　　分	令和７年３月31日現在
期首における退職給付債務	5,395,157,253
勤務費用	369,813,351
利息費用	78,332,157
数理計算上の差異の当期発生額	△ 167,347,705
共済業務勘定からの移管額	11,572,520
退職給付の支払額	△ 447,470,062
期末における退職給付債務	5,240,057,514

⑶　退職給付に関連する損益

（単位：円）

区　　分	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日
勤務費用	369,813,351
利息費用	78,332,157
数理計算上の差異の当期費用処理額	△ 167,347,705
合計	280,797,803

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和７年３月31日現在
割引率	0.80％～3.14％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト		31,978,990,699円
自己収入等	△	34,202,336,072円
法人税等	△	967,000円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△	2,224,312,373円

Ⅴ　損益計算書に関する事項

固定資産売却益の内容

公用車（車両運搬具）の売却により、1,787,637円を計上しております。

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、任継掛金還付等により1,528,839円を計上し、前期損益修正益として、過年度労働保険料の還付等により642,067円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

資金期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金		27,499,469,093円
定期預金	△	5,010,000,000円
資金期末残高		22,489,469,093円

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

共済業務勘定

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	10,402,203,902	
未収入金	10,018,559	
掛金等振替未収入金	6,774	
立替金	6,693,507	
前払費用	3,518,983	
未収収益	2,136,208	
流動資産合計		10,424,577,933

Ⅱ 固定資産				
1 有形固定資産				
建物	2,845,775,033			
減価償却累計額	△ 2,402,650,204	443,124,829		
構築物	84,412,775			
減価償却累計額	△ 75,881,011	8,531,764		
工具器具備品	150,604,395			
減価償却累計額	△ 81,571,530	69,032,865		
土地		583,156,700		
有形固定資産合計		1,103,846,158		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		3,508,120,066		
ソフトウェア仮勘定		746,120,000		
無形固定資産合計		4,254,240,066		
3 投資その他の資産				
長期前払費用		231,596		
敷金・保証金		562,000		
投資その他の資産合計		793,596		
固定資産合計			5,358,879,820	
資産合計				15,783,457,753

負債の部				
Ⅰ 流動負債				
預り補助金等㈱		18,830,000		
未払消費税		1,206,740		
未払金		3,686,589,527		
未払費用		27,174,074		
預り金		10,433,435		
引当金				
賞与引当金	109,585,134	109,585,134		
流動負債合計			3,853,818,910	
Ⅱ 固定負債				
引当金				
退職給付引当金	2,350,289,697	2,350,289,697		
固定負債合計			2,350,289,697	
負債合計				6,204,108,607

純資産の部				
Ⅰ 資本剰余金				
別途積立金㈱		3,217,021,731		
資本剰余金合計			3,217,021,731	
Ⅱ 利益剰余金				
積立金		6,050,530,803		
当期未処分利益		311,796,612		
（うち当期総利益		311,796,612）		
利益剰余金合計			6,362,327,415	
純資産合計				9,579,349,146
負債純資産合計				15,783,457,753

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用			
一般管理費	9,686,737,522		
臨時損失	1,955,822		
損益計算書上の費用合計			9,688,693,344
Ⅱ その他行政コスト			0
Ⅲ 行政コスト			9,688,693,344

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
一般管理費			
役員給与	39,007,668		
職員給与	1,142,791,814		
福利費	191,002,277		
一般管理経費	110,835,647		
業務管理費	6,821,989,832		
減価償却費	1,187,507,155		
賞与引当金繰入	109,585,134		
退職給付引当金繰入	84,017,995	9,686,737,522	
経常費用合計			9,686,737,522

経常収益			
受入金			
短期勘定より事務費受入	4,177,982,000		
厚生年金経理より事務費受入	4,028,757,000		
職域年金経理より事務費受入	984,823,000		
退職等年金給付勘定より事務費受入	455,616,000	9,647,178,000	
補助金等収益(注)			
事務費国庫補助金収益(注)	247,794,000		
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金収益(注)	75,062,000	322,856,000	
財務収益			
受取利息	8,941,581	8,941,581	
雑益			
雑益	20,642,572	20,642,572	
経常収益合計			9,999,618,153
経常利益			312,880,631
臨時損失			
固定資産除却損		1,940,954	
前期損益修正損		14,868	1,955,822
臨時利益			
前期損益修正益		871,803	871,803
当期純利益			311,796,612
当期総利益			311,796,612

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本剰余金	Ⅱ　利益剰余金			純資産合計	
	別途積立金	積立金	当期未処分利益又は当期未処理損失(△)	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	3,319,212,114	6,470,715,580	△ 522,375,160	—	5,948,340,420	9,267,552,534
当期変動額						
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額						
固定資産の取得	23,833,416		△ 23,833,416		△ 23,833,416	
固定資産の除却	△ 126,023,799		126,023,799		126,023,799	
Ⅱ　利益剰余金の当期変動額						
(1)損失の処理						
損失処理による取崩		△ 420,184,777	420,184,777			
(2)その他						
当期純利益			311,796,612	311,796,612	311,796,612	311,796,612
当期変動額合計	△ 102,190,383	△ 420,184,777	834,171,772	311,796,612	413,986,995	311,796,612
当期末残高	3,217,021,731	6,050,530,803	311,796,612	311,796,612	6,362,327,415	9,579,349,146

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー		
人件費支出	△	1,616,015,794
その他の業務支出	△	5,693,941,876
共済掛金収入		97,705
他勘定からの受入れによる収入		9,647,178,000
補助金等収入㈱		322,856,000
その他の業務収入		51,629,360
小　　計		2,711,803,395
利息の受取額		6,817,533
業務活動によるキャッシュ・フロー		2,718,620,928
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	31,469,056
無形固定資産の取得による支出	△	803,545,270
敷金保証金の返還による収入		15,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	834,999,326
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		—
Ⅳ　資金に係る換算差額		—
Ⅴ　資金の増加額		1,883,621,602
Ⅵ　資金期首残高		8,518,582,300
Ⅶ　資金期末残高		10,402,203,902

㈱　これは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		311,796,612
当期総利益	311,796,612	
Ⅱ　利益処分額		
別途積立金	19,221,706	
積立金	292,574,906	311,796,612

注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

１．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法により行っております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　６～50年

構　築　物　10～40年

工具器具備品　３～20年

⑵　無形固定資産

定額法により行っております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．賞与引当金の計上基準

役員及び職員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度の負担となる額を計上しております。

３．退職給付に係る引当金の計上基準

役員及び職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理することとしております。

国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが明らかな役職員については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

４．消費税等の会計処理

税込方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産の取得取引に係るものは税抜方式によっております。

５．重要な会計上の見積り

会計上の見積りのうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項はありません。

Ⅱ　固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
掛金等振替未収入金	共済業務勘定における短期勘定からの掛金未振替分
資本剰余金	共済業務勘定における、補助金や助成金等をもって取得した固定資産に対して、当該固定資産の価額に相当する金額を積み立てている別途積立金
事務費国庫補助金収益	国から短期給付事業及び年金等給付事業の事務を行うために共済業務勘定に対して交付される補助金

Ⅲ　貸借対照表に関する事項

１．金融商品関係

ア．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

共済業務全般に係る事務費用を負担する勘定であり、各給付勘定からの繰入金を財源としているため、資金運用は基本的に行わないこととしております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

金融商品である現金及び預金は、信用リスクを内包しております。また、債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、流動性リスクを内包しております。これら運用資産等のリスクについては、関係法令等に基づき適切に管理しております。

イ．金融商品の時価等に関する事項

期末日における現金は注記を省略しており、預金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

２．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役員及び職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を設けております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。厚生年金基金には加入しておりません。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

区　　分	令和７年３月31日現在
期首における退職給付債務	2,352,266,122
勤務費用	75,951,477
利息費用	34,327,444
数理計算上の差異の当期発生額	△　26,260,926
福祉勘定からの移管額	△　11,572,520
退職給付の支払額	△　74,421,900
期末における退職給付債務	2,350,289,697

⑶　退職給付に関連する損益

（単位：円）

区　　分	自　令和６年４月１日 至　令和７年３月31日
勤務費用	75,951,477
利息費用	34,327,444
数理計算上の差異の当期費用処理額	△　26,260,926
合計	84,017,995

⑷　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	令和７年３月31日現在
割引率	0.80％～3.14％
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	発生年度に一括処理

Ⅳ　行政コスト計算書に関する事項

１．業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	9,688,693,344円
自己収入等	△　9,677,633,956円
機会費用	1,062,700円
業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	12,122,088円

２．機会費用の計上方法

国との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅴ　損益計算書に関する事項

前期損益修正の内容

前期損益修正損として、資格喪失等に伴う過納掛金還付により14,868円を計上し、前期損益修正益として、業務経費の戻入等により871,803円を計上しております。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

該当する事項はありません。

Ⅶ　重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

Ⅷ　重要な後発事象

該当する事項はありません。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

北海道夕張郡栗山町字鳩山七番地

三ツ輪建鉄工業株式会社

代表清算人　大類　透

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

茨城県土浦市文京町一丁目六番

株式会社ひたちのくにトロピカルファーム

代表清算人　山地　正洋

解散公告

当社は、令和七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

栃木県宇都宮市宿郷二―四―二六―一〇二

合同会社一新

代表清算人　徐　秀芳

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

埼玉県さいたま市岩槻区南平野一丁目二五番地九

有限会社さつき観光バス

清算人　高橋勝次郎

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

埼玉県川口市弥平三丁目二番四号

株式会社グリーンスタッフ

代表清算人　稲村与志勝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

埼玉県蕨市中央六丁目一三番一九号

株式会社インスペクション

代表清算人　中山　仁志

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

千葉県四街道市千代田四丁目五番三号

株式会社ＰｒｏＥＤＧＥ

代表清算人　山澤　優一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

千葉県富津市竹岡三〇八番地

株式会社ＢＥ　ＨＡＰＰＹ

代表清算人　金子　吉幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

千葉県市川市塩浜二丁目三三番一

有限会社登尚園

清算人　髙橋　祐子

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都杉並区和田一丁目一七番一八号

有限会社にいやま伊津美

清算人　新山　栄子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都新宿区下宮比町一番四号

合同会社ジェイ・エス・エー

清算人　一般社団法人ジェイ・エイ・エイチ・ディー

職務執行者　神永　信吾

解散公告

当社は、令和七年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都千代田区麹町三丁目一二番五号

株式会社トリニティ・イデア

代表清算人　長坂　英樹

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都新宿区下宮比町一番四号

日本香溢九州株式会社

代表清算人　王　康華

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

一般社団法人Ｓ２Ｗ１１

代表清算人　荒川　和也

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

合同会社Ｓ２Ｗ１１

清算人　荒川　和也

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都渋谷区恵比寿三丁目三九番五号三階

ＧＳ　ＧＲＯＵＰ株式会社

代表清算人　グルシコフ・アレクセーイ

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都練馬区春日町四丁目六番七号Ｎ．Ｈａｕｓ一〇三号室

株式会社フィール・イージー

代表清算人　脇山　園恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階　Ａｌｐｈａ―ＩＰ合同会社

清算人　廣田　直之

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都千代田区二番町五番地

関東圏貨物運送事業協同組合

清算人　松原　鐵男

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都新宿区西新宿三丁目二番二号

ゼンノアジャパン株式会社

代表清算人　菅原　誠司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都立川市柏町四丁目五七番地の八

一般社団法人アイントラハト

代表清算人　岡田　誠

解散公告

当組合は、令和七年七月十二日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都千代田区二番町五番地

関東圏貨物運送事業協同組合

清算人　松原　鐵男

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付会社法第三一九条第一項の規定による書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都世田谷区駒沢二丁目一八番一六―三一三号

ジャパン・ステイ株式会社

代表清算人　清水　隆弘

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人ソーラー２０２５春

代表清算人　池田　勉

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

神奈川県藤沢市用田二一三五番地の九

有限会社エム・ケイ工業

清算人　勝浦　正男

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

神奈川県横須賀市大矢部四丁目七番六号

有限会社ケイシイエム

清算人　宮川　愛子

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

神奈川県大和市下鶴間二七八二番地の一四プロミネンス市川一〇八号

特定非営利活動法人大和市腎友会

清算人　藤本　曜久

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

横浜市金沢区柴町三九一番地マリンシティ金沢文庫Ｆ棟三一〇号

エルファーム株式会社

代表清算人　原口　皓平

第５期決算公告　令和７年10月30日

札幌市北区北12条西４丁目１－６松﨑北12条ビル

株式会社アットマークテクノ

代表取締役　實吉　智裕

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	929,489
	固定資産	77,191
	合計	1,006,680
負債及び純資産の部	流動負債	473,523
	固定負債	469,180
	株主資本	63,976
	資本金	76,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△87,023
	その他利益剰余金	△87,023
	（うち当期純利益）	（37,860）
	合計	1,006,680

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

川崎市中原区新城五丁目九番九号

有限会社くふう

清算人　倉橋　昌江

解散公告

当社は、令和七年十一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

神奈川県大和市下鶴間二丁目四番六号

有限会社東京テクニカトランス

代表清算人　高崎　昭夫

解散公告

当法人は、令和七年九月二十八日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

長野市里島八番地二

ＮＰＯ法人Ｌ＆Ａ経営労務開発ながの

清算人　茂木　正治

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

岐阜市大宝町二丁目一六番地

中部大建工業株式会社

代表清算人　河田　里美

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

静岡県浜松市浜名区貴布祢五二四番地の一三

株式会社Ｅｖｅｒ　Ｈａｒｍｏｎｙ

代表清算人　古木　康晴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

静岡県焼津市大栄町一丁目九番二〇号

株式会社静竹本店

代表清算人　佐藤　直子

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

三重県鈴鹿市下箕田三丁目一七番一七号

株式会社田中

代表清算人　田中　洋子

解散公告

当社は、令和七年十月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大阪市西成区天下茶屋一丁目二番一五号

パールハイツ三〇二

清算人　リクカンウ

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年十月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大阪府吹田市佐井寺四丁目二五九―一

佐井寺四丁目自治会

清算人　栗田　実穂

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大阪府吹田市津雲台三丁目一二番九号

有限会社ルナパーク

清算人　松村　牧夫

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大阪府豊中市中桜塚一丁目二二番一四号

クラスターテック有限会社

清算人　垣内　勉

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大阪府羽曳野市誉田三丁目二五番一一号

株式会社大地の恵

代表清算人　植田　達也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大阪府豊中市東豊中町三丁目一四番三七号

合同会社セブン

代表清算人　広川　由里

解散公告

当社は、令和七年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

兵庫県川西市丸山台一丁目二番地一一五

株式会社Ａｎｎ＆Ｑｏｏ

代表清算人　棚澤　敦

解散公告

当法人は、令和七年十月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

兵庫県三田市加茂二九〇番地

特定非営利活動法人アグリサポート三田会

清算人　殿垣　一宏

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

和歌山市井辺一三四番地二一

株式会社フリートラスト

代表清算人　石川　栄司

第45期決算公告

令和７年11月14日

仙台市太白区八木山本町一丁目17番地の５

株式会社久翠

代表取締役　勝又　裕子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	92,323
	固定資産	1,376,810
	資産合計	**1,469,134**
負債及び純資産の部	流動負債	78,091
	固定負債	48,582
	株主資本	1,342,460
	資本金	40,000
	資本剰余金	38,630
	資本準備金	38,630
	利益剰余金	1,263,830
	その他利益剰余金	1,263,830
	（うち当期純利益）	（16,760）
	負債・純資産合計	**1,469,134**

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月十四日

和歌山市井辺一四二番地の二一

株式会社Ｖ－トラスト

代表清算人　石川　栄司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

広島市安佐北区亀山四丁目一一－二六－三

有限会社しゅんこう

清算人　吉田　幸江

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

徳島市南沖洲五丁目六一番一五号

株式会社鳴門ワカメ

代表清算人　清水　米子

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

徳島市南沖洲五丁目九番四七号

株式会社マルエス

代表清算人　清水　米子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

福岡市博多区下川端町一〇番一六－一四〇二号

株式会社アサヒグループＫＤ

代表清算人　増田　和希

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

長崎県佐世保市木風町一四七三番地一二

株式会社ＴＳＫ

代表清算人　鈴木　泰彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

熊本県八代市松崎町一五九番地一

合同会社サカタ

清算人　坂田　衛星

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大分県中津市大字島田四二二番地四

有限会社インテリアフジモト

清算人　藤本美智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

鹿児島県日置市東市来町美山一五四二番地Ｂ棟一〇三号室

株式会社ＯＭトレーディング

代表清算人　アハマディ　モハメド　オミド

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

沖縄県那覇市泉崎一丁目一〇番地一六－二〇一

株式会社ヤマト商事

代表清算人　久手堅憲明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大分県由布市湯布院町川北六二九番地

宗教法人西福寺

清算人　杜多　晃證

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年十月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

埼玉県三郷市早稲田二丁目一九番地一

医療法人社団稲仁会

清算人　森野　一英

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

広島市安芸区矢野西四丁目三番一五号

医療法人更紗

清算人　高橋　千春

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月十七日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

大分市大字原一〇三八番地

神理教日岡稲荷教会

清算人　安藤　恭子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

北海道北見市春光町二丁目一五五番地の六

医療法人社団みずもと小児科

清算人　水本　雅彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

北海道釧路郡釧路町南陽台一丁目一三番地

医療法人社団歯星会

清算人　竹林　雪香

第44期決算公告

令和７年11月14日

仙台市青葉区大町一丁目４番１号

株式会社アイショウ

代表取締役　勝又　敏秀

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	474,218
	固定資産	1,601,039
	資産合計	2,075,258
負債及び純資産の部	流動負債	231,001
	固定負債	664,498
	株主資本	1,179,758
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,169,758
	利益準備金	350
	その他利益剰余金	1,169,408
	（うち当期純利益）	（107,310）
	負債・純資産合計	2,075,258

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十四日

栃木県鹿沼市銀座一丁目一八七二番地

医療法人杏仁会

清算人　大谷　哲夫

第 10 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

東京都中央区築地三丁目９番９号

日創エンジニアリング株式会社

代表取締役　大里　和生

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,733,785	流動負債	1,614,712
貸倒引当金	△5,613	賞与引当金	6,671
固定資産	64,725	工事損失引当金	29,333
貸倒引当金	△13,648	固定負債	227,556
		退職給付引当金	14,666
		株主資本	956,240
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	916,240
		その他利益剰余金	916,240
		（うち当期純利益）	(533,529)
資産合計	**2,798,510**	**負債・純資産合計**	**2,798,510**

第 54 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

岡山県赤磐市徳富363番地
備前化成株式会社
代表取締役　清水　富江

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,614,712	流動負債	2,515,953
固定資産	6,490,079	固定負債	3,914,586
		株主資本	10,674,252
		資本金	50,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	12,721,798
		利益準備金	70,000
		その他利益剰余金	12,651,798
		（うち当期純利益）	(381,456)
		自己株式	△2,132,546
資産合計	**17,104,791**	**負債・純資産合計**	**17,104,791**

第７期決算公告　令和７年11月14日
東京都渋谷区桜丘町１番４号
株式会社ＤＡＴＡＦＬＵＣＴ
代表取締役　久米村隼人
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	313,079
	固定資産	30,008
	資産合計	**343,088**
負債及び純資産の部	流動負債	202,286
	固定負債	420,604
	株主資本	△279,801
	資本金	175,294
	資本剰余金	1,322,309
	資本準備金	746,247
	その他資本剰余金	576,061
	利益剰余金	△1,777,405
	その他利益剰余金	△1,777,405
	（うち当期純利益）	（117,339）
	負債・純資産合計	**343,088**

第22期決算公告　令和７年11月14日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
DIAGEO Japan株式会社
代表取締役　小泉　達也
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,505
	固定資産	641
	資産合計	**6,146**
負債及び純資産の部	流動負債	4,237
	賞与引当金	107
	固定負債	140
	退職給付引当金	140
	株主資本	1,769
	資本金	100
	利益剰余金	1,669
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,644
	（うち当期純利益）	（1,644）
	負債・純資産合計	**6,146**

第20期決算公告
令和７年11月14日
山形県山形市あこや町一丁目２番４号
株式会社イノベーションデザイン
代表取締役社長　奥出　潔
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,722
	固定資産	111,925
	資産合計	**145,648**
負債及び純資産の部	流動負債	151,592
	負債合計	**151,592**
	資本金	59,500
	資本剰余金	19,500
	利益剰余金	△84,943
	その他利益剰余金	△84,943
	（うち当期純損失）	（3,359）
	純資産合計	**△5,943**
	負債・純資産合計	**145,648**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年11月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社博友アシスト　②東京都知事(1)108330　③代表取締役　阿久津馨　④東京都板橋区坂下三丁目37番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都板橋区坂下三丁目37番８号　株式会社博友アシスト　代表取締役　阿久津馨

①みずほ信託銀行株式会社（旧：みずほアセット信託銀行株式会社）　②届出２号　③取締役社長　笹田賢一　④東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　廃止した従たる事務所　東京都世田谷区成城５丁目７番１号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　取締役社長　笹田賢一

①みずほ信託銀行株式会社（旧：みずほアセット信託銀行株式会社）　②届出２号　③取締役社長　笹田賢一　④東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　廃止した従たる事務所　神奈川県藤沢市藤沢107番１号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内１丁目３番３号　みずほ信託銀行株式会社　取締役社長　笹田賢一

第 39 期 決 算 公 告

令和７年10月24日
東京都中央区銀座三丁目４番12号
ビー・エス・デー・エンジニアリング株式会社
代表取締役　古川　善康

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,342
	固定資産	20,190
	資産合計	**193,532**
負純資産債及の部	流動負債	20,062
	固定負債	18,673
	株主資本	154,796
	資本金	15,000
	利益剰余金	139,796
	その他利益剰余金	139,796
	（うち当期純利益）	(7,938)
	負債・純資産合計	**193,532**

第 44 期 決 算 公 告

令和７年10月24日
東京都中央区銀座三丁目４番12号
株式会社サンユー
代表取締役　古川　善康

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,019
	固定資産	1,484
	資産合計	**147,503**
負純資産債及の部	流動負債	28,033
	株主資本	119,470
	資本金	50,000
	利益剰余金	69,470
	その他利益剰余金	69,470
	（うち当期純利益）	(25,693)
	負債・純資産合計	**147,503**

第４期決算公告

令和７年11月14日
東京都渋谷区笹塚二丁目12番４号
株式会社文運堂
代表取締役社長　米川　雅晴

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	414,628
	固定資産	9,228
	資産合計	**423,856**
負純資産債及の部	流動負債	250,484
	固定負債	218,000
	株主資本	△44,628
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△54,628
	その他利益剰余金	△54,628
	（うち当期純損失）	(9,257)
	負債・純資産合計	**423,856**

第 2 期 決 算 公 告

2025年10月29日
福岡県福岡市南区向野２丁目10番25号
カナエテ株式会社
代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨　（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	184,348	流動負債	38,731
固定資産	8,826	（うち賞与引当金）	(3,228)
		固定負債	31,254
		株主資本	123,189
		資本金	50,000
		資本剰余金	350,000
		資本準備金	200,000
		その他資本剰余金	150,000
		利益剰余金	△276,810
		その他利益剰余金	△276,810
		（うち当期純損失）	(223,713)
資産合計	**193,175**	**負債・純資産合計**	**193,175**

第 1 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
福岡県福岡市南区向野二丁目10番25号
日創プロニティ株式会社
代表取締役　大里　和生

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,814,920	流動負債	451,108
貸倒引当金	△1,661	賞与引当金	21,369
固定資産	2,921,023	固定負債	993,778
		退職給付引当金	71,954
		株主資本	4,291,057
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,964,397
		利益剰余金	226,660
		その他利益剰余金	226,660
		（うち当期純損失）	(75,074)
資産合計	**5,735,944**	**負債・純資産合計**	**5,735,944**

第 26 期 決 算 公 告

令和７年９月29日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー24階
パックネットサービス・ジャパン株式会社
代表取締役　伊藤　悠祐

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,092	流動負債	916
固定資産	15,974	固定負債	45,816
		株主資本	△27,666
		資本金	240
		資本剰余金	239
		資本準備金	216
		その他資本剰余金	23
		利益剰余金	△28,145
		その他利益剰余金	△28,145
資産合計	19,066	負債・純資産合計	19,066

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,214
売上原価	1,282
売上総利益	932
販売費及び一般管理費	795
営業利益	137
営業外収益	121
経常利益	257
税引前当期純利益	257
法人税、住民税及び事業税	47
法人税等調整額	20
当期純利益	191

第 66 期 決 算 公 告

令和７年10月24日
東京都文京区音羽一丁目17番18号
文祥堂感光紙株式会社
代表取締役　佐藤　克夫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	269,056
	固定資産	325,200
	資産合計	594,256
負債及び純資産の部	流動負債	559
	株主資本	593,697
	資本金	100,000
	利益剰余金	493,697
	利益準備金	5,200
	その他利益剰余金	488,497
	（うち当期純利益）	（27,719）
	負債・純資産合計	594,256

第 40 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
東京都港区南青山２丁目５番20号
株式会社帝国データバンク
代表取締役社長　後藤　信夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	53,616	流動負債	25,028
固定資産	62,418	固定負債	3,279
		株主資本	84,762
		資本金	90
		資本剰余金	201
		（その他資本剰余金）	（201）
		利益剰余金	84,471
		（利益準備金）	（27）
		（その他利益剰余金）	（84,443）
		評価・換算差額等	2,965
		（その他有価証券評価差額金）	（2,965）
資産合計	116,035	負債・純資産合計	116,035

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	58,302
売上原価	32,581
売上総利益	25,720
販売費及び一般管理費	15,428
営業利益	10,292
営業外収益	434
営業外費用	152
経常利益	10,573
税引前当期純利益	10,573
法人税、住民税及び事業税	3,408
法人税等調整額	339
当期純利益	6,825

第３期決算公告

令和７年11月14日
東京都中央区日本橋小網町６番１号
ＨＭＩホテルリートマネジメント株式会社
代表取締役　杉崎　宏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	125,449
	固定資産	10,153
	繰延資産	742
	資産合計	136,346
負債及び純資産の部	流動負債	3,032
	株主資本	133,313
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△66,686
	繰越利益剰余金	△66,686
	（うち当期純損失）	（29,113）
	負債・純資産合計	136,346

第 17 期 決 算 公 告

令和７年９月25日
大阪府豊中市大島町二丁目１番29号
信和不動産株式会社
代表取締役社長　前田　裕幸

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,505	流動負債	35,945
固定資産	90,398	固定負債	70,303
		（うち退職給付引当金）	（197）
		株主資本	20,653
		資本金	100
		利益剰余金	20,553
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	20,541
資産合計	126,904	負債・純資産合計	126,904

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	63,176
売上原価	50,897
売上総利益	12,278
販売費及び一般管理費	4,057
営業利益	8,221
営業外収益	119
営業外費用	2,211
経常利益	6,129
特別利益	60
特別損失	32
税引前当期純利益	6,157
法人税、住民税及び事業税	2,298
法人税等調整額	△ 179
当期純利益	4,038

第 4 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号
株式会社シーピープラス
代表取締役　田中　孝弥

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,374
	固定資産	416
	資産合計	39,791
負債及び純資産の部	流動負債	7,742
	株主資本	32,048
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,048
	利益準備金	624
	その他利益剰余金	21,423
	（うち当期純利益）	（13,727）
	負債・純資産合計	39,791

第 16 期決算公告

令和７年11月14日
東京都八王子市南大沢三丁目24番地
株式会社イズミ環境
代表取締役　永田耕太郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	32,255
	固定資産	334,172
	合計	366,427
負債及び純資産の部	流動負債	245,835
	固定負債	1,218,460
	株主資本	△1,097,867
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,107,867
	その他利益剰余金	△1,107,867
	（うち当期純損失）	（151,505）
	合計	366,427

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。ただし、令和七年十月一日に二億三千万円増資しており、資本金の額は二億四千万円となっております。

効力発生日は令和七年十二月二十二日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都八王子市南大沢三丁目二四番地
株式会社イズミ環境
代表取締役　永田耕太郎

第 12 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
MaxxTrader株式会社
代表取締役　ジャン・フィリップ・ヘンリー・レニー・メール

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,547,585
	固定資産	56,910,251
	資産合計	70,457,836
負債及び純資産の部	流動負債	47,448,939
	株主資本	23,008,897
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	18,008,897
	その他利益剰余金	18,008,897
	（うち当期純利益）	（1,166,012）
	負債・純資産合計	70,457,836

第 20 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
札幌市中央区宮の森四条五丁目１番１―505号
共栄舗道株式会社
代表取締役　仲田　優子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	66,664,380
	固定資産	385,092,314
	合計	451,756,694
負債及び純資産の部	流動負債	17,151,620
	固定負債	459,277,000
	株主資本	△24,671,926
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△54,671,926
	その他利益剰余金	△54,671,926
	（うち当期純利益）	(6,866,483)
	合計	451,756,694

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日
札幌市中央区宮の森四条五丁目一番一―五〇五号
共栄舗道株式会社
代表取締役　仲田　優子

第 25 期決算公告

令和７年９月29日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー24階
テルストラ・ジャパン株式会社
代表取締役　伊藤　悠祐

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,450,087
	固定資産	3,502,241
	資産合計	5,952,328
負債及び純資産の部	流動負債	4,020,107
	有給休暇引当金	41,663
	固定負債	122,300
	株主資本	1,804,155
	資本金	97,250
	利益剰余金	1,706,905
	その他利益剰余金	1,706,905
	（うち当期純利益）	(365,811)
	新株予約権	5,766
	負債・純資産合計	5,952,328

第 2 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
株式会社ＧｅｎｅｒａｔｉｖｅＸ
代表取締役　荒木　れい

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	183,885
	固定資産	8,746
	資産合計	192,631
負債及び純資産の部	流動負債	19,979
	固定負債	72,248
	株主資本	△24,595
	資本金	1,000
	利益剰余金	△25,595
	その他利益剰余金	△25,595
	（うち当期純損失）	(27,091)
	新株予約権	125,000
	負債・純資産合計	192,631

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百四十九万九千六十三円減少し、減少する資本金の額のうち三千八百九十万三千八百三十八円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目四番一号
株式会社ＧｅｎｅｒａｔｉｖｅＸ
代表取締役　荒木　れい

第 5 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社ＳＡＭＵＲＡＩ Ｃａｒｅｅｒ
代表取締役　奈良　充剛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,398
	固定資産	7,864
	資産合計	83,262
負債及び純資産の部	流動負債	104,404
	賞与引当金	542
	株主資本	△21,141
	資本金	5,000
	利益剰余金	△26,141
	その他利益剰余金	△26,141
	（うち当期純利益）	(40,492)
	負債・純資産合計	83,262

第 33 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
東京都品川区上大崎四丁目５番12号
目黒パークマンション111
株式会社エンバイロ・デザイン
代表取締役　木村　明彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,736
	固定資産	10,464
	資産合計	34,201
負債及び純資産の部	流動負債	28,296
	固定負債	25,470
	株主資本	△19,566
	資本金	13,000
	利益剰余金	△32,566
	その他利益剰余金	△32,566
	（うち当期純利益）	(6,042)
	負債・純資産合計	34,201

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都品川区上大崎四丁目五番一二号
目黒パークマンション一一一
株式会社エンバイロ・デザイン
代表取締役　木村　明彦

第 51 期決算公告

2025年11月13日
東京都府中市東芝町１番地
株式会社ＴｉＥＴ
代表取締役社長　田邉　匡志

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,060,810
	固定資産	194,280
	合計	1,255,090
負債及び純資産の部	流動負債	439,406
	固定負債	276,502
	株主資本	539,182
	資本金	70,000
	利益剰余金	469,182
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	451,682
	（うち当期純利益）	(213,033)
	合計	1,255,090

第 13 期決算公告

令和７年11月14日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
日比谷フォートタワー
株式会社ＡＲＲＯＷＳ
代表取締役　浅谷　治希

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	745,760,345
	固定資産	28,817,885
	合計	774,578,230
負債及び純資産の部	流動負債	193,699,532
	固定負債	280,651,155
	株主資本	300,227,543
	資本金	13,166,506
	資本剰余金	11,499,840
	資本準備金	11,499,840
	利益剰余金	305,560,717
	その他利益剰余金	305,560,717
	（うち当期純利益）	(144,012,956)
	合計	774,578,230

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百十六万六千五百六円減少し一千万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額の全部を資本準備金に振り替えることといたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都港区西新橋一丁目一番一号日比谷フォートタワー
株式会社ＡＲＲＯＷＳ
代表取締役　浅谷　治希

第 50 期 決 算 公 告

令和７年11月14日
神奈川県川崎市川崎区日進町１番地
株式会社さいか屋友の会
代表取締役　池田　浩行

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,309
	固定資産	38,465
	合計	67,774
負債及び純資産の部	流動負債	48,098
	株主資本	19,675
	資本金	20,000
	利益剰余金	△324
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△574
	（うち当期純利益）	(535)
	合計	67,774

第34期決算公告

令和７年11月14日
東京都千代田区神田神保町一丁目103番地
東京パークタワー1902
株式会社コーポレートパートナー
代表取締役　加納　孝彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	5,622,485
	固定資産	34,103,304
	合計	39,725,789
負純資産の債及び部	流動負債	87,005,437
	株主資本	△47,279,648
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△57,279,648
	その他利益剰余金	△57,279,648
	（うち当期純損失）	(5,382,311)
	合計	39,725,789

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇三番地
（甲）東京パークタワー一九〇二
株式会社コーポレートパートナー
代表取締役　加納　孝彦

東京都千代田区神田神保町一丁目六四番一号
（乙）有限会社湧泉
代表取締役　加納　光子

第37期決算公告

令和７年11月14日
神奈川県横須賀市大滝町１丁目９番地
アルファトレンド株式会社
代表取締役　山野井輝夫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,419
	固定資産	479
	合計	84,899
負純資産の債及び部	流動負債	9,016
	固定負債	22,632
	株主資本	53,250
	資本金	20,000
	利益剰余金	33,250
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	28,250
	（うち当期純利益）	(3,257)
	合計	84,899

第20期決算公告

令和７年11月14日
東京都板橋区蓮沼町47番８号
Innovation Farm株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	381
	固定資産	566
	資産合計	948
負純資産の債及び部	流動負債	716
	固定負債	42
	株主資本	189
	資本金	5
	資本剰余金	331
	その他資本剰余金	331
	利益剰余金	△68
	その他利益剰余金	△68
	（うち当期純損失）	(99)
	自己株式	△78
	負債・純資産合計	948

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千五十万円減少し、五百万円とすることにいたしました。

また、資本準備金の額を三億一千五十万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都板橋区蓮沼町四七番八号
Innovation Farm株式会社
代表取締役　岡田　昇一

第50期決算公告

令和７年11月14日
岐阜県高山市総和町３丁目96番地
株式会社三礼
代表取締役　古橋　直彦

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,750,514
	固定資産	687,388
	資産合計	2,437,902
負純資産の債及び部	流動負債	188,075
	固定負債	1,397,087
	株主資本	852,740
	資本金	22,500
	利益剰余金	830,240
	利益準備金	5,625
	その他利益剰余金	824,615
	（うち当期純利益）	(32,204)
	負債・純資産合計	2,437,902

第11期決算公告

令和７年11月14日
東京都中央区日本橋箱崎町19番21号
株式会社Social Area Networks

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	984
	固定資産	18
	資産合計	1,002
負純資産の債及び部	流動負債	1,104
	固定負債	—
	株主資本	△101
	資本金	67
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	△189
	その他利益剰余金	△189
	（うち当期純損失）	(117)
	負債・純資産合計	1,002

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千万円減少し、六千七百六十万円とすることにいたしました。

また、資本準備金の額を一億四千十万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都中央区日本橋箱崎町一九番二一号
株式会社Social Area Networks
代表取締役　森田　高明

第2期決算公告

令和７年11月14日
愛知県一宮市三条墓北45番地１
日本再エネ電力株式会社
代表取締役　上本　貴雅

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	919,798,687
	固定資産	6,099,826
	繰延資産	171,566
	資産合計	926,070,079
負純資産の債及び部	流動負債	582,183,935
	固定負債	274,464,658
	株主資本	69,421,486
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	20,000,000
	資本準備金	20,000,000
	利益剰余金	19,421,486
	その他利益剰余金	19,421,486
	（うち当期純利益）	(25,774,923)
	負債・純資産合計	926,070,079

決算公告

令和７年11月14日
東京都中央区日本橋大伝馬町９番10号
ステッドラー日本株式会社
代表取締役　平野　光応

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	987
	固定資産	61
	資産合計	1,048
負純資産の債及び部	流動負債	622
	賞与引当金	8
	株主資本	426
	資本金	300
	利益剰余金	126
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	51
	（うち当期純利益）	(4)
	負債・純資産合計	1,048

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とし、減少した二億円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日
東京都中央区日本橋大伝馬町九番一〇号
ステッドラー日本株式会社
代表取締役　平野　光応

第33期決算公告

令和７年11月14日
愛知県春日井市桃山町三丁目21番地１
株式会社泉製作所
代表取締役　石田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	998,076
	固定資産	695,271
	合計	1,693,347
負純資産の債及び部	流動負債	243,853
	（うち賞与引当金）	(8,728)
	固定負債	80,291
	株主資本	1,369,203
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,339,203
	その他利益剰余金	1,339,203
	（うち当期純利益）	(△278,721)
	合計	1,693,347

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千六百一万二千五百円、資本準備金の額を五千二百十八万六千三百九十九円減少し、それぞれ一億円、四千七百八十二万六千百一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
株式会社ＳＵＰＷＡＴ
代表取締役　横山　卓矢

決算公告　2025年11月14日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号
株式会社ＳＵＰＷＡＴ
代表取締役　横山　卓矢

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,833
	固定資産	3,847
	資産合計	35,681
負純資産の債及び部	流動負債	46,632
	固定負債	41,248
	株主資本	△52,198
	資本金	66,000
	利益剰余金	△118,198
	その他利益剰余金	△118,198
	（うち当期純損失）	(66,519)
	負債・純資産合計	35,681

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千三百七十七万四円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都渋谷区松濤一丁目二六番四号
株式会社ｄｉｇｄｉｇ
代表取締役　楊　承峻

第６期決算公告

令和７年11月14日

東京都渋谷区松濤一丁目26番４号
株式会社ｄｉｇｄｉｇ
代表取締役　楊　承峻

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,491
	固定資産	42,484
	資産合計	99,976
負純資産の債及び部	流動負債	27,049
	固定負債	29,642
	株主資本	43,284
	資本金	23,270
	資本剰余金	17,260
	資本準備金	17,260
	利益剰余金	2,754
	その他利益剰余金	2,754
	（うち当期純損失）	(32,568)
	負債・純資産合計	99,976

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

新潟県新潟市北区太夫浜新町一丁目二番一四号
栗原建設株式会社
代表取締役　栗原　誠

第49期決算公告　令和７年11月14日

新潟県新潟市北区太夫浜新町一丁目22番14号
栗原建設株式会社
代表取締役　栗原　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,179,565
	固定資産	1,175,935
	資産合計	4,355,500
負純資産の債及び部	流動負債	471,400
	固定負債	10,179,790
	株主資本	△ 6,295,690
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△ 26,295,690
	別途積立金	83,000,000
	繰越利益剰余金	△ 109,295,690
	（うち当期純損失）	(837,932)
	負債・純資産合計	4,355,500

第31期決算公告　令和７年11月14日

奈良県北葛城郡広陵町大字安部453番地７
株式会社どうとんぼり神座
代表取締役　布施真之介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,695,979
	固定資産	4,781,226
	繰延資産	14,162
	資産合計	9,491,368
負純資産の債及び部	流動負債	2,784,620
	固定負債	1,985,007
	株主資本	4,721,740
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,711,740
	その他利益剰余金	4,711,740
	（うち当期純利益）	(756,537)
	負債・純資産合計	9,491,368

第40期決算公告

令和７年11月14日

広島県尾道市山波町1008番地の１
株式会社ワイエムサービス
代表取締役　杉原　荒太

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	261,458
	固定資産	161,081
	合計	422,539
負純資産の債及び部	流動負債	1,392
	株主資本	421,147
	資本金	30,000
	利益剰余金	391,147
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	383,647
	（うち当期純利益）	(6,469)
	合計	422,539

第５期決算公告　令和７年11月14日

北九州市小倉南区葛原一丁目２番35号
株式会社ＣＣＬ
代表取締役　加藤知奈美

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	44,325
	固定資産	2,138
	合計	46,463
負純資産の債及び部	流動負債	22,672
	（うち賞与引当金）	(1,050)
	固定負債	118
	株主資本	23,672
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,672
	その他利益剰余金	3,672
	（うち当期純利益）	(4,626)
	合計	46,463

第５期決算公告　令和７年11月14日

北九州市小倉南区葛原一丁目２番35号
株式会社三葉教材
代表取締役　北田　健二

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,029
	固定資産	10
	合計	85,039
負純資産の債及び部	流動負債	100,832
	固定負債	—
	株主資本	△15,792
	資本金	1,000
	利益剰余金	△16,792
	その他利益剰余金	△16,792
	（うち当期純利益）	(2,325)
	合計	85,039

第34期決算公告

令和７年11月14日

長野県下伊那郡松川町生田8557番地
株式会社信州自然王国
代表取締役　花岡　大志

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,014
	固定資産	8,664
	合計	65,678
負純資産の債及び部	流動負債	38,490
	固定負債	94,212
	株主資本	△67,024
	資本金	13,000
	利益剰余金	△80,024
	その他利益剰余金	△80,024
	（うち当期純損失）	(739)
	合計	65,678

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

長野県下伊那郡松川町生田八五五七番地
株式会社信州自然王国
代表取締役　花岡　大志

第 33 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

島根県大田市大田町大田イ403番地５

さんべ食品工業株式会社

代表取締役　勝部　邦彦

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,709
	固定資産	82,063
	合計	118,772
負債及び純資産の部	流動負債	19,608
	固定負債	107,000
	株主資本	△7,836
	資本金	19,550
	利益剰余金	△27,386
	その他利益剰余金	△27,386
	（うち当期純利益）	(3,354)
	合計	118,772

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百五十五万円減少し一千万円とすることにしました。

効力発生日は令和七年十二月十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

島根県大田市大田町大田イ四〇三番地五

さんべ食品工業株式会社

代表取締役　勝部　邦彦

第 11 期決算公告

令和７年11月14日

北九州市小倉南区葛原一丁目２番35号

一般社団法人特別支援協

代表理事　北田　健二

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,747
	固定資産	19,740
	合計	123,487
負債及び純資産の部	流動負債	217,585
	（うち賞与引当金）	(3,150)
	固定負債	557
	（うち退職給付引当金）	(557)
	基金	15,000
	利益剰余金	△109,654
	その他利益剰余金	△109,654
	（うち当期純損失）	(2,307)
	合計	123,487

第 8 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

大分市中央町一丁目４番24号

株式会社オンリーワン

代表取締役　杉山　嘉信

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,771
	固定資産	236,068
	資産合計	240,840
負債及び純資産の部	流動負債	683
	固定負債	234,082
	株主資本	6,074
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,074
	その他利益剰余金	5,074
	（うち当期純利益）	(3,132)
	負債・純資産合計	240,840

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

大分市中央町一丁目四番二四号

（甲）株式会社オンリーワン

代表取締役　杉山　嘉信

大分市中央町一丁目四番二四号

（乙）合同会社ライドオン

代表社員　杉山　嘉信

第 30 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

北九州市八幡西区穴生２丁目７番３号

日本メディコム株式会社

代表取締役　甲斐　敏一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	216,322
	固定資産	25,912
	合計	242,234
負債及び純資産の部	流動負債	159,626
	固定負債	193,249
	株主資本	△110,641
	資本金	30,000
	利益剰余金	△140,641
	その他利益剰余金	△140,641
	（うち当期純損失）	(51,210)
	合計	242,234

第 27 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

東京都港区赤坂２丁目５番１号

株式会社リブ・マックス

代表取締役　有山　憲

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		11,122	流動負債	13,590
固定資産		40,737	固定負債	29,861
			引当金	28
			負債合計	43,481
			株主資本	8,379
			資本金	50
			利益剰余金	8,329
			純資産合計	8,379
資産合計		51,860	負債・純資産合計	51,860

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	48,909
売上原価	8,593
売上総利益	40,315
販売費及び一般管理費	31,502
営業利益	8,812
営業外収益	612
営業外費用	2,650
経常利益	6,774
特別利益	1
特別損失	11
税引前当期純利益	6,764
法人税、住民税及び事業税	2,205
当期純利益	4,558

第 53 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 24 日

福岡市城南区東油山１丁目35番７号

株式会社穴井工務店

代表取締役社長　穴井幸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	255,513
	固定資産	138,688
	資産合計	394,202
負債及び純資産の部	流動負債	157,966
	固定負債	328
	株主資本	235,908
	資本金	40,000
	利益剰余金	195,908
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	185,908
	（うち当期純利益）	(33,683)
	負債・純資産合計	394,202

第 56 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

東京都足立区梅田五丁目27番10号

サン商事株式会社

代表取締役　杉浦　忠雄

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	138,468
	固定資産	30,546
	合計	169,015
負債及び純資産の部	流動負債	29,614
	株主資本	139,400
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,400
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	129,300
	（うち当期純利益）	(574)
	合計	169,015

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億四千八百三十五万五千百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都足立区梅田五丁目二七番一〇号

サン商事株式会社

代表取締役　杉浦　忠雄

第 10 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 23 日

福岡市中央区渡辺通２丁目４番８号

株式会社ファーマフーズコミュニケーション

代表取締役　益田和二行

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	523,278
	固定資産	64,759
	合計	588,037
負債及び純資産の部	流動負債	354,118
	固定負債	477
	株主資本	233,441
	資本金	12,400
	利益剰余金	221,041
	その他利益剰余金	221,041
	（うち当期純利益）	(41,334)
	合計	588,037

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千八百四十八万千円（うち資本準備金とする額六億八千六百三十四万二千五百四十四円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都港区南青山七―一―七

ｂｅ南青山ビル六Ｆ

Ｖｉｓｕａｌ　Ｂａｎｋ株式会社

代表取締役　永井　真之

第３期決算公告

令和７年11月14日

東京都港区南青山７－１－７

Ｃ―Ｃｕｂｅ南青山ビル６Ｆ

Ｖｉｓｕａｌ　Ｂａｎｋ株式会社

代表取締役　永井　真之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	272,338
	固定資産	2,069,315
	合計	2,341,653
負純資債及産のび部	流動負債	90,437
	固定負債	1,586,362
	株主資本	664,853
	資本金	388,496
	資本剰余金	388,496
	資本準備金	388,496
	利益剰余金	△112,138
	繰越利益剰余金	△112,138
	（うち当期純損失）	(43,043)
	合計	2,341,653

第24期決算公告

令和７年11月14日

沖縄県浦添市伊祖一丁目21番２―201号

株式会社湧開

代表取締役　平良　定

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,049
	固定資産	170,659
	合計	197,709
負純資債及産のび部	流動負債	9,909
	固定負債	86,219
	株主資本	101,579
	資本金	3,000
	利益剰余金	98,579
	その他利益剰余金	98,579
	（うち当期純利益）	(10,465)
	合計	197,709

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

名古屋市北区清水三丁目一六番二〇号

株式会社テイスター

代表取締役　荒木　和夫

第49期決算公告

令和７年11月14日

名古屋市北区清水三丁目16番20号

株式会社テイスター

代表取締役　荒木　和夫

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,493,897
	固定資産	1,337,603
	合計	2,831,500
負純資債及産のび部	流動負債	1,614,032
	固定負債	738,823
	株主資本	478,644
	資本金	96,000
	利益剰余金	425,530
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	401,530
	（うち当期純利益）	(289)
	自己株式	△42,886
	合計	2,831,500

第41期決算公告

令和７年11月14日

沖縄県浦添市伊祖一丁目21番２―201号

牧港建設株式会社

代表取締役　平良　定

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,254,923
	固定資産	184,788
	合計	1,439,712
負純資債及産のび部	流動負債	565,186
	固定負債	300,000
	株主資本	574,526
	資本金	40,000
	利益剰余金	616,656
	利益準備金	99,025
	その他利益剰余金	517,630
	（うち当期純利益）	(22,783)
	自己株式	△82,130
	合計	1,439,712

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

秋田県仙北郡美郷町六郷字宝門清水七二番地二フラワータウン一階

（甲）株式会社Ｃｏｌｏｒ

代表取締役　阿部　大地

秋田県仙北市角館町下菅沢二一二番地

プランタンハイツ二一一〇六号室

（乙）株式会社ほのか

代表取締役　藤原　洋子

令和７年11月14日

秋田県仙北郡美郷町六郷字宝門清水72番地２フラワータウン１階

株式会社Ｃｏｌｏｒ

代表取締役　阿部　大地

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,632
	固定資産	4,415
	繰延資産	559
	合計	17,607
負純資債及産のび部	流動負債	5,780
	固定負債	16,972
	株主資本	△5,144
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,144
	その他利益剰余金	△6,144
	（うち当期純損失）	(6,971)
	合計	17,607

令和７年11月14日

秋田県仙北市角館町下菅沢212番地

プランタンハイツ21　106号室

株式会社ほのか

代表取締役　藤原　洋子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,657
	合計	6,657
負純資債及産のび部	流動負債	1,587
	株主資本	5,070
	資本金	3,000
	利益剰余金	2,070
	その他利益剰余金	2,070
	（うち当期純損失）	(1,368)
	合計	6,657

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都港区六本木三丁目一六番一二号五Ｆ

（甲）株式会社オフィスブリトー

代表取締役　岡部　雅之

東京都港区六本木三丁目一六番一二号五Ｆ

（乙）株式会社オフィスブリート

代表取締役　岡部　雅之

第３期決算公告

令和７年11月14日

東京都港区六本木三丁目16番12号５Ｆ

株式会社オフィスブリトー

代表取締役　岡部　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,357
	固定資産	90,662
	合計	93,019
負純資債及産のび部	流動負債	16,510
	固定負債	77,100
	株主資本	△590
	資本金	100
	利益剰余金	△690
	その他利益剰余金	△690
	（うち当期純損失）	(239)
	合計	93,019

第６期決算公告

令和７年11月14日

東京都港区六本木三丁目16番12号５Ｆ

株式会社オフィスブリート

代表取締役　岡部　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,143
	固定資産	80,041
	合計	85,185
負純資債及産のび部	流動負債	70
	株主資本	85,115
	資本金	100
	利益剰余金	85,015
	その他利益剰余金	85,015
	（うち当期純利益）	(3,247)
	合計	85,185

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都豊島区北大塚二丁目二〇番四号

（甲）大塚ビル株式会社

代表取締役　谷　敦

東京都豊島区北大塚二丁目二〇番四号

（乙）大塚メンテナンス株式会社

代表取締役　谷　敦

第 31 期決算公告

令和７年 11 月 14 日

東京都豊島区北大塚二丁目20番４号

大塚メンテナンス株式会社

代表取締役　谷　敦

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	508
	合計	508
負純資産債及のび部	流動負債	199
	固定負債	418
	株主資本	△109
	資本金	10
	利益剰余金	△119
	その他利益剰余金	△119
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	508

第 69 期決算公告

令和７年 11 月 14 日

東京都豊島区北大塚二丁目20番４号

大塚ビル株式会社

代表取締役　谷　敦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,003
	固定資産	792
	合計	1,796
負純資産債及のび部	流動負債	422
	固定負債	901
	株主資本	472
	資本金	30
	利益剰余金	442
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	435
	（うち当期純利益）	(58)
	合計	1,796

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

三重県鈴鹿市寺家町九八七番地の一

（甲）東海トリム株式会社

代表取締役　河村　誠大

三重県鈴鹿市寺家町九八七番地の一

（乙）東海トリムホールディングス株式会社

代表取締役　河村　誠大

第６期決算公告

令和７年11月14日

三重県鈴鹿市寺家町987番地の１

東海トリムホールディングス株式会社

代表取締役　河村　誠大

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	20,022
	固定資産	2,621,863
	合計	2,641,885
負純資産債及のび部	流動負債	210,187
	固定負債	1,615,256
	株主資本	816,442
	資本金	90,000
	資本剰余金	1,410,000
	（資本準備金）	(749,950)
	利益剰余金	△683,558
	その他利益剰余金	△683,558
	（うち当期純損失）	(92,919)
	合計	2,641,885

第 29 期決算公告

令和７年11月14日

三重県鈴鹿市寺家町987番地の１

東海トリム株式会社

代表取締役　河村　誠大

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,809,183
	固定資産	1,744,919
	合計	3,554,102
負純資産債及のび部	流動負債	1,267,412
	（賞与引当金）	(3,000)
	固定負債	771,292
	株主資本	1,515,397
	資本金	90,000
	資本剰余金	604,523
	（資本準備金）	(63,023)
	利益剰余金	820,874
	その他利益剰余金	820,874
	（うち当期純利益）	(242,771)
	合計	3,554,102

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

福井市三ツ屋町一四―二

（甲）株式会社プログレス

代表取締役　清水　寛一

福井県敦賀市古田刈一〇号四四番地

（乙）有限会社ホーコー

取締役　清水　寛一

第 35 期決算公告

令和７年 11 月 14 日

福井県敦賀市古田刈10号44番地

有限会社ホーコー

取締役　清水　寛一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,671,820
	固定資産	16,834,102
	資産合計	19,505,922
負純資産債及のび部	流動負債	480,000
	固定負債	14,093,456
	株主資本	4,932,466
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△67,534
	その他利益剰余金	△67,534
	（うち当期純損失）	(907,426)
	負債・純資産合計	19,505,922

第 16 期決算公告

令和７年 11 月 14 日

福井市三ツ屋町14―２

株式会社プログレス

代表取締役　清水　寛一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,140,930
	固定資産	90,924,124
	資産合計	92,065,054
負純資産債及のび部	流動負債	10,648,763
	固定負債	80,212,210
	株主資本	1,204,081
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△8,795,919
	その他利益剰余金	△8,795,919
	（うち当期純損失）	(3,220,105)
	負債・純資産合計	92,065,054

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

兵庫県尼崎市上坂部三丁目三番一号

（甲）高田建設株式会社

代表取締役　高田　佳宏

兵庫県尼崎市上坂部三丁目二番八号

（乙）タカホーム株式会社

代表取締役　高田　幸子

第 12 期決算公告

令和７年 11 月 14 日

兵庫県尼崎市上坂部３丁目２番８号

タカホーム株式会社

代表取締役　高田　幸子

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	419,932
	固定資産	110
	合計	420,042
負純資産債及のび部	流動負債	231,370
	固定負債	1,766
	株主資本	186,905
	資本金	10,000
	利益剰余金	176,905
	その他利益剰余金	176,905
	（うち当期純利益）	(8,135)
	合計	420,042

第 30 期決算公告

令和７年 11 月 14 日

兵庫県尼崎市上坂部３丁目３番１号

髙田建設株式会社

代表取締役　髙田　佳宏

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,088,080
	固定資産	19,903
	合計	4,107,984
負純資産債及のび部	流動負債	1,703,505
	固定負債	129,766
	株主資本	2,274,712
	資本金	99,900
	利益剰余金	2,174,812
	その他利益剰余金	2,174,812
	（うち当期純利益）	(201,215)
	合計	4,107,984

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日であり、株主総会の決議は令和七年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

兵庫県姫路市安田三丁目四〇番地
株式会社グレースファーム
代表取締役　井上　智裕

第17期決算公告

令和７年11月14日

兵庫県姫路市安田三丁目40番地
株式会社グレースファーム
代表取締役　井上　智裕

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,596
	合計	3,596
負債及び純資産の部	流動負債	1,640
	固定負債	2,563
	株主資本	△607
	資本金	15,000
	利益剰余金	△15,607
	その他利益剰余金	△15,607
	（うち当期純損失）	(1,428)
	合計	3,596

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十六日であり、株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都世田谷区松原五丁目一〇番八号
株式会社立花
代表取締役　飯田　恭彦

第44期決算公告

令和７年11月14日

東京都世田谷区松原五丁目10番８号
株式会社立花
代表取締役　飯田　恭彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	10,041,873
	固定資産	76,644,137
	資産合計	86,686,010
負債及び純資産の部	流動負債	160,236,328
	固定負債	25,105,844
	株主資本	△98,656,162
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△113,656,162
	利益準備金	3,000,000
	その他利益剰余金	△116,656,162
	（うち当期純利益）	(2,369,645)
	負債・純資産合計	86,686,010

第21期決算公告　令和７年11月14日

東京都中央区銀座七丁目15番11号
マネジメント・カレッジ株式会社
代表取締役　新井　崇志

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	120,220
	固定資産	2,740
	合計	122,960
負債及び純資産の部	流動負債	14,290
	固定負債	30,200
	株主資本	78,470
	資本金	29,000
	利益剰余金	76,070
	利益準備金	7,547
	その他利益剰余金	68,523
	（うち当期純利益）	(8,447)
	自己株式	△26,600
	合計	122,960

第29期決算公告　令和７年11月13日

神奈川県南足柄市和田河原字向河原1253
株式会社ガスネット
代表取締役　猪瀬　慎一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	66,440
	固定資産	1,173,625
	繰延資産	5,229
	合計	1,245,294
負債及び純資産の部	流動負債	63,470
	固定負債	1,117,617
	株主資本	64,207
	資本金	20,000
	利益剰余金	44,207
	利益準備金	240
	その他利益剰余金	43,967
	（うち当期純利益）	(4,642)
	合計	1,245,294

第113期決算公告

令和７年11月４日　東京都中央区銀座三丁目４番12号

株式会社文祥堂

代表取締役　佐藤　義則

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,840	流動負債	8,440
固定資産	17,378	固定負債	7,704
		退職給付引当金	428
		その他	7,276
		負債合計	16,145
		株主資本	7,704
		資本金	500
		利益剰余金	7,204
		利益準備金	123
		その他利益剰余金	7,081
		自己株式	△ 0
		評価・換算差額等	3,368
		その他有価証券評価差額金	293
		土地再評価差額金	3,075
		純資産合計	11,073
資産合計	27,219	負債・純資産合計	27,219

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	16,375	経常利益	2,228
売上原価	11,602	特別利益	65
売上総利益	4,772	特別損失	9
販売費及び一般管理費	2,712	税引前当期純利益	2,284
営業利益	2,059	法人税、住民税及び事業税	779
営業外収益	271	法人税等調整額	△ 18
営業外費用	102	当期純利益	1,522

第６期決算公告

令和７年11月14日　東京都中央区銀座３丁目４番12号

株式会社ビー・エス・デー
インフォメーションテクノロジー

代表取締役　佐藤　洋

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,102	流動負債	13,655
固定資産	8,911	賞与引当金	47
		その他	13,608
		固定負債	7,841
		引当金	80
		その他	7,760
		負債合計	21,496
		株主資本	3,516
		資本金	100
		資本剰余金	0
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	3,416
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	3,391
		純資産合計	3,516
資産合計	25,013	負債・純資産合計	25,013

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	50,216	経常利益	1,536
売上原価	47,448	特別損失	23
売上総利益	2,767	税引前当期純利益	1,512
販売費及び一般管理費	1,291	法人税、住民税及び事業税	599
営業利益	1,476	法人税等調整額	△ 57
営業外収益	139	当期純利益	970
営業外費用	79		

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｌｂｕｌａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を十三億四千九百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年十二月十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月十四日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｌｂｕｌａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

第３期決算公告

令和７年11月14日　東京都港区西新橋一丁目１番１号

ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｌｂｕｌａ特定目的会社

取締役　目黒　正行

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,564,019	流動負債	295,697
その他資産	3,522,694	固定負債	6,861,061
流動資産	3,454,969	**負債合計**	**7,156,758**
固定資産	49,653	社員資本	4,929,955
投資その他の資産	49,653	特定資本金	100
繰延資産	18,072	優先資本金	5,892,000
		剰余金	△962,145
		当期未処理損失	962,145
		純資産合計	**4,929,955**
資産合計	12,086,713	**負債・純資産合計**	12,086,713

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	418,072
営業費用	738,856
営業損失	320,784
営業外収益	1,597
営業外費用	39,195
経常損失	358,382
税引前当期純損失	358,382
法人税、住民税及び事業税	605
当期純損失	358,987
前期繰越損失	603,158
当期未処理損失	962,145

第36期決算公告

令和７年11月14日

東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号

株式会社クラウドポイント

代表取締役　三浦　巖嗣

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,918,411
	固定資産	254,515
	資産合計	**2,172,926**
負債及び純資産の部	流動負債	1,043,461
	賞与引当金	44,216
	その他	999,245
	固定負債	349,206
	負債合計	**1,392,668**
	株主資本	783,904
	資本金	230,000
	資本剰余金	32,779
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	22,779
	利益剰余金	521,124
	利益準備金	43,943
	その他利益剰余金	477,180
	（うち当期純利益）	（363,947）
	評価・換算差額等	△3,646
	その他有価証券評価差額金	△3,646
	純資産合計	**780,258**
	負債・純資産合計	**2,172,926**

第64期決算公告

令和７年11月14日

静岡県静岡市葵区伝馬町24番２号

相川鉄工株式会社

代表取締役　濁澤　光宏

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,628,823
	固定資産	20,253,556
	資産合計	**26,882,379**
負債及び純資産の部	流動負債	6,795,146
	固定負債	4,170,401
	役員退職慰労引当金	48,000
	退職給付引当金	455,965
	その他	3,666,435
	株主資本	15,916,832
	資本金	100,000
	資本剰余金	458,378
	利益剰余金	16,129,655
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	16,099,655
	（うち当期純利益）	（253,095）
	自己株式	△771,202
	負債・純資産合計	**26,882,379**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

静岡県静岡市葵区伝馬町二四番二号

（甲）相川鉄工株式会社

代表取締役　濁澤　光宏

静岡県静岡市葵区伝馬町二四番二号

（乙）株式会社相川エンジニアリング

代表取締役　藤田　和巳

第37期決算公告

令和７年11月14日

静岡県静岡市葵区伝馬町24番２号

株式会社相川エンジニアリング

代表取締役　藤田　和巳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,493
	固定資産	1,584,363
	資産合計	**1,732,856**
負債及び純資産の部	流動負債	278,673
	固定負債	1,274,560
	株主資本	179,623
	資本金	50,000
	利益剰余金	173,623
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	161,123
	（うち当期純損失）	（9,420）
	自己株式	△44,000
	負債・純資産合計	**1,732,856**

第５期決算公告

令和７年11月14日

東京都港区虎ノ門三丁目８番21号

株式会社メディカルトリビューン

代表取締役　堀川　修

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	631,461
	固定資産	271,811
	繰延資産	431
	資産合計	**903,703**
負債及び純資産の部	流動負債	1,094,642
	ポイント引当金	65,338
	固定負債	25,991
	負債合計	**1,120,633**
	株主資本	△218,807
	資本金	10,000
	資本剰余金	402,000
	資本準備金	16,000
	その他資本剰余金	386,000
	利益剰余金	△630,807
	その他利益剰余金	△630,807
	（うち当期純損失）	（242,836）
	評価・換算差額等	1,877
	その他有価証券評価差額金	1,877
	純資産合計	**△216,930**
	負債・純資産合計	**903,703**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百九十万六千七百四十九円、資本準備金の額を三千百五十七万二千九百二十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都港区新橋三丁目一一番一号
株式会社デジタルヘルス
代表取締役　若林　則章

第５期決算公告

令和７年11月14日　東京都港区新橋三丁目11番１号
株式会社デジタルヘルス
代表取締役　若林　則章

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,230,373	流動負債	656,809
固定資産	302,725	賞与引当金	58,020
		固定負債	226,596
		退職給付引当金	176
		株主資本	649,693
		資本金	100,000
		資本剰余金	159,686
		資本準備金	2,666
		その他資本剰余金	157,020
		利益剰余金	390,007
		利益準備金	2,999
		その他利益剰余金	387,007
		（うち当期純利益）	(185,703)
資産合計	1,533,099	負債・純資産合計	1,533,099

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することに致しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十四日

東京都墨田区亀沢二丁目一二番一一号
（甲）本間鋼業株式会社
代表取締役　本間　一径
東京都墨田区亀沢二丁目一二番八号
（乙）有限会社ユーロード
代表取締役　本間　一径

第70期決算公告

令和７年11月14日　東京都墨田区亀沢二丁目12番11号
本間鋼業株式会社
代表取締役　本間　一径

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	764,688,486	流動負債	276,764,477
固定資産	1,212,354,783	賞与引当金	11,511,500
		固定負債	145,508,391
		退職給付引当金	24,126,204
		株主資本	1,540,941,401
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	1,530,941,401
		利益準備金	28,450,000
		その他利益剰余金	1,502,491,401
		（うち当期純利益）	(110,160,893)
		評価・換算差額等	13,829,000
		その他有価証券評価差額金	13,829,000
資産合計	1,977,043,269	負債・純資産合計	1,977,043,269

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のネット印刷通販部門に属する事業に関する権利義務を、丙は甲の法人営業部門及びクリエイト部門に属する事業に関する権利義務を、それぞれ承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

京都市伏見区下鳥羽東芹川町三三番地
（甲）株式会社グラフィック
代表取締役　西野　能央
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町七
○番地　（乙）タカラ写真印刷株式会社
代表取締役　西野　能央
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町七
○番地　（丙）京阪写真印刷株式会社
代表取締役　西野　能央

第36期決算公告

令和７年11月14日
京都市伏見区下鳥羽東芹川町33番地
株式会社グラフィック
代表取締役　西野　能央

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	13,034,620
	固定資産	33,127,045
	合計	46,161,666
負債及び純資産の部	流動負債	10,734,782
	固定負債	7,154,673
	株主資本	28,272,210
	資本金	95,000
	資本剰余金	65,000
	資本準備金	65,000
	利益剰余金	28,112,210
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	28,088,460
	（うち当期純利益）	(5,375,412)
	合計	46,161,666

第62期決算公告

令和７年11月14日
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町70番地
タカラ写真印刷株式会社
代表取締役　西野　能央

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	525,446
	固定資産	438,208
	合計	963,655
負債及び純資産の部	流動負債	91,041
	固定負債	546,463
	株主資本	326,149
	資本金	30,000
	利益剰余金	296,149
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	288,649
	（うち当期純利益）	(24,314)
	合計	963,655

第65期決算公告

令和７年11月14日
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町70番地
京阪写真印刷株式会社
代表取締役　西野　能央

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	541,224	流動負債	140,318
固定資産	622,993	固定負債	510,000
		株主資本	513,898
		資本金	50,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	443,898
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	431,398
		（うち当期純利益）	(38,506)
資産合計	1,164,217	負債・純資産合計	1,164,217

第 50 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

東京都中央区築地二丁目４番２号

株式会社オカフーズ

代表取締役　岡　　孝行

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,018,061,565
	固定資産	2,214,772,277
	繰延資産	3,630,708
	資産合計	5,236,464,550
負債及び純資産の部	流動負債	1,327,605,285
	法定福利関係引当金	1,200,000
	役員賞与引当金	16,500,000
	福利厚生関係引当金	2,950,000
	固定負債	1,899,613,697
	退職給付引当金	17,569,427
	役員退職慰労引当金	131,145,000
	機械修繕等引当金	16,000,000
	引当金	248,023,355
	商品損失引当金	75,872,298
	業務改善等引当金	116,071,152
	システム開発等引当金	56,079,905
	負債合計	3,475,242,337
	株主資本	1,761,222,213
	資本金	40,000,000
	資本剰余金	6,000,000
	資本準備金	6,000,000
	利益剰余金	1,715,537,213
	利益準備金	12,000,000
	その他利益剰余金	1,703,537,213
	（うち当期純利益）	(60,542,268)
	自己株式	△315,000
	純資産合計	1,761,222,213
	負債・純資産合計	5,236,464,550

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に不動産売買及び賃貸事業に関する権利義務を承継させて、乙はそれらを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

東京都中央区築地二丁目四番二号

（甲）株式会社オカフーズ

代表取締役　岡　　孝行

東京都中央区築地二丁目四番二号

（乙）オカグローバルアセット株式会社

代表取締役　岡　　孝行

第 3 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

東京都中央区築地二丁目４番２号

オカグローバルアセット株式会社

代表取締役　岡　　孝行

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,238,680
	資産合計	3,238,680
負債及び純資産の部	流動負債	229,669
	固定負債	10,790,056
	負債合計	11,019,725
	株主資本	△7,781,045
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△12,781,045
	その他利益剰余金	△12,781,045
	（うち当期純損失）	(5,253,424)
	純資産合計	△7,781,045
	負債・純資産合計	3,238,680

第 9 期決算公告

2025 年 11 月 14 日

東京都千代田区神田東松下町48番地

ｉｓｍ神田２階

日本ＢＣＰ株式会社

代表取締役　角谷　育則

貸借対照表の要旨

（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,745,602
	固定資産	798,679
	有形固定資産	591,824
	無形固定資産	5,406
	投資その他の資産	201,448
	繰延資産	7,091
	資産合計	2,551,372
負債及び純資産の部	流動負債	856,199
	（うち賞与引当金）	(23,610)
	（うち損害補償損失引当金）	(42,096)
	固定負債	861,784
	株主資本	833,388
	資本金	147,000
	資本剰余金	186,946
	資本準備金	49,000
	その他資本剰余金	137,946
	利益剰余金	499,442
	その他利益剰余金	499,442
	（うち当期純利益）	(167,617)
	負債・純資産合計	2,551,372

第 45 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

兵庫県西宮市六湛寺町１番27号

クライスラー西宮ビル２階

株式会社朝日オートセンター

代表取締役　難波　克年

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	457,855
	固定資産	2,680
	合計	460,535
負債及び純資産の部	流動負債	327,479
	賞与引当金	6,060
	固定負債	297,833
	退職給付引当金	11,042
	株主資本	△164,778
	資本金	30,000
	利益剰余金	△194,778
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	△200,278
	（うち当期純利益）	(21,804)
	合計	460,535

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十四日

神戸市兵庫区西柳原町四番八号

（甲）株式会社ナック

代表取締役　難波　克年

兵庫県西宮市六湛寺町一番二七号クライスラー西宮ビル二階

（乙）株式会社朝日オートセンター

代表取締役　難波　克年

第 31 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 14 日

神戸市兵庫区西柳原町４番８号

株式会社ナック

代表取締役　難波　克年

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,409,585
	固定資産	1,734,206
	合計	5,143,791
負債及び純資産の部	流動負債	1,938,634
	賞与引当金	34,850
	固定負債	1,696,725
	退職給付引当金	41,490
	株主資本	1,508,432
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,458,432
	その他利益剰余金	1,458,432
	（うち当期純利益）	(343,345)
	合計	5,143,791

第73期決算公告

令和７年 11 月 14 日

大阪府東大阪市西石切町２丁目１番10号

株式会社棚澤八光社

代表取締役　棚澤　　肇

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,600
	固定資産	2,205
	資産合計	6,805
負債及び純資産の部	流動負債	805
	（内役員賞与引当金）	(23)
	固定負債	1,256
	（内役員退職引当金）	(141)
	負債合計	2,061
	株主資本	4,744
	資本金	98
	資本剰余金	142
	資本準備金	40
	その他資本剰余金	102
	利益剰余金	4,624
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	4,574
	（内当期純利益）	(368)
	自己株式	△ 120
	純資産合計	4,744
	負債・純資産合計	6,805